

特許庁委託

産業財産権国際課題対策推進事業（令和6～7年度）調査研究報告書

エッセンシャル・ファシリティ法理の再検討と近時の展開の分析

**Reassessing the Essential Facilities Doctrine:
A Critical Analysis of Recent Developments**

青柳 由香
Yuka AOYAGI

令和8年3月
March 2026

一般財団法人知的財産研究教育財団
Foundation for Intellectual Property
知的財産研究所
Institute of Intellectual Property

エッセンシャル・ファシリティ法理の再検討と近時の展開の分析

Reassessing the Essential Facilities Doctrine: A Critical Analysis of Recent Developments

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所
派遣研究者
青柳 由香

Yuka AOYAGI
Overseas Researcher
Foundation for Intellectual Property
Institute of Intellectual Property

報告書の構成

はしがき	英語
はしがき	日本語

要約	英語
要約	日本語

目次	日本語
本文	日本語

The Structure of This Report

Foreword	English
Foreword	Japanese

Summary	English
Summary	Japanese

Table of Contents	Japanese
Main Body	Japanese

Foreword

The Foundation for Intellectual Property, Institute of Intellectual Property conducted the Measures Promotion Project on International Industrial-Property Right Issues (FY2024–2025) under a commission from the Japan Patent Office (JPO).

Various medium-to-long term issues need to be addressed to encourage other countries to introduce industrial property right systems helpful to the international expansion of Japanese companies and to harmonize the industrial property right systems of major countries, including Japan. Accordingly, this project provided researchers well-versed in the Japanese industrial property right systems with an opportunity to carry out surveys and collaborative research on these issues with the goal of promoting international harmonization of industrial property right systems through use of the research results and researcher networks.

As part of this project, we dispatched Japanese researchers to foreign research institutes to engage in collaborative research on target issues.

This report presents the results of the research conducted by Prof. Yuka AOYAGI, Faculty of Law, Hosei University, at European University Institute, Italy.* We hope that the results of her research will facilitate harmonization of industrial property right systems in the future.

Last but not least, we would like to express our sincere appreciation for the cooperation of all concerned with the project, especially Prof. Nicolas Petit and Ms. Alice Pineschi, European University Institute.

Institute of Intellectual Property
Foundation for Intellectual Property
March 2026

* Period of research abroad: From August 7, 2025 until February 28, 2026

はしがき

当財団では、特許庁から委託を受け、産業財産権国際課題対策推進事業（令和6～7年度）を実施した。

この事業は、我が国企業が海外各国において活動しやすい産業財産権制度の導入を促すため、主に日本を含む複数国間において産業財産権制度に関する制度調和を進める上で抱える中長期的な課題に関し、日本の産業財産権制度に対して深い理解を有する研究者が調査・共同研究を実施し、得られた研究成果及び研究者のネットワークを活用して産業財産権制度に関する制度調和の推進を図ることを目的とするものである。

その一環として、我が国の研究者を外国の研究機関に派遣し、主に日本を含む複数国間において産業財産権に関する制度調和が中長期的に必要な課題について共同研究による調査を行った。

この調査研究報告書は、派遣研究者としてイタリア・欧州大学院において研究に従事した法政大学法学部教授、青柳由香氏の研究成果を報告するものである*。

この研究成果が今後の産業財産権制度調和の一助になれば幸いである。

最後に、この事業の実施に御尽力いただいた欧州大学院のNicolas Petit教授、Alice Pineschi氏を始めとする関係各位に深く感謝申し上げます。

令和8年3月
一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

* 派遣期間: 令和7年8月7日～令和8年2月28日

Summary

This report examines the formation and development of the Essential Facilities Doctrine in EU competition law through an analysis of case law, and related materials, with the aim of clarifying the analytical framework for determining when an outright refusal to supply may constitute an abuse of a dominant position. In EU law, under the tension between freedom to deal, property rights, and investment incentives, strict criteria have been established, including indispensability, the elimination of competition, and the prevention of the emergence of a new product. These criteria have formed a structure in which access obligations are imposed only exceptionally. Furthermore, with the advancement of the digital economy, issues concerning access to infrastructures which serve as the basis for competition, such as platforms, data, and interoperability information, have become increasingly prominent, and the Digital Markets Act has institutionalised access obligations in specific areas. By contrast, under the Japanese Antimonopoly Act, outright refusals to supply are, in principle, not regarded as unlawful. With respect to intellectual property rights, their exclusivity has been emphasized, and unilateral refusals to license are considered to enjoy exemption under Article 21 and therefore are generally not regarded as violations. In Japan as well, in order to promote competition in software used in smartphones and related areas, the Smartphone Software Competition Promotion Act has been enacted, imposing obligations to provide access to interoperability information and related inputs. When viewed in light of EU competition law, Japanese antitrust law suggests that, in the context of ensuring access to infrastructures which serve as the basis for competition in the digital economy, the principles governing the interface between competition law and intellectual property law have been reconstructed through sector-specific legislation.

要約

本報告書は、EU 競争法におけるエッセンシャル・ファシリティ法理の形成と展開を判例法等の分析を通じて検討し、単独の取引拒絶がいかなる場合に市場支配的地位の濫用として違法となり得るかの判断枠組みを明らかにすることを目的とする。EU 法では、取引の自由・財産権および投資インセンティブとの緊張関係の下で、不可欠性、競争排除効果、新製品出現阻害等の厳格な要件が確立され、例外的にアクセス義務が課される構造が形成されてきた。さらに、デジタル経済の進展により、プラットフォーム、データ、相互接続情報等の競争基盤へのアクセス問題が顕在化し、デジタル市場法により特定領域におけるアクセス義務が制度化された。これに対し日本の独占禁止法では、単独の取引拒絶は原則として違法とされず、また知的財産権についてはその排他性が重視され、単独のライセンス拒絶は 21 条の下で適用除外を享受するため、原則として違反とされないと考えられている。日本でも、スマートフォンに用いられるソフトウェア等における競争を促進するために、スマホソフトウェア法が制定され、互換性情報等へのアクセスの提供の義務づけがなされている。EU 競争法と独禁法の比較を踏まえると、デジタル経済における競争基盤へのアクセス確保の文脈において、立法を通じた競争法制と知的財産法制の調整原理の再構成がなされたことが示唆される。

目次

I. はじめに	1
1. 問題の所在.....	1
2. 本研究の射程と手法	1
II. 取引拒絶の規制	2
1. 取引の自由と取引拒絶	2
(1) 取引の自由と財産権	2
(2) 単独の取引拒絶を規制する必要性	4
2. 単独の取引拒絶の規制の法的根拠	5
3. 全面的取引拒絶と擬制的取引拒絶の区別	6
(1) 全面的取引拒絶 (outright refusal to supply)	6
(2) 擬制的取引拒絶 (constructive refusal to supply)	7
4. 支配的地位にある事業者の特別の責任	7
5. 小括.....	8
III. EU における単独の取引拒絶に関する初期の事例	9
1. Commercial Solvents 事件判決 (1974 年)	9
(1) 事実の概要	9
(2) 判旨.....	10
(3) 検討.....	10
2. Volvo 事件先決裁定 (1988 年)	11
(1) 事実の概要	12
(2) 判旨.....	12
(3) 検討.....	12
3. 小括.....	13
IV. エッセンシャル・ファシリティ法理の登場と展開	13
1. Magill 事件判決 (1995 年)	13
(1) 事実の概要	13
(2) 判旨.....	14
(3) 検討.....	16
2. Bronner 事件先決裁定 (1998 年)	16
(1) 事実の概要	16
(2) 判旨.....	17
(3) 検討.....	18
3. IMS Health 事件先決裁定 (2004 年)	19

(1) 事実の概要	19
(2) 判旨.....	20
(3) 検討.....	21
4. Microsoft 事件判決（2007 年）	22
(1) 事実の概要	22
(2) 判旨.....	23
(3) 検討.....	27
5. エッセンシャル・ファシリティ法理の要件と意義の検討	28
(1) エッセンシャル・ファシリティ法理の要件	28
(2) エッセンシャル・ファシリティ法理の意義	29
V. 政策文書（2008 年ガイダンス）における単独の取引拒絶の取扱い	32
VI. 抗弁としてのエッセンシャル・ファシリティ法理	34
VII. エッセンシャル・ファシリティ法理に関する近時の事例と動向.....	35
1. Bulgarian Energy Holding 事件一般裁判所判決（2023 年）	35
(1) 事実の概要	35
(2) 判旨.....	37
(3) 検討.....	41
2. Android Auto 先決裁定（2025 年）	43
(1) 事実の概要	43
(2) 判旨.....	44
(3) 検討.....	47
3. Lukoil 事件先決裁定（2025 年）	48
(1) 事実の概要	48
(2) 判旨.....	50
(3) 検討.....	51
VIII. エッセンシャル・ファシリティ法理の現在.....	52
1. エッセンシャル・ファシリティ法理の整理	52
(1) エッセンシャル・ファシリティ法理の適用の是非	52
(2) エッセンシャル・ファシリティ法理の下で濫用となるための要件	55
2. エッセンシャル・ファシリティ法理の再評価	57
(1) エッセンシャル・ファシリティ法理の存続	57
(2) エッセンシャル・ファシリティ法理の射程の変化	57
(3) エッセンシャル・ファシリティ法理の射程の理解	58
IX. エッセンシャル・ファシリティ法理の現代的意義の検討.....	58
1. 経済のデジタル化における問題状況の出現	59

2. エッセンシャル・ファシリティ法理の援用の可能性の模索	59
(1) 事業者の市場支配的地位	59
(2) プラットフォームの不可欠性	60
(3) 不可欠性と実質的競争可能性	60
(4) 相互接続情報	61
(5) データの不可欠施設性	62
3. 立法による解決：デジタル市場法（DMA）	63
(1) デジタル市場法による互換性情報提供義務等	64
(2) デジタル市場法による取引の義務づけの意義	66
(3) デジタル市場法後のエッセンシャル・ファシリティ法理の意義	67
X. 日本法への示唆	68
1. 独占禁止法による単独の取引拒絶の規制	68
(1) 規制の根拠規定	68
(2) 公正取引委員会のガイドラインによる解釈	69
(3) 小括	73
2. 独占禁止法 21 条とエッセンシャル・ファシリティ理論	74
3. 2024 年スマホソフトウェア競争促進法	75
(1) 規制の趣旨と枠組み	75
(2) 禁止行為と義務を通じたアクセスの実現	76
(3) アクセスの実現の意義と知的財産法制への示唆	76
XI. おわりに	77

I. はじめに

1. 問題の所在

本研究は、EU 競争法におけるエッセンシャル・ファシリティ法理に関する判例法理を再検討し、また近時の事例における同法理への依拠のあり方と判断基準等の特徴およびその意義を明らかにするものである。エッセンシャル・ファシリティ法理は、独占的な施設・知的財産権等が関与する状況において、当該施設・知的財産権等を利用しなければ新規参入が困難で競争が著しく制限されてしまう等の一定の条件を充足する場合に、当該施設・知的財産権等の利用の申し入れを拒絶することを競争法違反とする法理である。本研究により、私的に形成した財産等にかかる権利と競争法による介入のバランスが EU においていかに取られているかが明らかになる。同法理は産業財産権の利用を含む広い射程をもちうるものである。

日本の独占禁止法の実務においては、本稿の射程とする新規の取引の申し込みに対する単独の取引拒絶はこれまで違反とされたものはなさそうである。そのような日本の実務の状況を背景として、本研究は、EU のエッセンシャル・ファシリティ法理の検討することにより、日本の独占禁止法による私的独占・不公正な取引方法の規制および 21 条の意義について再検討するものである。これは、反射的には、日本における知的財産権制度に対して当該制度の外側にある独占禁止法から権利に対して制限を及ぼす可能性についての検討にもつながるといえる。

2. 本研究の射程と手法

本研究では、独占性を有するさまざまな知的財産権や施設等が関与する事実関係において、EU 競争法（主として EU 機能条約 102 条）で用いられるエッセンシャル・ファシリティ法理¹について、その初期から近時の事例までを対象に検討する²。くわえて、デジタル経済分野に関する立法である、デジタル市場法についても必要な範囲で検討をする。

¹ 不可欠施設理論などとも呼称されている。

² エッセンシャル・ファシリティ法理に関する邦語での先行研究に、例えば、柴田潤子「不可欠施設へのアクセス拒否と市場支配的地位の濫用行為（一～四・完）」香川法学 22 巻 2 号（2002 年）91 頁、23 巻 1・2 号（2003 年）1 頁、24 巻 2 号（2004 年）119 頁、29 巻 2 号（2009 年）61 頁、柴田潤子「市場支配的地位の濫用規制についての一考察--ドイツ・ヨーロッパにおける不可欠施設へのアクセス拒否・価格濫用規制を手がかりにして」日本経済法学会年報 25 号（2004 年）159 頁、泉水文雄「欧州におけるエッセンシャル・ファシリティ理論とその運用」公正取引 637 号（2003 年）32 頁、河谷清文「エッセンシャル・ファシリティの意義と供用」金井貴嗣＝土田和博＝東條吉純『舟田正之先生古稀祝賀経済法の現代的課題』（有斐閣、2017 年）243 頁、川原勝美「不可欠施設の法理の独占禁止法上の意義について：米国法・EC 法及びドイツ法を手がかりとして」一橋法学 4 巻 2 号（2005 年）669 頁。

また、本研究においては、EU 司法裁判所（Court of Justice of the European Union）³の判例とそれらに関する法務官意見、欧州委員会の決定および政策文書、および学説を対象として、エッセンシャル・ファシリティ法理の発展・精緻化の流れとそれに対する学説による評価、そして今日的意義を検討し、日本法への示唆を得る。日本法への示唆の検討においては、独占禁止法およびスマホソフトウェア競争促進法を検討する。

II. 取引拒絶の規制

1. 取引の自由と取引拒絶

事業者が、商品やサービスの提供を内容とする取引の申込等に対して、これを拒絶する行為は、取引拒絶と呼ばれている⁴。取引拒絶は、①事業者等が共同して取引拒絶を実施する共同の取引拒絶と、②事業者が単独で取引拒絶を実施する単独の取引拒絶に大別される。

主要な法域の競争法において、事業者による取引拒絶は市場に対して競争制限効果を有する場合に規制されている。共同の取引拒絶は、複数の事業者で実施されることから、違法性が高いと考えられている。これに対して、一般に、単独行為として取引拒絶がなされる場合には、問題にならない場合も多いと考えられており（背景にある理由等は後述）、常に競争法による規制を受けるわけではない。以下ではその背景にある考え方について外観する。本稿は、EU における取引拒絶に関する判例法理を検討するものであるので、以下では、EU の文脈を中心に検討していくこととする。

（1）取引の自由と財産権

多くの EU の加盟国の憲法において、経済活動の自由ないし企業活動の自由が直接的ないし間接的に保障されている。例えば、イタリアでは、イタリア共和国憲法 41 条 1 項が「私的な経済行為は自由である。」と規定する。また、フランスでは、憲法ブロック（*bloc de constitutionnalité*）を構成する 1789 年人及び市民の権利の宣言 4 条⁵に依拠して「企業活動の自由（*liberté d'entreprendre*）」に憲法的価値を認めることが憲法院の判決で示されている⁶。

³ 本稿の関係では、一般裁判所（General Court）および司法裁判所（Court of Justice）から構成される。これらは 2009 年 12 月 1 日のリスボン条約の発効前は、第一審裁判所（Court of First Instance）および欧州司法裁判所（European Court of Justice）と呼称された。本稿においても、事例によってはこれらの呼称を用いている。

⁴ 購入することを拒絶することもある。共同で行われる場合にはボイコットと呼ばれている。

⁵ *Déclaration des droits de l'homme et du citoyen de 1789*. 「自由とは、他人を害しないすべてのことをなすうることにある。したがって、各人の自然的諸権利の行使は、社会の他の構成員にこれらと同一の権利の享受を確保すること以外の限界をもたない。これらの限界は、法律によらなければ定められない」と規定する。

⁶ *Décision n°81-132 DC du 16 janvier 1982*. 蛭原健介「経済活動の自由をめぐる最近のフランス憲法判例——事後審査制導入後の憲法院判決を手がかりにして——」法学研究 93 号（2012 年）1 頁。

欧州レベルで言えば、EU 基本権憲章⁷16 条は、「事業を行う自由」というタイトルの下で「連合の法および国内法にしたがって事業と実務を行う自由は認められる」と規定する。

また、EU 加盟国においては、憲法の下で財産権が保障されている。たとえば、イタリアにおいては、イタリア共和国憲法 42 条 1 項が「私有財産は、…法律によって承認され、かつ保障される。」と規定する。フランスでは、前述の 1789 年宣言 17 条において、これが保障されている⁸。また、EU 基本権憲章 17 条も、「財産権」を保障している。

これらの規定に基づけば、事業者らは取引をするか否か、誰と取引をするか、および、どのような条件で取引をするかについて、また、自らの財産の利用を他者に許すか否かの判断は、原則として自由であると考えられる。

このような自由は、EU 競争法に関する判例においても確認されている。たとえば、Microsoft 事件（2007 年）は、「原則として、事業者が取引相手を選択することは自由である⁹」と確認している。また、欧州委員会の 2009 年「102 条ガイダンス¹⁰」もまた、「一般的にいえば、支配的地位にあらうか否にかかわらず、いかなる事業者も、取引の相手方を選択し、その財産を自由に処分する権利を有する¹¹」との理解を示している。

とはいえ、これらの自由は絶対的なものではなく制約を伴う。以下、経済活動の自由と財産権について、憲法がどのような規定を有するか確認する。経済活動の自由について、イタリア憲法 41 条 2 項は、これを認めつつも、「社会的有用性に反する又は健康、環境、安全、自由、人間の尊厳に危害を与える行為は禁じられる。」と規定する。また、フランスでは、1789 年宣言 4 条が、「それぞれの人間の自然に備わった諸権利の行使は、社会の他の構成員たちにも同様な諸権利の享受を確保するために設けられる諸限界によってしか、制限されない。その諸限界は、法律によってでなければ定められることはできない。」と規定する。また EU 基本権憲章 16 条は、事業活動を行う自由について「共同体法および国内法ならびに慣行」に従ってなされるという条件をつけている。

また、財産権も制約を伴う。たとえば、イタリア憲法 42 条 2 項は、法律は「私有財産の社会的機能を確保し、すべての者がそれにアクセスすることが可能となることを目的として、法律はその取得・享受の方法および限界を定める」と規定する。また、フランスでも、1789 年宣言 17 条は「財産権は…法律により確認された公共の必要性がこれを明白に要請する場合であって、かつ、正当かつ事前の補償が付される場合を除き、何人もこれを奪われることはない。」と規定する。また、EU 基本権憲章 17 条も「何人も、その財産を奪われることはない。ただし、公共の利益のために、かつ、法律によって定められた場合および条件の下で行われ、さらに、その損失に対して適時に公正な補償が支払われることを条件

⁷ Charter of Fundamental Rights of the EU, OJ [2007] C 303/17.

⁸ 財産権は「不可侵かつ神聖な権利」と規定されている。

⁹ Case T-201/04 Microsoft, para. 319.

¹⁰ European Commission, Guidance on the Commission's Enforcement Priorities in Applying Article 82 EC Treaty to Abusive Exclusionary Conduct by Dominant Undertakings (COM/2008/0832 final).

¹¹ para. 75.

とする場合は、この限りでない。財産の使用は、一般の利益のために必要である限度において、法律によって規制され得る。」と規定する。

かように、EUの加盟国の憲法およびEU基本権憲章は、経済活動の自由、および財産権を認めつつ、一定の場合にそれらが制約を受けることを予定しているのである。

(2) 単独の取引拒絶を規制する必要性

前述のとおり、経済活動の自由と財産権は憲法などで保障されており、原則として、取引をするか否か、財産をどのように扱うかはその主体の自由であると考えられている。ただし、この経済活動の自由がどの程度保護され、どのような場合に制約を受けるべきだと考えられているかは、法域ごとに異なっている。そして、その反映として、どのような条件において当該自由に対して介入がなされるかも法域ごとに異なっている。

この点を競争法の文脈においてみれば、事業者の行為は原則として経済活動の自由に置かれるが、市場競争を制限する場合には、競争法の規制をうけると把握される。

さて、本研究課題における検討対象である取引拒絶という行為類型に目を転じてみる。事業者が共同でこれを行う場合と、単独で行う場合では、一般的に言えば、競争法における評価は異なる。事業者が共同で取引拒絶を行う行為（ボイコットなどともよばれる）は、競争に対する悪性が見出されやすいと考えられている。すると、上述の憲法による自由の保障との関係では、当該自由の保障は共同行為については、制約を受けやすいといえる。

しかし、競争法は、事業者らが価格、商品の性質、取引の相手方など市場競争に影響を与える経済活動の要素について判断する際には、原則として（他者と共同してではなく）単独で判断するべきだと考えている。つまり、経済活動の自由や財産権等は、競争法の文脈においては単独で行使されるべきだと考えられているともいえる。そのため、事業者らの共同行為を競争法で規制することは、憲法により保障された自由・権利の制限として問題になりにくいと考えられる。

他方で、単独の取引拒絶は、競争制限効果を生じにくいと考えられている。これは、単独であるため、市場に対する影響力が大きい場合が多いというのがひとつの理由である。しかし、単独の取引拒絶によって市場において競争制限効果が生じることもある。たとえば、当該事業者の市場シェアが大きい場合や、高度に差別化された製品やサービスについて取引拒絶がなされる場合が想定される。典型的には、ある原料を独占的に製造する事業者が、他の事業者から当該原料についてなされた購入の申し出を拒絶し、これにより当該他の事業者が新たな商品を市場に投入することが妨げられるような場合である。そのような場合には、当該単独の取引拒絶が競争法に違反する、とされうるといえる。つまり、経済活動の自由や財産権は制約を受けてもやむを得ない、考えられる。

ただし、経済活動の自由や財産権がどの程度保護されるべきだと考えられているかは、法域ごとに異なっている。そして、その反映として、どのような条件において当該自由・権利に対して法的な介入がなされるかも法域ごとに異なっている。したがって、どのような場合に単独の取引拒絶が競争法に違反するとされるかも法域によって異なる。この点において、本研究課題で検討する EU 競争法は、他の法域に比べてより介入的であり、単独の取引拒絶が競争法違反とされた事例が他の法域において多く、判例法理の発展が見られる。以下では EU 競争法における単独の取引拒絶規制について検討を進めていく。

2. 単独の取引拒絶の規制の法的根拠

ある事業者が、他の事業者から新たに受けた取引の申し出を拒絶したり、あるいはすでに取引関係にある事業者との取引を停止することは、取引拒絶として規制されることがある¹²。多くの法域において競争法がその主たる規制根拠となっている¹³。

EU において取引拒絶の規制は、EU 機能条約 102 条に基づいてなされている。同条は次のように規定する。

「102 条 一またはそれ以上の事業者による域内市場またはその実質的な部分における支配的地位の濫用は、加盟国間の通商に影響する限りにおいて、域内市場と両立しないとして禁止される。

そのような濫用として、特に以下がある。

- (a) 不公正な購入もしくは販売価格、または他の不公正な取引条件を直接的または間接的に課すこと、
- (b) 製造、市場、または技術的な発展を、消費者の害になるように制限すること、
- (c) 他の取引相手との同等の取引に対して、異なる条件を適用し、これにより当該取引相手を競争上不利にすること、
- (d) 性質または商慣習において契約の目的と関連しない付随的な義務の受諾を、契約の締結の条件とすること¹⁴」

¹² このような態様には必ずしも当てはまらないが、事実上受け入れることが困難な条件を付すなどして、取引が実現しないようにする行為もまた取引拒絶として把握されることがある。EU においては擬制的取引拒絶（constructive refusal to deal）と呼称されている（後述）。

¹³ 公益事業分野において、いわゆる事業法により特定の事業者に対して取引義務が課されることもある。

¹⁴ 英語での条文は以下の通り。

「Article 102 (ex Article 82 TEC)

Any abuse by one or more undertakings of a dominant position within the internal market or in a substantial part of it shall be prohibited as incompatible with the internal market in so far as it may affect trade between Member States.

Such abuse may, in particular, consist in:

- (a) directly or indirectly imposing unfair purchase or selling prices or other unfair trading conditions;
- (b) limiting production, markets or technical development to the prejudice of consumers;
- (c) applying dissimilar conditions to equivalent transactions with other trading parties, thereby placing them at a competitive disadvantage;
- (d) making the conclusion of contracts subject to acceptance by the other parties of supplementary obligations which, by their nature or according to commercial usage, have no connection with the subject of such contracts.」

この規定の要件に該当する行為は、市場支配的地位の濫用として 102 条の下で禁止される。本研究課題との関係では、市場支配的地位にある事業者が、取引を拒絶した場合に、どのような条件が整えば「濫用」に該当するか、が重要な論点である。

濫用行為について、102 条は(a)ないし(d)を例示している。しかし、102 条は、市場支配的地位の濫用規制の対象となる行為態様として、取引拒絶を明示的に例示などしてはいない。だが、同条(b)の「製造、市場、または技術的な発展を、消費者の害になるように制限すること」は、取引拒絶により取引を申し出た事業者による製品等の生産や新規製品・サービス市場の創出等が制限されることも、その規制対象として想定しているように思われる。とはいえ、(a)ないし(d)は例示であり、これに限らず濫用行為は認定されている。

3. 全面的取引拒絶と擬制的取引拒絶の区別

競争法における単独の取引拒絶の評価においては、全面的取引拒絶（outright refusal to supply）と擬制的取引拒絶（constructive refusal to supply）を区別する必要がある¹⁵。というのは、いずれかによって、適用される違法性判断基準が異なるからである¹⁶（後述）。

（1）全面的取引拒絶（outright refusal to supply）

全面的取引拒絶とは、事業者が他の事業者からなされる取引の開始の申込みに対して、明示的に拒否する行為を指す¹⁷。これは、「供給するか否か」という二値的判断として把握され、取引拒絶の意思が直接的に表明される。

競争法上、この類型は事業者の取引自由や財産権と正面から衝突する。そのため、単独の全面的取引拒絶は原則として適法であると理解される。競争に対する悪影響が高いと考えられる場合において、違法性が認められうるか否かについては、法域による取り扱いに違いがある。たとえば、日本においては全面的取引拒絶について、違法性が認められた事例はないといえる。他方、EU 競争法においては違法性が認められた一連の事例がある。しかし、きわめて例外的状況においてのみであることが確認されている（後述）。

¹⁵ European Commission, Policy Brief, A Dynamic and Workable Effects-based Approach to Article 102 TFEU, (2023), at 7; Inge Graef, The Future of Refusals to Deal and Margin Squeezes in the Face of Sector-specific Regulation, in Pinar Akman, Or Brook, and Konstantinos Stylianou, Research Handbook on Abuse of Dominance and Monopolization (2023), at 162. 欧州委員会が 2009 年に示した 102 条の適用の優先順位に関する指針では、全面的取引拒絶と擬制的取引拒絶は共に取引拒絶として扱われている。European Commission, Guidance on the Commission's Enforcement Priorities in Applying Article 82 EC Treaty to Abusive Exclusionary Conduct by Dominant Undertakings (COM/2008/0832 final), para. 79. 2026 年現在、この指針は改正される過程にある。

¹⁶ Anna Renata Pisarkiewicz, Margin Squeeze in the Electronic Communications Sector: Critical Analysis of the Decisional Practice and Case Law (2018), at 226.

¹⁷ Graef (2023), supra note 15, at 162.

(2) 擬制的取引拒絶 (constructive refusal to supply)

これに対し、擬制的取引拒絶とは、形式上は供給や取引に応じているものの、取引条件・技術仕様・手続運用等を通じて、実質的に競争者の利用を不可能又は著しく困難にする行為をいう¹⁸。たとえば、不合理または差別的な条件、恣意的な遅延、利用価値を失わせる仕様設定等は、供給拒絶と同等の排除効果を生じさせ得る。過去には日本でも、たとえば、川下市場における商品・サービスを提供するために原材料やインフラなどのインプットの他社向けの価格を高く設定することで、当該インプットを用いて自社が提供する川下市場における商品・サービスに対して他社が価格において対抗できない状況を創出するというマージンスクイズが問題とされたことがある¹⁹。

この擬制的取引拒絶という類型では、表面的には「拒絶」が存在しない。もとより、競争法は取引の自由等ないし私的自治への介入という性質を持つ。すなわち、擬制的取引拒絶の類型では、競争法の適用において、取引の自由や財産権との緊張関係は緩和され、競争法の適用がなされる。そのため、事業者による問題となる行為があれば、競争法のエンフォースメントは積極的になされているといえる。擬制的取引拒絶に関する規制は、EU 競争法においては市場支配的地位の濫用、日本の独禁法では排除型私的独占や不公正な取引方法として構成されている。

以上の整理にみるとおり、全面的取引拒絶では、競争法の適用において憲法的価値との緊張関係にあり、より慎重な競争法の適用が求められる。EU においてはこの緊張関係の下においても、市場支配的地位にある事業者による全面的取引拒絶が、濫用に該当する場合があるとする判例法理を発展させてきた。どのような場合に濫用に該当するかについての判断基準を示すこの判例法理は、エッセンシャル・ファシリティ法理と呼ばれている。本稿は、この全面的取引拒絶に関して EU において発展したエッセンシャル・ファシリティ法理を検討するものである。

4. 支配的地位にある事業者の特別の責任

EU 競争法において禁止されるのは、支配的地位の濫用にあたる行為であって、事業者が支配的地位を有すること自体は違法とされるものではない。しかしながら、EU 競争法において支配的地位にある事業者には、「特別の責任」が見出されるという判例法理がある。

¹⁸ Graef (2023), *supra* note 15, at 163.

¹⁹ NTT 東日本事件 (最判平成 27 年 4 月 28 日、民集 69 卷 3 号 518 頁)。同事件の評釈に、たとえば、金井貴嗣「判批」新・判例解説 Watch 経済法 No. 51 (LEX/DB 文献番号 25447222、2016 年)、川濱昇「判批」ジュリスト 1419 号 (2011 年) 106 頁、大槻文俊「判批」NBL957 号 (2011 年) 94 頁、柴田潤子「判批」速報判例解説 90 卷 (2011 年) 255 頁、白石忠志「判批」Law & Technology 52 号 (2011 年) 14 頁、泉水文雄「判批」公正取引 726 号 (2011 年) 74 頁、根岸哲「判批」民商法雑誌 144 卷 6 号 (2011 年) 802 頁、越知保見「判批」ジュリスト 1422 号 (2011 年) 131 頁。

1983年 Michelin 事件は、支配的地位にある事業者は、「自らの行為が、[域内市場における]歪曲されていない競争を害することを許してはならないという特別の責任を有する²⁰⁾」（カギ括弧内は筆者）との理解を示した。この理解は、その後の 102 条に関する判決および先決裁定において確認され、繰り返し述べられており、確立しているといえる。

この判例法理は、支配的地位にない事業者が行えば競争法上の問題を生じない行為であっても、支配的地位にある事業者が行う場合には競争法上の問題を生じることがあり、当該事業者はそのような行為は取ってはならないという義務を負う、ということを行い換えたに過ぎないという見方ができる²¹⁾。

しかしまた、この「歪曲のない競争を害さない特別の責任」には、直接的に消費者に害を与える行為だけではなく、消費者に害を与えることとなる、市場における「競争的な構造」(competitive structure) を害するような行為をとってはならないことも含まれていると考えられている²²⁾。この市場における競争的な構造は、講学上「競争のプロセス」などとも言い換えられており²³⁾、その保護の重要性は EU の実務において確認されており²⁴⁾、特に近年の 102 条に関する事例において言及されている例が目立つ²⁵⁾。

本研究において取り上げる単独の取引拒絶規制の背後には、この支配的地位にある事業者が負う特別の責任という判例法理がある点に注意が必要である。

5. 小括

ここまで取引拒絶という行為について、①単独行為と共同行為、②全面的取引拒絶と犠牲的取引拒絶という分類ができることを示した。そして、単独で行われる全面的取引拒絶の競争法による規制においては、取引の自由と財産権という憲法上保護される自由・権利と競争法による規律の間に緊張関係が生じることを示した。そして、単独で行われる全面的取引拒絶が競争法に違反とされる否かは法域によること、そして、日本では違反が認定された先例はなさそうであること、EU においては例外的に違反とする判例法理であるエッセンシャル・ファシリティ法理が確立していることを示した。

次章以降では、全面的取引拒絶に関する判例を通じて、エッセンシャル・ファシリティ法理の形成とその内容を確認し、検討する。

²⁰⁾ Case 322/81 NV Nederlandsche Banden Industrie Michelin v Commission of the European Communities, EU:C:1983:313, para. 57.

²¹⁾ Case 6/72 Europemballage Corporation and Continental Can Company Inc. v Commission of the European Communities, EU:C:1973:22, para. 26.

See, Richard Whish & David Bailey, *Competition Law*, 11th ed., at 203.

²²⁾ Whish & Bailey, *supra* note 21, at 207.

²³⁾ Whish & Bailey, *supra* note 21, at 207.

²⁴⁾ Case C-280/08 P Deutsche Telekom AG v European Commission, EU:C:2010:603, para. 176.

²⁵⁾ Case C-680/20 Unilever Italia Mkt Operations Srl v AGCM EU:C:2023:33, para 36; Case C-42/21 P Lietuvos geležinkeliai v Commission EU:C:2023:12, para 77; Case C-449/21 Towercast v Autorité de la Concurrence EU:C:2023:207, para 36; Case C-510/22 Romaqua Group SA v Societa Națională a Apelor Minerale SA EU:C:2023:694, para 33; Case C-333/21 European Superleague Company SL v FIFA and UEFA EU:2023:C:1011, para 124.

Ⅲ. EUにおける単独の取引拒絶に関する初期の事例

1. Commercial Solvents 事件判決 (1974 年)²⁶

Commercial Solvents 事件判決は、供給に関する取引拒絶が 102 条に違反するとされたはじめての事例である²⁷。

(1) 事実の概要

Commercial Solvents Corporation (以下、Commercial Solvents) は、米国企業であり、ニトロプロパンとアミノブタノールを製造していた。ニトロプロパンとアミノブタノールは結核の治療薬であるエタンブトール等の製造のための中間財である。

Commercial Solvent の子会社の Istituto Chemioterapico Italiano (以下、ICI) は、イタリアの事業者で、Commercial Solvent が製造したアミノブタノールの再販売を行い、その相手方には Laboratorio Chimico Farmaceutico Giorgio Zoja (以下、Zoja) が含まれていた。

1968 年、ICI は自らエタンブトールを有効成分とする医薬品の開発を開始し、1970 年に生産を開始した。

Commercial Solvents は、1970 年に、ニトロプロパンとアミノブタノールを今後 EEC に供給せず、デキストロ・アミノブタノールを供給することとし、ICI がそれをエタンブトールに転換し、EEC 等向けの販売および ICI のエタンブトールを有効成分とする医薬品の製造に用いることを決定した。そして、Commercial Solvents は、ICI を含む既存の再販売事業者に対して、ニトロプロパンとアミノブタノールの販売は、すでに販売が約束されている数量に限ってのみ供給可能となる旨を通知した。

1970 年に Zoja は、それまでに Commercial Solvents と合意していた 20,000 キロにおよぶアミノブタノールの注文をキャンセルした。独立事業者がより大容量のアミノブタノールをより安価に供給していたためである。ところが、1970 年おわりに、Zoja は ICI に対してアミノブタノールの新規注文を行い、再度の再販売を受けられるか問い合わせをした。これに対して、Commercial Solvents は供給可能な商品はない旨回答した。Zoja は、世界市場においてアミノブタノールの供給を得ようとしたが、かなわなかった。

1972 年 12 月 14 日、欧州委員会は、Commercial Solvent に対して、Zoja にニトロパラペンとアミノブタノールを供給することを命じることを内容とする決定を行なった。ICI と Commercial Solvent がその取消しを求めたのが本件である。

²⁶ Joined cases 6 & 7/73 Istituto Chemioterapico Italiano S.p.A. and Commercial Solvents Corporation v Commission of the European Communities, EU:C:1974:18.

²⁷ Pisarkiewicz (2018), supra note 16, at 216.

(2) 判旨

欧州司法裁判所は、Commercial Solvents はエタンブトールの製造に必要な (necessary) 原材料に関する世界市場において、支配的地位にあるとする欧州委員会の認定を支持した²⁸。その上で、「原材料の製造において支配的地位にあり、それゆえその派生品の製造者に対する供給をコントロールすることができる事業者は、(自らの以前の顧客と競争して) そのような派生品の製造を開始することを決定したからという理由で、その競争を排除するように行動することはゆるされない。…原材料市場において支配的地位にある事業者が、当該原材料を自社の派生品製造のために確保する目的で、それら派生品を製造する顧客への供給を拒絶し、その結果として当該顧客の側のすべての競争を排除する危険をもたらす場合、当該事業者は 86 条 (現 102 条) にいう支配的地位を濫用している。²⁹」

欧州司法裁判所は、欧州委員会の決定を支持して、請求を棄却した。

(3) 検討

本件は、単独の取引拒絶に関する最初期のリーディングケースである。本件では、原材料市場において支配的地位にある事業者が、自ら当該原材料を用いた製品の製造・販売を開始することを契機として、当該製品を製造・販売する事業者に対する原材料の供給を停止し、それにより当該事業者が当該製品の製造を継続することが困難にし、当該製品に関する市場、すなわち下流市場における競争を排除したことが、EC 競争法旧 86 条 (現 EU 競争法 102 条) に違反するとされた。すなわち、原材料の供給を停止することで、川下市場から競争者を排除した行為が、市場支配的地位の濫用に該当するとされている。

学説において、本件は、EU 競争法における不可欠施設理論の起源であると位置付けられている³⁰。本件では、ニトロプロパンとアミノブタノールがエタンブトールの生産に必要な (necessary) であるとの欧州委員会の認定を欧州司法裁判所が支持している。不可欠 (essential) という言葉そのものは登場しないものの、下流市場におかれる製品の生産に必要な原材料 (インプット) の供給停止により、競争関係に置かれる事業者が製造を継続することが困難になり、当該下流市場における競争が制限されることが、支配的地位の濫用にあたりと認定されている点において、エッセンシャル・ファシリティ法理の萌芽が見られる。

²⁸ para. 18.

²⁹ para. 25.

³⁰ Pisarkiewicz (2018), *supra* note 16, at 216. とはいえ、Commercial Solvents 事件判決をエッセンシャル・ファシリティ法理そのものとは捉え難い事情も事実関係からはうかがえる。それは、Zoja が、ICI と取引関係にあったところ、それを一旦キャンセルしたが、短期間のうちに再度の取引の申し入れをしている点である。この点については、欧州司法裁判所は特段の評価をしていないが、事実関係からは、本件は継続的な取引関係にあった事業者に対する取引拒絶にやや近い関係性もうかがわれ、全面的取引拒絶とは言い切り難いところがあることに注意が必要である。

また、本件で注目されるのは、Commercial Solvents が、自らが用いている方法以外に、ニトロプロパンを製造する方法がすくなくともひとつあり、ニトロプロパンを用いずにアミノブタノールを製造する方法がすくなくとも3つある等の主張をしたくだけである。後述の Magill 事件以降に見られるエッセンシャル・ファシリティ法理においては、問題となる原材料や施設、知的財産権等の不可欠性が検討されている。しかし、Commercial Solvent 事件においてみられるこの主張とそれに対する検討は、Commercial Solvents がニトロプロパンとアミノブタノールといったエタンブトールの生産のために必要な原料の市場において、支配的地位にあるか否かの文脈においてなされている。この点は、本件が単独の取引拒絶の初期の事例であり、またエッセンシャル・ファシリティ法理の確立以前の事例である、という点によるものと思われる。したがって、本件の支配的地位の認定において見られる「必要性」に関する文言、および Commercial Solvents 以外からの原料の入手の可能性に関する検討は、その後の判例で用いられる「不可欠性」に関する検討とは異なる意図、および検討のありかたでなされていることに注意が必要である。

2. Volvo 事件先決裁定 (1988 年)³¹

Commercial Solvents 事件以降、取引拒絶に関する事例がみられる³²。それらの事例においては、Commercial Solvents 事件でみられた考え方が用いられているようである。たとえば、Hugin 事件、および Volvo 事件というスペアパーツの供給停止に関する事例がみられる³³。また、欧州委員会の決定であるが、Napier Brown/British Sugar 事件³⁴において、既存の取引相手に対する供給を停止したことを問題とし、Commercial Solvents 事件に従っている。

上述の事例のうち、ここで Volvo 事件確認する。同事件は、エッセンシャル・ファシリティ法理の登場前の時期にみられる、知的財産権のライセンス拒絶に関する事例である。

³¹ Case 238/87 AB Volvo v Erik Veng, EU:C:1988:477

³² また、Commercial Solvents 事件とはやや異なる事実関係において取引拒絶としてとりあつかわれた事例が見られている。たとえば、Télémarketing 事件 (Case 311/84 Télémarketing EU:C:1985:394) では、欧州司法裁判所は、サービスに関する取引拒絶も 102 条の下で禁止されるとした。同事件ではテレビ局と広告に関する代理店が、既存の取引相手との契約更新に際して、自社のテレマーケティング会社のサービスを利用しない場合には、テレビ広告時間枠を継続して販売しないことが問題とされた。対象が原材料ではなくサービスになっている点、一定の取引条件に応じない場合に取引が拒絶される点において、Commercial Solvents 事件と異なる。この事件は、川下市場におけるサービスを利用するという条件に応じれば取引をすることができたという点において、抱き合わせの類型に当てはまるとも考えられる。これは競争法の判例の発展の初期ゆえに生じた混乱であると考えられる。Whish & Bailey, *supra* note 21, at 779; Brenda Sufrin, Niamh Dunne & Alison Jones, *EU Competition Law: Text, Cases & Materials* (8th ed.), at 508. 現在は、欧州委員会は、そのガイダンスペーパーにおいて、取引拒絶と抱き合わせの両方に当たりそうな場合には、後者の判断基準が適用されるとしている。Guidance Paper, para. 77. もしこの事件を取引拒絶として扱う場合は擬制的取引拒絶 (constructive refusal to supply) に当たりそうである。しかし、これを全面的な取引拒絶として扱う論稿もある。Pablo Ibáñez Colomo, *Indispensability and Abuse of Dominance: From Commercial Solvents to Slovak Telekom and Google Shopping*, *Journal of European Competition Law & Practice* Vol.10, No. 9 (2019), at 543.

³³ Case 22/78 Hugin, EU:C:1979:138; Case 238/87 AB Volvo v Erik Veng, EU:C:1988:477. なお、Hugin 事件は、加盟国間取引への影響がないことを理由に、旧 86 条 (現 102 条) の違反は認定されていない。

³⁴ Napier Brown/British Sugar [1988] OJ L284/41.

(1) 事実の概要

Erik Veng（以下、Veng）はイギリスの事業者である。本件では、Veng が Volvo の生産販売する車のパーツをイギリスに輸入し販売したことが、Volvo が有する当該パーツに関するイギリスにおける意匠権を侵害するとして、Volvo がイギリスの高等法院に対して提訴した。これに対して、Volvo がライセンスを付与しないことが、旧 EEC 条約 86 条（現 EU 機能条約 102 条）にいう濫用にあたるとの抗弁をしたため、イギリスの高等法院が法解釈について欧州司法裁判所に先決裁定を付託したのが本件である。

(2) 判旨

欧州司法裁判所は、まず、当時意匠保護について共同体で共通の法制度がなく、法制度のハーモナイゼーションがなされていないことから、保護を受ける製品の判断は加盟国立法府の判断によることを確認した³⁵。また、保護された意匠が第三者により製造販売あるいは輸入されることを防ぐことに関する所有権者の権利は、まさにその排他権の対象であり、デザインが用いられた製品の供給に関して、意匠権の所有者に対して第三者へのライセンス義務を課すことは、たとえ合理的な実施料を受け取るとしても、排他権の実質を奪い取ることとなるものであり、ライセンス付与の拒絶自体は支配的地の濫用となるものではない、との理解を示した³⁶。

(3) 検討

Volvo 事件により明らかになるのは、判決が示された当時は、ライセンス拒絶自体は、排他権の行使の中核にある正当な行為であって、いかなる場合にも支配的地位の濫用に該当しないと考えられていた、ということである。

たとえば、本件において、欧州司法裁判所は、登録意匠の所有権者の排他権行使が旧 86 条（現 102 条）によって禁止される場合もあるとしているが、その例として、独立修理業者に対する恣意的な供給拒絶、スペアパーツの価格を不公正な水準に設定すること、いまだ多数の車が流通している特定のモデルについてスペアパーツの製造を中止する決定、などが挙げられている³⁷。これらの例示のうち独立修理業者に対する恣意的な供給拒絶が取引拒絶の類型に含まれるが、当該行為の問題はおそらく行為者ないし関連事業者が修理事業を行っているところ、それ以外の事業者に対して修理に必要なパーツを提供しないとい

³⁵ para. 7.

³⁶ paras. 8 & 11.

³⁷ para. 9.

う差別的な取引を行うところであり、供給拒絶それ自体に行為の悪性は見出されていないと解される³⁸。

3. 小括

Commercial Solvents 事件判決は、原材料市場において支配的地位を有する事業者が、自己の下流市場への参入を契機として従来の顧客への供給を停止し、下流市場の競争を排除する場合には、取引拒絶が旧 86 条（現 102 条）にいう濫用に該当し得ることを明確にした点で、単独の取引拒絶に関するリーディングケースと位置付けられる。他方で、Volvo 事件先決裁定は、登録意匠に基づくライセンス付与の拒絶は排他権の本質的内容に属するものであり、その拒絶自体は濫用には当たらないとの理解を示した。

この時期の判例法理は、取引拒絶の対象が原材料である場合と知的財産権である場合とで判断枠組みを異にしており、とりわけ後者については知的財産権の排他性を強く尊重する姿勢が顕著であったと評価できる。

IV. エssenシャル・ファシリティ法理の登場と展開

以下では、Commercial Solvents 事件以降の欧州司法裁判所等の判断を受けて形成された、エssenシャル・ファシリティ法理について検討する。エssenシャル・ファシリティ法理はまず知的財産権が関与する事例で形成された。そこで、本稿ではまず知的財産権にかかる事例である Magill 事件判決を概観して、その発展の経緯をあとづける。

1. Magill 事件判決（1995 年）³⁹

本件は、アイルランドおよび北アイルランドにおけるテレビ番組情報の利用をめぐり、放送事業者が有する著作権の行使と、競争法（旧 EEC 条約 86 条）との関係が問題となった事案である。

（1）事実の概要

³⁸ 独立系メンテナンス業者に対する修理部品の供給のあり方が問題となった日本の事例が想起される。東芝エレベーター事件（大阪高判平成 5 年 7 月 30 日判時 1479 号 21 頁審決集 40 卷 651 頁）。同事件においては、抱き合わせと取引妨害が認定されている。

³⁹ Joined cases C-241 & 242/91 P Radio Telefis Eireann (RTE) and Independent Television Publications Ltd (ITP) v Commission of the European Communities, EU:C:1995:98.

アイルランドのほとんどの世帯、および北アイルランドの 30-40%の世帯で RTE、ITV および BBC のテレビ放送を受信することができた。当時、アイルランドおよび北アイルランドにおいて、包括的な週刊の TV 番組ガイドは市場になく、各局が自らの番組のみについてテレビ番組ガイドを発行し、また第三者が番組一覧を複製することを防ぐため、自らの週間番組表を著作権で保護していた。

RTE、ITV の週間テレビ番組ガイドを発行する ITP、および BBC は、番組スケジュールを新聞等に無料で提供し、これについて当該情報を複製する条件を付してライセンスをしていた。

Magill TV Guide (以下、Magill) は、包括的な週間テレビ番組ガイドを出版することを企図したが、RTE と BBC が週間テレビ番組表の出版の差止めを得てこれを阻止していた。

これに関する Magill の申告をうけて、欧州委員会は 1988 年 12 月 21 日に、テレビ局 3 社の行為が旧 EEC 条約 86 条 (現 EU 機能条約 102 条) に違反すると認定し、3 社に対して、「請求に応じて、非差別的に第三者に対して自らの個別の事前の週間番組表を提供し、それらの当事者がその表を複製することを許諾する」ことにより、当該違反を終わらせること等を内容とする決定を行なった⁴⁰。

これを不服とした RTE と ITP は、第一審裁判所に対して、決定の取り消しを求めて提訴したが、第一審裁判所は請求を棄却した。これを RTE と ITP が欧州司法裁判所に控訴したのが本件である。

(2) 判旨

(i) 支配的地位の濫用について

欧州司法裁判所は、まず、知的財産権を所有自体は支配的地位をもたらすものではないことを確認した⁴¹。

Magill のようにテレビ番組表をコメントや写真と共に出版したいと考える事業者にとって、テレビ局は、テレビ番組の時間とタイトルに関する唯一のソースであるとして、「RTE、…ITP は…アイルランドのほとんどの世帯ときたアイルランドの 30 から 40%の世帯が受信するテレビ番組の表を作成するために用いられる情報について事実上の独占を享受している」のであって、RTE と ITP は「週間テレビ雑誌に関する市場における有効競争を妨げることができる地位にある」とした⁴²。

⁴⁰ 合理的なライセンス料とすることも命じられている。European Commission, Decision 89/205/EEC of 21 December 1988 relating to a proceeding under Article 86 of the EEC Treaty (IV/31.851 – Magill TV Guide/ITP, BBC and RTÉ), OJ 1989 L 78, 43.

⁴¹ para. 46.

⁴² para. 47.

そして、支配的地位の濫用について以下の通り判断を示した。まず、Volvo 事件を参照しつつ、複製に関する排他的権利は著作者の権利の一部であり、ライセンスの付与を拒絶することは、たとえそれが支配的地位を有する事業者の行為であっても、それ自体としては支配的地位の濫用に当たらないとした⁴³。しかし続けて、「所有権者による排他的権利の行使は、例外的な状況において、濫用行為にあたる」とされてきたことを確認した⁴⁴。

本件では、第 1 に、第一審裁判所が、新聞や雑誌に掲載された 24 時間（週末は 48 時間）の番組表は、週の番組全てに関して視聴者に対する事前の情報に対して部分的な代替性しか有しないと判断したことを確認した上で、欧州司法裁判所は、RTE と ITP は、「週間 TV ガイドの編成にとって不可欠 (indispensable) 原材料である番組スケジュールに関する情報の唯一のソースであるが、1 週間先の番組の選択に関する情報を得たいと希望する視聴者に対して他の選択肢を与えず、各テレビ局の週刊ガイドを購入してそれぞれから比較のために必要な情報を抜き出すことをさせている⁴⁵」とした。そして、RTE と ITP は、加盟国の著作権規定に依拠して基本的な情報を提供することを拒絶することによって、「自らが提供しないが、潜在的な消費者需要がある、包括的な週刊テレビ番組ガイドという、新製品の出現を妨げて」おり、そのような拒絶は 86 条 2 項(b)の下で濫用に該当するとした⁴⁶。第 2 に、拒絶について正当化はないとした⁴⁷。第 3 に、本件行為により、RTE と ITP は、週間 TV ガイドの編集に不可欠な原材料である基本的な情報へのアクセスを否定し、週間 TV ガイドという派生市場 (secondary market) におけるすべての競争を排除することにより、当該市場を自らに留保した、とした⁴⁸。以上の判断をもって、欧州司法裁判所は、RTE と ITP の行為が市場支配的地位の濫用に該当するとした第一審裁判所の判断を支持した⁴⁹。

(ii) 取引強制について

欧州委員会がその決定において、RTE と ITP に対して、要望があれば番組表を他者に付与することを命じたことについて、ITP が、欧州委員会は取引強制をする権限を有せず、また有するとしても比例性の原則において問題があるとの主張をした。これに対して、司法裁判所は、第一審裁判所の判断に問題はなかったとした。すなわち、「ロイヤリティの支払いを含む一定の条件に基づいて出版の許諾をする、というものを含めた、義務付けのみによって、当該違反を終結させることができた」のであって、第一審裁判所の判断は適切であったとした⁵⁰。また、「比例性の原則は、規則 17 条 3 項の適用の文脈においては、競

⁴³ para. 48.

⁴⁴ para. 49.

⁴⁵ para. 53.

⁴⁶ para. 54.

⁴⁷ para. 55.

⁴⁸ para. 56.

⁴⁹ para. 57.

⁵⁰ para. 91.

争法違反を終結させるために事業者に対して課される負荷が、違反されたルールへの遵守を確立するという目的を実現するために適切で必要な範囲を超えてはならないことを意味し、欧州委員会の決定の命令の内容は、適切かつ必要な措置であり、問題はないとした⁵¹。

(3) 検討

Magill 事件は、エッセンシャル・ファシリティ法理を確立したと考えられている⁵²。ここで示されたエッセンシャル・ファシリティ法理は、いかなる場合において、単独の取引拒絶が EU 競争法 102 条にいう支配的地位の濫用に該当するかについての判断基準を示すものである。知的財産権に関連する事例であることに鑑みれば、Volvo 事件ではライセンス拒絶は競争法上の問題を生じないとしたことから、Magill 事件では判例法理の転換があったと言える。

Magill 事件は 4 つの要件を示したと考えられる。すなわち、①取引の対象が不可欠 (indispensable) な原材料であること、②その提供を拒絶することにより、新製品の出現が妨げられていること、③新規製品に需要があること、④正当化がないこと、である。これらの要件が充足されれば、当該取引拒絶は支配的地位の濫用に該当する。これらの 4 つの要件は、Commercial Solvents 事件が示した必要性にくわえて、他の要件を加えたものである。

2. Bronner 事件先決裁定 (1998 年)⁵³

本件は、オーストリアにおける新聞の流通 (宅配) システムへのアクセスをめぐり、新聞発行业者による取引拒絶が、当時の EC 条約 86 条 (現 102 条 TFEU) に違反するかが争われた事案である。

(1) 事実の概要

Oscar Bronner は、日刊新聞 Der Standard を発行している。

Mediaprint もまた日刊新聞 Neue Kronen Zeitung および Kurier を発行しており、広告事業を子会社に行わせている。Neue Kronen Zeitung と Kurier は、オーストリアにおける新聞市

⁵¹ paras. 93-94.

⁵² 1998 年 Bronner 判決において、Magill 判決が示した判例法理を “doctrine of essential facilities” と呼称している例が見られる。Case C-7/97 Oscar Bronner GmbH & Co. KG v Mediaprint Zeitungs- und Zeitschriftenverlag GmbH & Co. KG, Mediaprint Zeitungsvertriebsgesellschaft mbH & Co. KG and Mediaprint Anzeigengesellschaft mbH & Co. KG, EU:C:1998:569, para. 24.

⁵³ Case C-7/97 Oscar Bronner GmbH & Co. KG v Mediaprint Zeitungs- und Zeitschriftenverlag GmbH & Co. KG, Mediaprint Zeitungsvertriebsgesellschaft mbH & Co. KG and Mediaprint Anzeigengesellschaft mbH & Co. KG, EU:C:1998:569.

場の 46.8%、広告収入市場における 42%、14 歳以上人口の 53.3%、全新聞読者の 71%を占める。Mediaprint は、全国的な新聞の早朝の戸別配達制度を確立していた。

Bronner が、Mediaprint の戸別配達制度の利用を求めたところ、これを Mediaprint が拒絶したことについて、ドイツ国内裁判所が旧 EC 条約 86 条（現 102 条）の解釈を求めて、欧州司法裁判所に先決裁定を付託したのが本件である。

（2）判旨

（i）市場支配的地位

欧州司法裁判所は、本件において、市場画定は国内裁判所でなされるべきものであるが、もし全国規模の新聞戸別配達、店舗やキオスクでの販売、あるいは郵便による配達と十分に代替的ではないと判断される場合、全国規模の新聞戸別配達は個別の市場を形成するものであり、Mediaprint は当該市場において事実上の独占的状态にあり、その支配的地位にあるとした⁵⁴。

（ii）支配的地位の濫用該当性

欧州司法裁判所は、Commercial Solvents 事件判決を確認しつつ、同事件において取引拒絶が濫用に当たるとしたのは、「問題の行為が当該事業者側におけるすべての競争を排除しそう」だったためであるとした⁵⁵。また、Magill 事件判決は、「所有権者による排他的権利の行使は、例外的な状況において、濫用になる」としたことを確認した⁵⁶。そして、「知的財産権の行使に関する判例法理がいかなる財産権の行使にも適用されるとすれば」、Magill 事件に依拠するためには、「戸別配達サービスに関する取引拒絶が当該サービスを求める人の側である日刊新聞紙上におけるすべての競争を排除し、当該拒絶が客観的に正当化されないことだけでなく、戸別配達制度の実際のまたは潜在的な代替が存在しないので、当該サービス自体が事業を実施するために不可欠（indispensable）である」ことが必要であるとした⁵⁷。

そして、本件では、Mediaprint の戸別配達以外に、（新聞を購読者の手元に届けるための代替手段として）郵便配達や店舗・キオスクにおける販売が存在し利用されていることを確認した⁵⁸。また、「他の日刊新聞の出版社が、単独でまたは他の出版社と協力して、自ら

⁵⁴ paras. 34-35.

⁵⁵ para. 38.

⁵⁶ para. 39.

⁵⁷ para. 41.

⁵⁸ para. 43.

の全国規模の戸別配達制度を設立し、自らの日刊新聞を配達するために利用することを、不可能にしたり、不合理に困難にするような技術的、法的、あるいは経済的な障壁はなさそうに思われる⁵⁹」とした。その上で、「そのようなシステムの確立が現実的な潜在的選択肢ではなく、それゆえ既存のシステムへのアクセスが不可欠 (indispensable) であることを示すためには、日刊新聞や販売される新聞の流通量が少ないことを理由として、経済的に採算がとれないことを示すことでは十分ではない⁶⁰」との理解を示した。そして、「そのようなアクセスが不可欠だとされるためには、すくなくとも、既存の制度によって配達されている日刊新聞の流通量と匹敵する流通量の日刊新聞の配達のために、第二の戸別配達制度を創設することが経済的に採算がとれないことを立証する必要がある⁶¹」。

欧州司法裁判所は、以上に照らすと、本件で問題とされたような取引拒絶は旧 86 条 (現 102 条) にいう支配的地の濫用に該当しないと結論づけた。

(3) 検討

本件では、流通インフラ (戸別配達網) へのアクセスの全面取引拒絶が問題とされた。本件の流通インフラは物理的なサービスインフラと捉えることができ、Magill 事件における著作権に基づくライセンスとは異なる。

戸別配達により日刊新聞が購読者の手元に届くことを考えれば、本件における川上市場は流通インフラであり、川下市場は日刊新聞市場である。オーストリアにおける全国規模の新聞の戸別配達インフラは Mediaprint が有するものが唯一であるため、このサービスにおける Mediaprint の地位は独占であり、同社は支配的地位にあるといえる。従って、川上市場における支配的地位にある事業者が、川下市場における競争関係にある事業者 (Bronner) に対して川上市場のサービスの取引を拒絶した、といえる。

本先決裁定は、Commercial Solvents 事件判決および Magill 事件判決を参照している。Commercial Solvents 事件に沿って判断がなされた Magill 事件を用いて、取引拒絶が濫用と認定されるような「例外的状況」を認定されるような事実関係を例示しつつ、Commercial Solvents 事件判決が示した要件について解釈を示している。

本先決裁定で重要なのは、サービスへのアクセスの「不可欠性 (indispensable)」に関する要件についての解釈である。Bronner 事件先決裁定は、まず、流通網を自ら創設することが不可能あるいは不合理に困難となる理由として、「技術的、法的、経済的障壁⁶²」を挙げている。そして、このうち「経済的障壁」を取り上げ、サービスへの「アクセスが不可欠だとされるためには、すくなくとも、既存の制度によって配達されている日刊新聞の流通

⁵⁹ para. 44.

⁶⁰ para. 45.

⁶¹ para. 46.

⁶² para. 44.

量と匹敵する流通量の日刊新聞の配達のために、第二の戸別配達制度を創設することが経済的に採算がとれないことを立証する必要がある⁶³」とした。すなわち、サービスへのアクセスが「不可欠」だとするためには、すくなくとも、自ら新たに第二の流通網を創設することが経済的に採算が取れないことを立証することが必要であることを明らかにしたのである。

このように、本先決裁定は不可欠性に関する新たな解釈を示している。そして、それは不可欠性についての意義を精緻化するものであり、またその判断基準を厳格にするものであると評価できる。これにより、エッセンシャル・ファシリティ法理は概ね定式化されたといえ、それゆえ、Bronner 事件先決裁定は、同法理のリーディングケースとして扱われている⁶⁴。

なお、本先決裁定では、新聞を購読者の手元に届ける方法として、郵便配達や店舗・キオスクでの販売がなされていること指摘されている。そしてこの流通チャンネルを通じて、実際に Bronner の新聞が流通していることも認定されている。これらの点において、すでに Commercial Solvents 事件判決が示した要件のうち、①サービス等への不可欠性の要件と、②サービス等の提供を求める者の側でのすべての競争を排除するという要件は否定されよう。

従って、本先決裁定は事実関係から Commercial Solvents 事件が示した要件のみに依拠して、取引制限が濫用に当たらないことを反案できるにもかかわらず、本先決裁定は上述のとおり不可欠性に関する新たな解釈を示したといえそうである。

3. IMS Health 事件先決裁定 (2004 年)⁶⁵

(1) 事実の概要

IMS Health (以下、IMS) と NDC Health (以下、NDC) は、医薬品とヘルスケア製品の販売の追跡を業とする事業者である。IMS はドイツにおける医薬品生産の地域ごとの販売に関するデータを提供している。IMS は 2000 年 1 月以降、地域ごとに対応した、1860 ブロック、あるいは 2847 ブロックからなるブロック構造 (brick structure) に基づいて情報を提供していた。このブロックは、自治体の境界、郵便番号、人口密度、交通網、薬局・診療所の地理的分布などの様々な要素を考慮して作成されたものである。

⁶³ para. 46.

⁶⁴ Pisarkiewicz (2018), supra note 16, at 218.

⁶⁵ Case C-418/01 IMS Health GmbH & Co. OHG v NDC Health GmbH & Co. KG EU:C:2004:257.

IMS はブロック構造を販売するのみでなく、これを薬局・診療所に無料で配布していた。このことにより、IMS のブロック構造は業界標準になり、IMS の顧客が情報や流通システムをこれに適合させた。

Pharma Intranet Information (以下、PII) は、ブロック構造に基づき、ドイツにおける医薬品の販売に関する地域情報の販売を業とした。当初は、2201 ブロックからなるブロック構造を用いていたが、潜在的顧客は IMS のブロック数に慣れており反応が得られなかったため、IMS に似たブロック数の 1860 ブロックと 3000 ブロックの構造を用いることにした。PII が IMS に似たブロック構造を利用したことについて、IMS のブロック構造は、ドイツ著作権法にいうデータベースにあたり、著作権で保護されるため、ドイツ国内裁判所であるフランクフルト・アム・マイン地方裁判所 (Landgericht Frankfurt am Main) は、PII に対してブロック構造の使用をすることの禁止を内容とする中間命令 (interlocutory order) を示した。

ドイツ国内で係属している訴訟において、IMS は PII を買収した NDC が 1860 ブロック構造を用いることを禁止することを求めている。訴訟に関して、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、欧州司法裁判所に対して、旧 86 条 (現 102 条) の解釈を求めたのが本件である。

(2) 判旨

欧州司法裁判所は、まず、Volvo 事件および Magill 事件を参照しながら、複製に関する排他権は知的財産権の所有者が有する権利の一部を構成するので、たとえ支配的地位を有する事業者による行為であるとしても、ライセンスの付与を拒絶することは、それ自体としては支配的地位の濫用に当たらないが、「例外的な状況」においては、濫用に該当しうることを確認した⁶⁶。そして「例外的な状況」が Magill 事件の事実関係では認定されたことを確認している。

司法裁判所は、著作権を有する事業者が、特定の事業を実施するために必要な製品またはサービスへのアクセスを付与することを拒絶する行為を濫用とするために、以下の 3 つの累積的な要件を充足すれば足りるとした⁶⁷。すなわち、「拒絶により潜在的な消費者需要が存在する新規製品の出現が妨げられること、当該取引拒絶が正当化されないこと、および二次市場 (secondary market) におけるあらゆる競争を排除すること、である⁶⁸」。

次に、欧州司法裁判所は、それら 3 要件のうち、まず第三の二次市場におけるあらゆる競争を排除することについての要件を検討した。これについて、欧州司法裁判所はまず、

⁶⁶ paras. 34-35.

⁶⁷ para. 38.

⁶⁸ para. 38.

Bronner 事件の判例法理を確認している。同事件では、取引拒絶の濫用該当性を欧州司法裁判所が評価するにあたり、「…製品またはサービスからなる川上市場と、問題となる製品またはサービスが他の製品の生産または他のサービスの提供のために用いられる川下市場（二次市場）を区別する⁶⁹」と判断したことを確認した。Broner 事件では、川上市場は新聞の戸別配達制度であり、川下市場は日刊新聞紙上である^{70 71}。したがって、「生産の異なる 2 段階は同定され、川上の製品が川下の製品の共有に不可欠であるほどに両段階が関連している⁷²」ことが決定的だということが指摘された。

以上を本件にあてはめて、欧州司法裁判所は、1860 ブロック構造は川上にあたり、医薬品についてのドイツ地域の販売データに関する川下での供給において不可欠な要素であるかの判断が要されるとし⁷³、その判断および、IMS がライセンス付与を拒絶することが、医薬品に関するドイツの地域ごとの販売データの供給市場における全ての競争を排除するものであるかを判断するのは、国内裁判所であるとした⁷⁴。

また、欧州司法裁判所は、新製品の出現に関する要件についても解釈を示している。この要件は、「知的財産権とその所有者の経済的自由の保護に関する利益と、自由競争の保護という利益とのバランスをとる際に、後者が優先されるのは、ライセンスの付与を拒否することが、二次市場の発展をさまたげ、消費者に害となる場合のみ⁷⁵」であり、ライセンスの拒絶が濫用にあるとされるのは、「ライセンスを求めた事業者が、当該知的財産権の所有者が二次市場においてすでに提供している製品またはサービスを単に重複させるだけにとどめることを意図せず、当該権利の所有者が提供しておらず、また潜在的な消費者需要がある新しい製品またはサービスを生産することを企図する場合のみ⁷⁶」だとした。

(3) 検討

IMS Health 事件先決裁定で欧州司法裁判所が示した、不可欠な知的財産権のライセンスに関する取引拒絶が濫用となるための要件は、①二次市場において、知的財産権の所有者が提供しておらず、また潜在的な消費者需要がある新しい製品またはサービスを提供すること、②客観的に正当化がないこと、③取引拒絶により二次市場における全ての競争が排除されて知的財産権の所有者に当該二次市場が留保されること、である。「不可欠な知的

⁶⁹ para. 42.

⁷⁰ para. 42.

⁷¹ 戸別配達サービスが個別に販売されていなかった事実は、区別される市場を同定することを排除しないと考えられていたという理解も示されている。それゆえ、特定の事業を行うために問題とされる製品またはサービスが不可欠である場合や、それらの製品またはサービスを必要とする事業を実施しようとする事業者にとって当該製品・サービスについて実際の授業がある場合に、「潜在的な市場または仮想的な市場でさえ同定される」ことも指摘されている。paras. 43-44.

⁷² para. 45.

⁷³ para. 46.

⁷⁴ para. 47.

⁷⁵ para. 48.

⁷⁶ para. 49.

財産権のライセンスに関する取引拒絶が濫用となるための要件」であるので、取引拒絶が濫用とされるためには当該知的財産権が「不可欠」であることも要件となろう。

本件で重要なのは、取引拒絶が濫用として競争法により規制されるのは限定的な状況（二次市場における新製品の出現を妨げる場合）のみだとする欧州司法裁判所の判例法理の背景に、取引拒絶を濫用として競争法により規制することと、知的財産権および経済的自由との間でバランスをとる必要があるためだという理由が示された点である⁷⁷。

それまでの事例において、欧州司法裁判所は取引拒絶の文脈において、濫用とされるためには厳格な要件が求められる理由を必ずしも明示してこなかったように思われる。IMS Health 事件先決裁定では法務官意見を支持する形で、上述の説明をすることでこの点を明らかにしたと言える。判決では、二次市場における新製品の出現を妨げるという要件について、この説明をしているが、これに限らず、取引拒絶に関する要件全体についての説明として捉えて良いように思われる。

4. Microsoft 事件判決（2007 年）⁷⁸

本判決は、Microsoft が、2004 年に欧州委員会が同社に対して示した決定を争って提起した取消訴訟について、EU 第一審裁判所が大法廷で審理し、2007 年 9 月 17 日に下した判決である。本件では、取引拒絶と抱き合わせが問題とされたが、本稿では取引拒絶についての判断を取り上げる。

（1）事実の概要

Microsoft は、クライアント PC 用 OS およびサーバー用 OS を提供していた。

Sun Microsystems はサーバーとサーバー用 OS を提供する事業である。同社が 1998 年に、Microsoft 社が自社のサーバー用 OS が Windows のクライアント PC 用 OS と通信可能にするのに必要な情報と技術の提供を拒絶したことについて、欧州委員会に対して苦情申し立てをおこなった。その後欧州委員会は Microsoft の行為について正式調査を開始し、2004 年に決定を示した。その決定は、Microsoft の上記取引拒絶が濫用に当たるとして、ワーキンググループサーバー用 OS 製品の開発と販売に関心を有する事業者に対して、互換性情報を、合理的かつ非差別的な条件で提供することと、制裁金の支払い等を命じた。

これを不服とした Microsoft がその取り消しを求めて第一審裁判所に訴訟を提起したのが本件である。

⁷⁷ para. 48.

⁷⁸ Case T-201/04 Microsoft Corp. v Commission of the European Communities EU:T:2007:289.

(2) 判旨

第一審裁判所は、「事業者が、…事業の相手方を選択することは自由であるが、特定の状況において、支配的事業者が供給を拒絶することは、客観的に正当化されない限り、旧 EC 条約 82 条（現 EU 機能条約 102 条）にいう支配的地位の濫用に該当しうる⁷⁹」ことを確認した。そして、Commercial Solvents 事件、Volvo 事件、Magill 事件および Bronner 事件先決裁定、IMS Health 事件先決裁定を詳細に確認したうえで、知的財産権所有者による排他的権限の行使が支配的地位の濫用に該当すると判断されるのは例外的な状況においてのみであり、その例外的状況とは以下のように考えられるとした⁸⁰。すなわち、「当該拒絶が、隣接市場における特定の活動の実施に不可欠な製品またはサービスに関するものであること」、「当該拒絶が、当該隣接市場におけるいかなる有効競争をも排除するようなものであること」、および「当該拒絶が、潜在的な消費者需要を有する新製品の出現を妨げること」である⁸¹。

そして、この要件について第一審裁判所は、新製品の登場が妨げられることという要件は、知的財産権の行使に関する判例法にのみにおいてみられていることを指摘した⁸²。また、二つの区別された市場が存在する必要があることなどに関する IMS Health 事件先決裁定の説示も確認された⁸³。

以上を踏まえて、第一審裁判所は、本件を、Magill 事件および IMS Health 事件にてらして検討することが適切だとした⁸⁴。

(i) 互換性情報の不可欠性について

第一審裁判所は、欧州委員会が、互換情報の不可欠性について 2 段階で検討したことを確認した⁸⁵。その 2 段階とは、第 1 に、競争者が市場において生き残るために、非 Microsoft のワークグループサーバー用 OS は Windows ドメインのアーキテクチャとどの程度の互換性を有する必要があるか、また第 2 に Microsoft が開示することを拒絶した互換性は、当該程度の互換性を実現するために不可欠か、である。

第一審裁判所は、Microsoft のクライアント PC 用 OS におけるシェアは 90% であり Windows が準標準 (quasi-standard) となっていること、それゆえ非 Windows ワークグルー

⁷⁹ para. 319.

⁸⁰ paras. 320-332.

⁸¹ para. 332.

⁸² para. 334.

⁸³ para. 335.

⁸⁴ para. 336.

⁸⁵ paras. 207 & 369.

プサーバー用の OS が Windows との高度の互換性を得なければ市場で存続できないことを前提として上記 2 点について検討した⁸⁶。

まず、前者について、欧州委員会が、競争者の OS は、Windows ワークグループサーバー用 OS と十分に競争できるためには、競合する OS は、Windows ワークグループサーバー用 OS と同等の条件で (equal footing) で Windows ドメインのアーキテクチャと互換可能でなければならない、としたことは適切であるとした⁸⁷。

また後者について、第一審裁判所は、グループサーバー用 OS の取得を検討する際には、互換性の考慮が鍵となること⁸⁸、そして、Windows ワークステーションとの互換性という点において、Microsoft のワークグループサーバー用 OS と競争者のそれとの間で評価上の差が最も大きいこと⁸⁹、既存の競争事業者のワークグループサーバー用 OS のシェアは Microsoft の市場参入後に大幅に下がり、Microsoft のシェアが急速に上昇したこと⁹⁰などを指摘し、互換性情報の不可欠性を肯定した⁹¹。

(ii) 競争の排除について

Microsoft が競争の排除は生じていないと主張したことに対して、第一審裁判所は、(a)関連する製品市場の画定、(b)市場シェアの算定方法、(c)用いられる基準、(d)市場に関するデータと競争状況の評価に分けてこの点を検討した。

(a)関連する製品市場の画定について、第一審裁判所は欧州委員会は 3 つの製品市場を画定したことを確認した。すなわち、クライアント PC 用 OS、ワークグループサーバー用 OS、およびストリーミングメディアプレイヤーである⁹²。このうち、取引拒絶との兼ね合いで Microsoft が争ったのはワークグループサーバー用 OS に関する市場である。第一審裁判所は、欧州委員会が、当該市場画定をするにあたり、当該商品について需要の代替性と供給の代替性を考慮した⁹³ことをふくめ、ワークグループサーバー用 OS という市場は妥当だとした⁹⁴。

そしてワークグループサーバー用市場における、(b)市場シェアの算定方法について、欧州委員会が、まず第一に、市場における各事業者の地位を評価するために、二つの種類の代理指標 (proxies)、すなわち、価格帯に基づく代理指標および各種業務に関する作業負荷シェアに基づいて IDC が算定した新規販売台数の推計、そして、2003 年の市場調査ならび

⁸⁶ paras. 387-388.

⁸⁷ paras. 230, 374, 390 & 421.

⁸⁸ para. 425.

⁸⁹ paras. 411 & 427.

⁹⁰ para. 428.

⁹¹ para. 436.

⁹² paras. 23 & 480.

⁹³ para. 484.

⁹⁴ para. 531.

に第2次および第3次 Mercer 調査の結果に基づいて算定された市場シェアの推計を用い、第二に、出荷された当該製品の数量ならびにソフトウェアおよびハードウェアを合わせた販売によって生じた売上高に基づいて市場シェアを推計し、第3に、統計データはフィルターを用いて調整したことは妥当であったとした⁹⁵。

(c)用いられる基準について、第一審裁判所は、欧州委員会が「競争を排除する『危険 (risk)』としたことについて、単なる用語の問題だとして、「競争を排除するおそれ (likely to eliminate)」があることは区別なく使われうるとし、また「欧州委員会が、82条に基づく措置をとるのは、市場から競争者が排除されるまで待たなければならないとすると、特に、関連市場にいまある競争を保護するという、共同市場における歪曲されていない競争を維持するという当該規定の目的に明らかに反することとなる⁹⁶」として、ワークグループサーバー用 OS 市場は、強いネットワーク効果によって特徴付けられ、また、それゆえ競争の排除を回復することが困難であることから、同市場における競争の排除が実現する前に、82条を適用することには意義があるとの理解を示した。

また、第一審裁判所は、「市場におけるすべての競争が排除されることを立証することは必要ではない⁹⁷」とし、「問題とされる取引拒絶が市場におけるすべての有効競争を排除するまたはする可能性がある⁹⁸」ことが立証される必要があり、また「支配的事業者の競争者が市場のニッチに周辺的に存在を維持しているという事実では、そのような競争の存在を実質化するに十分ではないことを明確にしておかねばならない⁹⁹」とした。

(d)市場に関するデータと競争状況の評価について、第一審裁判所は、欧州委員会による、ワークグループサーバー用 OS 市場の展開を確認し、互換性が Windows ワークグループサーバー用 OS の利用において決定的な役割を果たすことを立証し、Microsoft による互換性情報の開示の代替がないことを述べるなどし、また Microsoft が提供する Communications Protocols Licensing Program についても検討をした上で、Microsoft による互換性情報の取引拒絶が競争を排除する危険があるとしたことを支持した¹⁰⁰。

(iii) 新製品について

Microsoft は、IMS Health 事件を参照して、自社が取引拒絶をしたことで、消費者需要が充足されていない新製品の出現が妨げられてはいない、と主張した¹⁰¹。

⁹⁵ paras. 533-559.

⁹⁶ paras. 561-562.

⁹⁷ para. 561.

⁹⁸ para. 563.

⁹⁹ para. 563.

¹⁰⁰ paras. 565-620.

¹⁰¹ para. 621.

第一審裁判所は、まずこの要件について、「(取引妨害という) 行為が市場における新製品の出現を妨げるという事実は、『製品、市場または技術的發展を制限して消費者に害を与える』 ことに関する濫用行為を禁止する EC 条約 82 条(b)の下で検討さえるものである」(括弧内は筆者)との理解を示した¹⁰²。そして、「Magill および IMS Health 事件で見られたように新製品の出現に関する状況(妨害)のみが、知的財産権のライセンスの取引拒絶が 82 条(b)にいう消費者への害を生ずるかどうかを判断するにあたっての唯一の判断基準でない¹⁰³」とし、その理由として、「そのような害は、製品および市場の制限がある場合のみではなく、技術的な發展が制限される場合にも生じるからである¹⁰⁴」とした。そして、第一審裁判所は、本件において欧州委員会は技術的な發展が制限されることで消費者への害が生じるという点に依拠して判断をしたとして、欧州委員会が「Microsoft が関連する情報を提供することを拒絶したことは、82 条(b)にいう技術的發展を制限し消費者への害をおよぼしている¹⁰⁵」と考えたとしてこれを支持した¹⁰⁶。そして、欧州委員会が「競争関係にあるワークグループサーバー用 OS 製品が Windows ドメインのアーキテクチャと互換性を有しないことで、ますます多くの消費者が、ワークグループサーバー用 OS のレベルにおいて、均質(homogeneous)な Windows ソリューションにロックインされている」としたことは正しいとし¹⁰⁷、非 Microsoft ワークグループサーバー用 OS は Windows ワークグループサーバー用 OS よりも優れている点があることが指摘されているにも関わらず、「消費者選択が制限がなされ、消費者に害を与えている」とした¹⁰⁸。また、欧州委員会が「拒絶によって Microsoft が保持した互換性に関する人為的な優位は、競争相手が革新的な特徴を有するワークグループサーバー用 OS を開発・販売する意欲を抑制した」としたことを支持した¹⁰⁹。

また、第一審裁判所は、「EC 条約 82 条は、直接的に消費者に害を与える行為のみではなく、有効な競争構造を害することによって間接的に消費者に害を与える行為も対象としている、とするのが確立した判例法理である」として、本件において「Microsoft は、ワークグループサーバー用 OS 市場において実質的な市場シェアを獲得することを通じて、同市場の有効な競争構造を害した」とした¹¹⁰。

以上の検討に基づき、第一審裁判所は、欧州委員会が「Microsoft による取引拒絶は、82 条(b)の意味において、技術的な發展を制限し消費者に害を及ぼした」という判断は誤っていないとして、「新製品の出現に関する状況が存在する」との判断を示した¹¹¹。

¹⁰² para. 643.

¹⁰³ para. 647.

¹⁰⁴ para. 647.

¹⁰⁵ para. 648.

¹⁰⁶ para. 649.

¹⁰⁷ para. 650.

¹⁰⁸ para. 652.

¹⁰⁹ para. 653.

¹¹⁰ para. 664.

¹¹¹ para. 665.

(iv) 客観的正当化自由がないこと

Microsoft は、知的財産権で保護されている技術へのアクセスを第三者に対して付与することを要請されるとすると、知的財産の創出に投資しようとする将来のインセンティブが失われる、と主張した¹¹²。これにたいして、まず、第一審裁判所は、「…通信プロトコールやそれらのプロトコールの仕様が知的財産権の対象であるという事実は、Magill 事件および IMS Health 事件にいう客観的正当化自由にはあたらない」ことを確認した¹¹³。これは営業秘密 (secret) についても同様であり、特許申請手続きを通じて発明者により必ず公衆に開示される技術よりも、営業秘密にあたる技術がより高い水準の保護を受ける理由もない、とした¹¹⁴。その上で、Microsoft は技術開発へのインセンティブの低下について十分な立証をしてないとした¹¹⁵。

以上をもって、欧州司法裁判所は、Magill 事件と IMS Health 事件にいう例外的な状況が本件において存在しているとした¹¹⁶。

なお、本判決について、Microsoft は欧州司法裁判所に対して控訴しなかった。

(3) 検討

Microsoft 事件判決は、知的財産権で保護される互換性情報に関する取引拒絶が問題とされた事例である。そのため、知的財産権が関与する Magill 事件と IMS Health 事件が参照された。

第一審裁判所は、Magill 事件と IMS Health 事件が示した要件のうち、いくつかについて新たな判断を示し、また精緻化をしている。重要なのは以下の 2 点である¹¹⁷。第一に、二次市場におけるすべての競争を排除するおそれ、について、すでに当該競争がなくなっている必要はなく、すべての競争を排除する可能性があることで足りるとした。

第二に、Magill 事件および IMS Health 事件に見られる新製品の出現に関する要件について、旧 82 条(b) (現 102 条(b)) に照らしつつ、新製品の出現が妨げられるだけではなく、技術的な発程が制限される場合にもこの要件が充足されるとした。

¹¹² para. 689.

¹¹³ para. 690.

¹¹⁴ paras. 692-693.

¹¹⁵ paras. 696-703.

¹¹⁶ para. 711.

¹¹⁷ くわえて、隣接市場におけるすべての競争を排除するという要件について、欧州委員会が当該隣接市場の検討において厳密な市場画定をしたことを第一審裁判所が支持した点も注意を引く。そこでは、隣接市場 (二次市場) の画定において、需要と供給の両方における代替性等を踏まえて市場確定をするという手法がとられた。これは、これまでの判例法理にはみられないものであり、一般的な競争法の適用における競争制限効果の判断においてとられる手法に近いといえる。そのような市場画定をした上で、当該市場においてすべての競争が排除されるかどうかを検討しても問題は無いということであって、上記のような市場画定が常に求められるというわけではないように思われる。

第三に、営業秘密（secret）もまた、要件を充足する場合には取引拒絶が市場支配的地位の濫用に該当しうるとした。他社に知られていないところに価値がある営業秘密が取引拒絶の対象であるということは正当化自由にならないとしている。

5. エッセンシャル・ファシリティ法理の要件と意義の検討

エッセンシャル・ファシリティ法理は、1995年 Magill 事件先決裁定を通じて新たに示され、Microsoft 事件判決までの事例を通じて基礎的な枠組みが形成されたといえる。以下では、同法理が示した要件を整理し、その意義を検討する。

（1）エッセンシャル・ファシリティ法理の要件

（i）エッセンシャル・ファシリティ法理の要件の整理

EU において競争法が適用された事例を通じて形成されたエッセンシャル・ファシリティ法理が求める要件は、以下のように整理されよう。

- ①アクセスが求められる施設・知的財産が川下市場における製品・サービスの提供のために不可欠であること
- ②当該施設・知的財産を用いて提供される川下市場において全ての競争が排除されること
- ③拒絶が客観的に正当化されないこと

この時期以降の事例において、エッセンシャル・ファシリティ法理が用いられる場合、しばしば「Bronner 事件の基準」などを言及されるのは、上記の3要件である。

また、知的財産権が関与する事例については、要件が追加されており、以下の要件の充足が求められる。

- ④拒絶により潜在的な消費者需要が存在する新規製品の出現が妨げられること

この要件については、Microsoft 事件判決が、新規製品の出現にかえて、技術的な発展が制限されることでも足りることを示している。

さらにこれらの要件は、その後の判決において精緻化されていることについては後述する。

(ii) Commercial Solvents 事件判決との違い

以上のように示されるエッセンシャル・ファシリティ法理は、これに先立つ Commercial Solvents 事件判決にみられる判断とは異なっている点がある。Commercial Solvents 事件判決が、必須の原材料を生産・販売する支配的地位の事業者が、従前は他の事業者に対して供給することを目的として当該原材料を生産・販売をしていたところ、その原材料を用いた川下市場に新たに参入し、当該原材料の供給を求めた事業者と競争関係に立つことになったので、供給を拒絶したという点である。

(2) エッセンシャル・ファシリティ法理の意義

エッセンシャル・ファシリティ法理は、支配的地位にある事業者による取引拒絶がなされた場合に、EU 競争法の下で濫用とされる条件を定めるものである。Magill 事件判決がこの法理を新たに示したことは、EU 競争法における市場支配的地位の濫用の解釈に、大きな変更をもたらした。以下に検討する。

(i) 判例法理の拡大と統合

Magill 事件以前においては、Commercial Solvents 事件判決（1977 年）が、取引拒絶を濫用として認定したものの、Volvo 事件先決裁定（1988 年）は、知的財産権のライセンス拒絶は濫用に当たらないとの判断をしていた。すなわち、Commercial Solvents 事件判決は、川下市場における製品を製造するために必須の原材料について、取引拒絶を認定していた。しかし、その後の Volvo 事件先決裁定は、知的財産権が関与する自動車パーツに関する意匠権のライセンス拒絶について、ライセンス拒絶は支配的地位の濫用にはあたるとはならないとする判断をしている。その理由として、これを濫用として意匠権の所有者に対して第三者へのライセンス義務を課すことは、意匠権がもたらす排他権の実質を奪い取ることにあたるとして、当時の取引拒絶に関する判例法理は、拒絶の対象となる上流市場の商品・サービス等によって、すなわち原材料となる商品か知的財産権かによって、濫用の認定において異なる取り扱いをしていたといえる。

これに対して、Magill 事件判決（1995 年）は、知的財産権のライセンス拒絶もまた濫用とされうることを判断した。すなわち、取引拒絶が濫用となりうる対象の範囲を知的財産権にも拡大したのである。これを、Commercial Solvents 事件判決が示した取引拒絶に関する判例法理の適用において、知的財産権もまた例外ではないとしたものを理解すれば、取引の対象ごとに異なっていた判例法理を統合したものとも見ることができる。

くわえて、Bronner 事件先決裁定（1998 年）と IMS Health 事件先決裁定（2004 年）は、取引の対象とはされていないインフラや知的財産権であったとしても、その利用の申し出に対する拒絶は、濫用にあたりうることを明示し、さらに取引拒絶の対象を拡大したものと見える。

（ii）単独の全面的取引拒絶を濫用とする法理としての機能

エッセンシャル・ファシリティ法理は、全面的単独の取引拒絶について支配的地位の濫用に該当すると認定することを可能とした法理であるといえる。

単独の全面的取引拒絶は、取引をしない、あるいは自らの財産を利用させないことを内容とする取引の自由ないし財産権として保護されるものである。そのような前提の下で、IMS Health 事件先決裁定（2004 年）が示した、取引拒絶を濫用にあたるか否かを判断することは、「知的財産権とその所有者の経済的自由の保護に関する利益と、自由競争の保護という利益とのバランスをとる」という作業であるとの理解に照らせば、知的財産権を内容とする財産権と取引の自由を競争法の適用の文脈かにおいて相対化したものと理解される。このような理解のもとで、エッセンシャル・ファシリティ法理は、Commercial Solvents 事件にみられる原材料に関する取引拒絶以外の場面においても、全面的単独の取引拒絶について支配的地位の濫用に該当すると認定することを可能とした法理であるといえる。

（iii）「例外的状況」の明確化と限定

しかし、これらの憲法的価値は Commercial Solvents 事件判決と Magill 事件判決によって相対化されたのは前述の通りである。あくまでも取引の自由と財産権は保護されるべきものであるところ、すでに Commercial Solvents 事件判決が、単独の取引拒絶は、「例外的状況」において濫用たりうることを明らかにしていた。

そして、競争法適用の判断において、自由競争の保護が必要だと思料される「例外的状況」を具体化したのがエッセンシャル・ファシリティ法理であるといえる。「例外的」と評価されるためには、当該施設等を利用できないことで川下市場における競争が単に制限されているだけではたりず、複数の要件が要求されていることは、すでに確認した通りである。その要件が充足される限りにおいて、単独の全面的取引拒絶が支配的地位の濫用に該当する。一般論として、エッセンシャル・ファシリティ法理が求める要件は厳格であるとかんがえられ、これを充足することを立証することは容易ではないと考えられている。

すなわち、エッセンシャル・ファシリティ法理は、単独の全面的取引拒絶が支配的地位の濫用に該当しうることを確立した一方で、要件を厳格に設定することにより、取引拒絶が濫用とされる場面をきわめて限定的になるように絞るという機能を有している。いいか

えれば、厳格な要件を求めることにより、取引の自由および財産権という憲法的価値をうわまわって市場競争を保護する場面を限定することが、エッセンシャル・ファシリティ法理の機能であるといえる。

(iv) 知的財産権のライセンス拒絶における要件の加重

エッセンシャル・ファシリティ法理が提示する要件については、すでに確認した通りである。ここでは、知的財産権のライセンス拒絶については、拒絶により潜在的な消費者需要が存在する新製品の出現が妨げられていること、という要件が付け加えられている。これは Magill 事件判決で示されたものである。なお、Magill 事件判決に依拠したが、知的財産権が関与していない Broner 事件先決裁定においては、この要件が記載されておらず、その理由もかならずしも明示されていない。そうではあるものの、要件が加重されていることについて、以下に検討する。

本稿であつかう事例において司法裁判所等の説明は、知的財産権制度は、著作物や発明等について排他的な権利を付与することにより、創作や発明をインセンティブ付し、これに対する投資を促すものだとしている。したがって、知的財産権のライセンス拒絶を支配的地位の濫用とすると、上記インセンティブが阻害されてしまう。また、もとより、知的財産権制度は、意匠・商標を除いて一定期間に限って排他的権利を付与することを通じてインセンティブを付与するものであり、不可欠であるという理由だけで競争法を介した強制ライセンスを認めると、知的財産権制度そのものが空洞化してしまう。

しかし、川上市場にある知的財産権のライセンス拒絶により、川下市場における新製品の出現という動的な競争が制限される場合には、川下市場におけるイノベーションが阻害されることとなる。知的財産権制度全体の創作・イノベーションへのインセンティブ付けという制度趣旨に照らせば、このように新製品の出現が妨げられる場合においては、知的財産権の排他性も制約を受けるといふ帰結になるのだろう。

また、Microsoft 事件判決が、新製品の出現に関する要件を、技術の進展に置き換えても良いとしたことは上記議論と整合する。すなわち、川下市場における技術の進展をイノベーションと捉えれば足りる。

したがって、新製品の排除の要件は、知的財産権の排他性という本質を尊重しつつも、川下市場におけるイノベーションを通じた競争が完全に排除される場合に限って、当該知的財産権のライセンスを強制的に認める、という制限をもたらす機能をもつものと解される。

しかし、以上の議論をした上で、投資保護の必要性は知的財産権に特有ではないことを指摘したい。知的財産権が関与しない施設の構築にも多額の投資が必要である。そして、自らの利用のために構築された施設は排他的に利用されることが予定されており、その施

設の利用について取引拒絶を支配的地位の濫用として競争法を介して取引強制を命じることが、施設の構築に関する投資インセンティブを損なわせることは、知的財産権と同様である。そうであれば、投資保護・インセンティブの確保という観点から、知的財産権が関与する場合にのみ追加的な要件を課すという区別を正当化することは困難である。

知的財産制度がイノベーションを促進する目的を有するという点が、知的財産権が関与しない施設が経済にもたらしうる寄与を上回るということも言い難いだろう。すると、ライセンス拒絶に介入することは、立法によって付与された排他権の核心に直接介入することを意味する、という点以外に説明が困難なように思われる。知的財産権が関与する場合のエッセンシャル・ファシリティ法理における追加的な要件により、より厳格な判断がなされるべきかについては疑問が残る。

V. 政策文書（2008年ガイダンス）における単独の取引拒絶の取扱い

欧州委員会は、2008年に「支配的事業者による濫用的排除行為に対する EC 条約 82 条の適用に関する委員会の執行の優先に関するガイダンス¹¹⁸」（以下、2008年 82 条ガイダンス）を公表している。

同ガイダンスは、ここまでみたように欧州司法裁判所によって形成された判例法理を踏まえた、取引拒絶に関する記述を含んでいる。すなわち、エンフォースメントにおいて優先される行為として、以下の条件を充足するような取引拒絶が明示されている¹¹⁹。

- (i) 取引拒絶が、川下市場での有効に競争するために客観的に必要な、製品やサービスに関するものであること
- (ii) 当該取引拒絶が川下市場における有効競争の排除につながる事
- (iii) 当該取引拒絶が消費者を害するであろうこと

ここで 2009 年 82 条ガイダンスは、不可欠であるとせず、「客観的に必要」(objectively necessary)であるという文言をもちいているが、別の箇所¹²⁰において、不可欠(indispensable)という文言を用いており、「不可欠性」について判例法理を踏まえた理解がなされていることが推測される。そして、2009 年 82 条ガイダンスは、不可欠性の要件は、新規の取引の申し込みに対する取引拒絶に比べて、継続的取引において関係特殊的投資がなされている場合に取引拒絶がなされると、インプットの不可欠性が認定されやすいとしている¹²¹。

¹¹⁸ European Commission, Guidance on the Commission's Enforcement Priorities in Applying Article 82 EC Treaty to Abusive Exclusionary Conduct by Dominant Undertakings (COM/2008/0832 final).

¹¹⁹ para. 81.

¹²⁰ たとえば、paras. 82 & 83.

¹²¹ para. 83.

また、2009年82条ガイダンスは、上記の客観的必要性が認定される場合、欧州委員会は、一般に、市場支配的事業者による当該インプットに関する取引拒絶は、川下市場における競争を排除すると考えるとしている。

また、消費者への害という要件について、ガイダンスは、「供給拒絶が消費者厚生に及ぼすおそれのある影響を検討するにあたり、欧州委員会は、関連市場において供給拒絶によって生じ得る消費者に対する負の結果が、供給義務を課すことによって生じ得る負の結果を、経時的に上回るか否かを検討する。そして、前者が後者を上回る場合には、欧州委員会は、通常、当該事案を追及する¹²²」とする。

そして、「欧州委員会は、たとえば、支配的事業者によって排除される競争事業者が、当該供給拒絶の結果として、革新的な製品またはサービスを市場に投入することを妨げられる場合、および／または、派生的なイノベーション（follow-on innovation）が抑制されるおそれがある場合には、消費者に対する害が生じ得ると考える。これは特に、供給を求める事業者が、下流市場において支配的事業者がすでに提供している商品またはサービスを本質的に単に複製することにとどまる意図を有しておらず、潜在的な消費者需要が存在する新たな又は改良された財またはサービスを生産しようとしている場合、または技術的發展に寄与する可能性が高い場合に、当てはまり得る¹²³」としている。

また、2009年82条ガイダンスは、欧州委員会は事業者らからなされる効率性に関連する主張を考慮することを明らかにしている¹²⁴。例として挙げられているのは、投資の回収のために取引拒絶をし、将来的な投資へのインセンティブを確保する必要があること、あるいは供給義務により自らのイノベーションに悪影響がある、または供給義務が課されることにより競争者による派生的なイノベーションがなされるなどして市場構造が変わってしまうこと、である¹²⁵。

くわえて、正当化について、ガイダンスは次のように述べている。「支配的事業者は、自己の行為が客観的に必要であることを立証すること、又は、当該行為が消費者に対するいかなる反競争的效果をも上回る実質的な効率性を生み出すことを立証することのいずれかによって、正当化の主張を行うことができる。…欧州委員会は、問題となっている行為が、支配的事業者が主張する目的を達成するために不可欠であり、かつ当該目的に対して比例的であるか否かを評価する¹²⁶」。そして、「ある行為が客観的に必要であり、かつ比例的であるか否かという問題は、支配的事業者の内部事情ではなく、当該事業者の外部に存在する要因に基づいて判断されなければならない。排除的行為は、たとえば、当該製品の性質

¹²² para. 85.

¹²³ para. 86.

¹²⁴ para. 88.

¹²⁵ para. 88.

¹²⁶ para. 27.

に関連する健康又は安全上の理由から、客観的に必要であると評価され得る場合がある¹²⁷』としている。

以上の通り、2008年82条ガイダンスは、1995年Magill事件先決裁定から2007年Microsoft事件判決までに明らかにされた判例法理を反映した書き振りになっているといえる。そして、各要件に関する説明は、第一審裁判所および欧州司法裁判所の判例において示された内容を超えているものもある。これは、欧州委員会がMicrosoft事件において、自らがイニシアティブをとって決定を示すにあたりさまざまな検討をしたことが反映されているのではないかと推測される。

VI. 抗弁としてのエッセンシャル・ファシリティ法理

ここまでみた通り、エッセンシャル・ファシリティ法理は、取引の自由や財産権などを根拠に、通常であれば競争法に違反するとは考えられない取引拒絶について、例外的な状況において、これを支配的地位の濫用と認定するための法理として登場した。しかし、Microsoft事件判決（2007年）以降、Bulgarian Energy Holding事件先決裁定（2023年）に至るまでの期間において、エッセンシャル・ファシリティ法理は、違反認定の基礎としてではなく、主として競争法違反を問われた事業者による抗弁として用いられる事例がみられた。

これらの事例では、濫用行為を問われた支配的事業者が、問題となるインフラストラクチャー等がいわゆるBronner事件が提示した要件を満たさないことを理由に、102条違反の成立を否定する抗弁を主張した。つまり、自らが有する施設等が不可欠性を有さないことで、エッセンシャル・ファシリティ法理を充足せず、それゆえ、当該施設等に関して取引拒絶をしても濫用には該当しない、という主張である。

その典型例として、2021年Slovak Telekom事件¹²⁸があげられる。同事件で問題とされた行為は、擬制的取引拒絶とマージンスクイズである。擬制的取引拒絶についていえば、Slovak Telekomは、施設へのアクセスを求める事業者に対して、契約条件を過度に不利に設定するなどして実質的に利用を困難にした。この事件において、Slovak Telekomは、エッセンシャル・ファシリティ法理に依拠して、卸アクセスが競争者にとって不可欠施設に該当しない以上、取引拒絶型の濫用は成立しないなどと主張した。しかし、司法裁判所は、

¹²⁷ para. 28. くわえて、2008年82条ガイダンスは、公衆衛生や安全に関する基準を設定・運用することは、一般的に、公的機関の任務であるという点を指摘し、支配的事業者が、自らの判断に基づいて、自社製品と比べて危険である、又は劣っていると考える製品を排除するために、自ら措置を講じることは、当該支配的事業者の任務ではないという注意を喚起している。Id. 事業者団体が安全性を目的とする自主基準を設定し、これに合致しない製品を製造・販売する事業者に対して間接の取引拒絶をした日本の事例に、日本遊戯銃協同組合事件（東京地判平成9年4月9日、審決集44巻635頁）がある。

¹²⁸ Case C-165/19 P Slovak Telekom, a.s. v European Commission, EU:C:2021:239.

「支配的事業者がそのインフラストラクチャーへのアクセスを認めつつも、そのアクセス、サービスの提供または製品の販売を不公正な条件に従わせる場合には、Bronner 事件の第 41 段落において司法裁判所が示した要件は適用されない」として、アクセスは付与しているがその取引条件が不公正であるなどして事実上アクセスを困難にする擬制的取引拒絶については、エッセンシャル・ファシリティ法理が適用されないとした¹²⁹。

同様の論理構成は、TeliaSonera 事件¹³⁰、Google Shopping 事件判決¹³¹においても確認される。いずれの事件においても、支配的地位にある事業者がエッセンシャル・ファシリティ法理の適用を主張している。これは、エッセンシャル・ファシリティ法理の要件が厳しいことを奇貨として、その要件のいずれかが充足しないことを理由に、支配的地位の濫用に該当しないと判断を得ることを意図したものと思われる。これに対して、司法裁判所は、Telia Sonera 事件において、不利な条件の下で、または買い手が存在し得ないような条件の下で、サービスを供給しまたは商品を販売するという行為の濫用的性質を評価することにおいて、エッセンシャル・ファシリティ法理は適用されないとし¹³²、また、Google Shopping 事件においても、支配的事業者がそのインフラストラクチャーへのアクセスは提供するが、サービスの提供や商品の販売を不公正な条件で行う場合には、エッセンシャル・ファシリティ法理は適用されないとしている¹³³。すなわちいずれの事例においても、支配的地位にある事業者による問題とされる行為は全面的取引拒絶ではなく、それゆえにエッセンシャル・ファシリティ法理は適用されないとの判断がなされている。

これらの事例における支配的地位を有する事業者による主張において共通するのは、エッセンシャル・ファシリティ法理が、もはや濫用認定を積極的に導く法理としてではなく、むしろ、同法理の要件が厳格であることを利用して、支配的地位の濫用行為としての認定を回避するための抗弁として用いられているという点である。

このような援用のされ方は、エッセンシャル・ファシリティ法理が、102 条の適用の最外縁を画す法理であることをも意味する。

VII. エッセンシャル・ファシリティ法理に関する近時の事例と動向

1. Bulgarian Energy Holding 事件一般裁判所判決（2023 年）¹³⁴

（1）事実の概要

¹²⁹ para. 50.

¹³⁰ Case C-52/09 Konkurrensverket v TeliaSonera Sverige AB, EU:C:2011:83, para. 54.

¹³¹ Case C-48/22 P Google LLC and Alphabet Inc. v European Commission (Google Shopping), EU:C:2024:726, para. 69.

¹³² Case C-52/09 TeliaSonera, para. 55.

¹³³ Case C-48/22 Google Shopping, paras. 111 & 113.

¹³⁴ Case T-136/19 Bulgarian Energy Holding EAD and Others v European Commission, EU:T:2023:669. 判例評釈に、Seppe Maes & Helena Verspagen, Case T-136/19 Bulgarian Energy Holding v Commission: From Pipeline to Plea, European competition and regulatory law review, Vol.8, No. 2 (2024), at 126.

Bulgarian Energy Holding（以下「BEH」）は、ブルガリア政府が完全に所有する事業者である。BHE はガス分野において Bulgargaz と Bulgartransgaz という完全子会社を有していた。Bulgargaz は、ブルガリアにおける主要なガス供給者である。Bulgartransgaz はブルガリアにおいて認可を受けたガス系統輸送運営者（gas transmission system operator）であり、ブルガリアのガスの輸送ネットワークとトランジット・パイプラインを運営し。また、同国内における唯一の Chiren に所在する天然ガスの貯蔵施設の貯蔵システム運営業者である。

本件では、2010年7月30日から2015年1月1日までの間におけるブルガリアのガス供給市場が問題とされた。この期間において、ブルガリアでは国内産とロシアからの輸入というふたつのガスの供給源があったが、国内生産は少ないため、ロシア産のガスの輸入にほとんど完全に依存していた。ロシア産ガスは、ルーマニアのガス系統輸送運営業者である Transgaz が管理するルーマニアトランジットパイプラインを通じて、ウクライナ、ルーマニアを経て、ブルガリアに輸送されていた。

このパイプラインのうち、ブルガリアへの供給のほとんどを輸送していた Romanian Pipeline 1 は、ブルガリアとルーマニアの間の国際政府間合意で建設された。Bulgargaz の前進である Neftochim は、Transgaz の前身である Rompetrol と、Romanian Pipeline 1 の利用に関する合意を締結し、これは2005年まで有効であった。

ブルガリアとルーマニアは、2003年2月18日に新たな合意を締結した。当該合意には、Bulgargaz と Transgaz が、新たな輸送料金を反映させるために、Romanian Pipeline 1 の利用に関する新たな契約を締結することとしていた。2005年に当該契約の締結がなされ、その後、2016年12月31日まで更新された。これに基づき、Bulgargaz は Romanian Pipeline 1 の排他的利用を保証され、Transgaz は固定の年額利用料を受け取ることとなった。

問題の期間において、Bulgargaz のみがロシアからガスを輸入しており、上流の卸売取引においても、流通ネットワークに直接接続している企業からなる最終需要家に対しても、主要なガス供給業者であった。この間、Bulgargaz は、ブルガリアのエネルギーおよび水規制委員会から付与された許可のもとで、公的なガス供給者として運営された。そしてそのような許可は単一の事業者に対してのみ付与されることが法律によって定められていた。

ブルガリアにおいて、公的供給者によるガスの供給は、一般的利益を有するサービス（services of general interest）¹³⁵であり、この概念は、一定の品質のガスの運送と供給が、ブルガリア規制当局により規制ないし定められ認可を受けた金額、方法、およびその他契約による条件に従って、ブルガリアエネルギー法が規定する理由以外では拒絶されずになされることを内容とする¹³⁶。

¹³⁵ 一般的利益を有するサービスの概念について、拙著『EU 競争法の公共サービスに対する適用とその限界』（日本評論社、2013年）。

¹³⁶ paras. 251-252.

天然ガスは、地下ガス貯蔵施設で貯蔵される。これにより、季節ごとのガス需要に応じて供給することが可能になる。また、単一の供給源に依存している場合には、貯蔵施設は供給が妨げられた場合の重要なバックアップとなる。

以上を背景に、Bulgargaz と Bulgartransgaz の行為を通じて、BEH グループが支配的地位の濫用行為を行ったとして、欧州委員会が決定を示した。複数の行為が問題とされたが、本稿との関係では、第一に、Chiren 貯蔵施設に関して、取引拒絶に該当する行為があったという。欧州委員会は、Bulgartransgaz が、第三者からのアクセス要請への返答をしなかったり内部での手続きを取らなかったりしたこと、2012 年と 2014 年に採択された貯蔵アクセスルールを通じて、アクセスを求める第三者に対して不合理な量の情報の提供を求めたり、意図的に情報について誤解をして新たな情報提供を求めたりしたこと、公的に入手できる利用可能な貯蔵容量に関する情報の透明性を描くようにしたこと、などによって取引拒絶をしていたと判断した。また、Bulgartransgaz の 2012 年の貯蔵アクセスルールが Bulgargaz に優先アクセスを与えたことは、さらなる供給拒絶に当たるとした。

第二に、欧州委員会は、Bulgargaz が容量の囲い込みをすることにより、第三者に対して Romanian Pipeline 1 へのアクセスを付与することを拒絶したと判断した。具体的には、限られた部分下用いないにも関わらず Bulgargaz が Romanian Pipeline 1 の全容量を予約したこと、Transgaz に対して請求された容量を変換することを拒絶するあるいは返還に条件をつけたこと、Bulgargaz が第三者からのアクセス要求に対して返事をしなかったこと、が容量の囲い込みにあたることとした。

欧州委員会は、BEH グループの上記行為により、ブルガリアのガス供給市場への新規参入が妨げられたとした。BEH グループは、上述の行為を含む市場支配的地位の濫用行為をすでに取りやめていたが、欧州委員会は決定において、違反行為の即時取りやめと、同一行為を繰り返すこと、および同様または同等の目的または効果を有する行為をとることの禁止を命じた。

この決定を不服とした BEH グループがその取消し等を求めて一般裁判所に提訴したのが本件である。

(2) 判旨

(i) エssenシャル・ファシリティ法理の位置付け

一般裁判所は、裁判所が「すでに、支配的事業者が競争事業者との契約締結を拒絶したことによりその地位を濫用したと認定される場合には、当該支配的事業者に対して当該競争事業者との契約締結を強制する結果を伴うことを指摘している。このような義務は、支配的事業者の契約の自由および財産権に対してとりわけ重大な不利益をもたらす。という

のも、事業者は、支配的地位にある場合であっても、原則として、契約を締結しない自由を有し、また自ら開発したインフラを自己の必要のために利用する自由を有するから¹³⁷」であり、それゆえ『『エッセンシャル・ファシリティ』に関する判例法理は、契約締結の自由、ならびに、とりわけ、投資またはイノベーションへの報酬である排他的権利の自由な行使が、域内市場における歪曲されていない競争という利益のために制限され得る状況に関するものであり、それ以外のいかなる行為類型も（その適用から）排除される¹³⁸』（括弧内は筆者）とした。

（ii）不可欠性および施設の支配のあり方について

本件において原告は、欧州委員会のこれまでの決定で不可欠施設へのアクセス拒絶に関する事例は、施設の所有者または運営者のみについて責を問うものであり、Bulgargaz は Romanian Pipeline 1 の所有者ではなく単なる利用者であるので、Bulgargaz が濫用的な供給拒絶をしたとする決定には、法の誤りがある、と主張した¹³⁹。一般裁判所は、この主張を否定し、欧州委員会は、それぞれの事件の状況を個別に評価するのであって、先例に拘束されないとした¹⁴⁰。

第一審裁判所は違反行為の期間において、Romanian Pipeline 1 はロシア産ガスをブルガリアに輸送する唯一のルートだったので、Bronner 事件がいうところの不可欠施設であったとした¹⁴¹。

そして、Romanian Pipeline 1 は Bulgargaz の排他的な利用のために留保されており、また Bulgargaz の同意を得ることなしには Transgazha パイプラインの容量を第三者に提供することはできなかったことを理由に、Bulgargaz は所有者ではなかったが、Romanian Pipeline 1 に排他的権利を有しており、パイプラインを通じた容量サービス市場において支配的地位を有していたと判断した¹⁴²。そして、過去の事例において Rantos 法務官がエッセンシャル・ファシリティ法理に関して、支配的事業者が『『不可欠施設』を所有しているあるいは支配（control）している』という文言を用いたことを確認した上で、本件において、「排他的権利は、…不可欠施設である Romanian Pipeline 1 に対する支配という状況をもたらしているので、Bulgargaz と施設を結びつける排他的権利の性質は無関係である¹⁴³」とした。

そして、Bulgargaz が Romanian Pipeline 1 について排他的権利を有して支配を及ぼしていたこと、および、同パイプラインは Bulgargaz が構築したわけではないが、Transgaz が付与

¹³⁷ para. 257.

¹³⁸ para. 258.

¹³⁹ para. 253.

¹⁴⁰ para. 253.

¹⁴¹ para. 260.

¹⁴² para. 261.

¹⁴³ para. 263.

した排他的権利に関連して固定の年間利用料を支払っており、これが投資にあたる、として、本件の事実関係に照らして、Broner 事件が示した基準の適用は排除されない、として原告の主張を退けた¹⁴⁴。

(iii) 競争の排除について

一般裁判所は、供給拒絶が濫用に当たるとするためには、欧州委員会は、当該拒絶によってサービスを求める主体の側の市場での全ての競争が排除されることを立証せねばならないとした¹⁴⁵。ここで、一般裁判所は、差別的取り扱いを内容とする支配的地位の濫用に関する Servizio Elettrico Nazionale 事件先決裁定を参照しつつ、「排除効果は、単なる仮説的なものにとどまってはならない。その結果として、(i) ある行為が、実施されることなく構想段階にとどまっているにすぎない場合には、当該行為を濫用的なものとして性格づけることはできず、また(ii) 問題とされている行為の分析は、当該行為が、一定の特定の状況が生じていれば生じ得た、または生じ得たであろう効果に依拠することはできない。ここでいう特定の状況とは、当該行為が実施された時点で、市場において存在していなかったものであり、かつ、その時点で生じる蓋然性がありそうではなかった状況をいう¹⁴⁶。」とした。そして、それゆえ欧州委員会は、「アクセス拒絶が真に仮定のものではない排除効果を生み出しうることを立証しなければならない」とし、そこでは「潜在的な競争者が、少なくとも、既存の事業者に対して競争圧力を与えるような時期に、問題の市場に参入するという十分に進展したプロジェクトを有していること」も立証せねばならない¹⁴⁷、とした。

(iv) 競争の排除について

また上記の判断を踏まえて、「アクセス付与に関する濫用的な拒絶があったとする認定は、支配的事業者に申込者と契約を締結することを強制するという帰結をもたらすものであって、それは特に契約の自由の原則を害するものであるから、欧州委員会は、アクセスの要請が、それに応答せねばならないか否かを判断する地位にある支配的事業者に対して、当該プロジェクトについて十分にかつ詳細に反映していることを立証しなければならない¹⁴⁸」とした。

そして、本件では、2011年1月24日の会合において、Transgaz が BEH に対して Romanian Pipeline 1 の未使用の容量について質問をしたのは、コンスタンツァにおけるターミナル建

¹⁴⁴ paras. 268-269.

¹⁴⁵ para. 279.

¹⁴⁶ para. 280.

¹⁴⁷ para. 281.

¹⁴⁸ para. 282.

設計画を理由とし、その当日、当該プロジェクトはいまだ「予備的実現可能性 (prefeasibility)」段階にとどまっていたことが認定されている¹⁴⁹。この認定に基づいて、第一審裁判所は、本件決定やいかなる資料からも、この会合において、Transgaz が、Romanian Pipeline 1 の容量を自ら利用してブルガリアのガス供給市場に参入し、当該市場において Bulgargaz と競争する意図に言及したことは認められない、とした¹⁵⁰。それゆえ、Transgaz が 2011 年 1 月 24 日の会合においてなした質問は、Bulgargaz とブルガリアにおけるガス供給市場において競争を目的とする Romanian Pipeline 1 の容量へのアクセスの要求にはあらず、排除効果が仮定的ではないこと、という要件を充足し得ない、との判断を示した¹⁵¹。また、容量に関する質問はコンスタンツァにおけるターミナル建設という異なる目的でなされたものであり、それは 12 年というとても遠い将来に予定されていた、と述べた¹⁵²。くわえて、第一審裁判所は、同じ会合において Transgaz が BEH に対して容量の変換を求めたとしても、欧州委員会は、BEH の返答がブルガリアのガス市場において排他的な効果を生ぜしめることができたことについて証拠を示しておらず、また、欧州委員会が認める通りコンスタンツァのターミナルの目的がブルガリア市場への参入を目的とすることの立証もないこと、そしてさらに、BEH は容量の返還の可能性を否定しておらず、単にパイプラインの容量が Bulgargaz に留保されていることを述べただけであり、あわせてまずは政府レベルで、その後企業レベルで交渉する可能に言及していることを指摘した¹⁵³。

以上に基づき、第一審裁判所は、欧州委員会は、BEH が 102 条にいうアクセスの拒絶をおこなったということとはできない、と判断し BEH の主張を支持した¹⁵⁴。

(iv) 規制が存在する場合の施設の不可欠性の認定について

BEH は、Chiren 貯蔵施設が不可欠施設であるとした欧州委員会の判断は誤っていると主張した。第一審裁判所は、Slovak Telekom 事件判決¹⁵⁵において、司法裁判所が、施設の不可欠性を検討するにあたって、「アクセスを付与することを内容とする規制上の義務は、事業別のルール規制の対象となっている支配的事業者の側での、102 条にいう支配的行為の評価に関連している」とし¹⁵⁶、「支配的地位にある事業者がそのような規制上の義務の対象となっている場合には、欧州委員会は、当該施設へのアクセスに関する濫用的な拒絶があ

¹⁴⁹ para. 283.

¹⁵⁰ para. 284.

¹⁵¹ para. 285.

¹⁵² para. 285.

¹⁵³ para. 286.

¹⁵⁴ paras. 287-288.

¹⁵⁵ Case C-165/19 P Slovak Telekom, a.s. v European Commission, EU:C:2021:239, para. 49, 57 & 60.

¹⁵⁶ para. 961.

ったことを認定する際に、当該施設が **Bronner** 事件先決裁定でいう…『不可欠性』を有していることを立証する必要がない」としたことを確認した¹⁵⁷。

ガス貯蔵施設へのアクセスに関する規制の枠組みは EU レベルおよび国内レベルの法制度で定められている¹⁵⁸。ブルガリアのエネルギー法は、ガス貯蔵施設運営者は、同等の条件の下で、すべてのユーザーに対して施設へのアクセスを付与しなければならないとしていた¹⁵⁹。これに基づき、第一審裁判所は、**Chiren** 貯蔵施設に適用される規制枠組みは、ブルガリアのガス供給市場において有効に競争できるようにするために当該施設へのアクセスが必要 (*necessary*) であり、また **Bulgartransgaz** に対して同等の条件で第三者に対して施設へのアクセスを付与する義務を課していることを立証するとした¹⁶⁰。結論として、第一審裁判所は、欧州委員会は **Chiren** 貯蔵施設の不可欠性を立証する必要がないとした¹⁶¹。また、欧州委員会は、当該施設は別途設立可能ではないことについても立証しなくてもよいことを確認した¹⁶²。

(v) 結論

争点が多岐にわたるためここでは詳述しないが、欧州委員会の決定において認定された取引拒絶を構成する複数の行為について、要件が充足されることについて十分な立証がないことなどを理由として、認定に誤りがあったと判断され、本件で問題とされた欧州委員会の決定は取り消された。

なお、本件は一般裁判所の判断であり、また控訴され現在司法裁判所に事件が係属中である¹⁶³。

(3) 検討

本件は、欧州委員会の決定が完全に取り消された珍しい事例である¹⁶⁴。本件はいくつかの重要な判断を示している。

まず第 1 に、エッセンシャル・ファシリティ法理の性質ないし位置付けについて論じている。本件判決は、取引拒絶を支配的地位の濫用として認定することは、(決定等の手続き

¹⁵⁷ para. 962.

¹⁵⁸ paras. 964-966.

¹⁵⁹ para. 967.

¹⁶⁰ para. 968.

¹⁶¹ para. 969.

¹⁶² para. 970.

¹⁶³ Case C-14/24 P *Bulgarian Energy Holding EAD and Others v Commission*.

¹⁶⁴ 他の同様の例として、Case T-235/18 *Qualcomm, Inc. v European Commission*, EU:T:2022:358 (欧州委員会が控訴せず確定) ; Case 22/78 *Hugin*, EU:C:1979:138; Case 6-72 *Europemballage Corporation and Continental Can Company Inc. v Commission of the European Communities*, EU:C:1973:22; Case 26/75 *General Motors Continental NV v Commission of the European Communities*, EU:C:1975:150.

を通じて) 支配的事業者に対して競争者との契約締結を事実上強制するという重大な帰結を伴うことを改めて確認している¹⁶⁵。

第2に、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用は、取引拒絶についてのみ適用され、他の行為類型には適用されないことを確認した¹⁶⁶。これは、Astra Zeneca 事件や Google Shopping 事件判決¹⁶⁷等で示された事項である。これらの事件では擬制的取引拒絶が市場支配的地位の濫用に該当するか否かが問題とされたところ、違反行為をしたとされる事業者が、エッセンシャル・ファシリティ法理が適用されるべきであるとの主張をし(後述)、これに対して、同法理が適用されるのは全面的取引拒絶がなされた場合であって、擬制的取引拒絶には適用されないとの判断が示された。これに対して、本件は全面的取引拒絶に関する事例であり、念のためにこの点を確認されているといえる。

第3に、支配的地位にある事業者が、問題とされる施設を所有または運営していないとしても、排他的権利を通じて当該施設の「支配」(control)がなされていれば、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用が妨げられないことが確認された¹⁶⁸。

第4に、施設の不可欠性について、支配的地位にある事業者が、規制によりアクセス付与を内容とする義務を負っている場合には、当該施設の不可欠性の立証が不要になること¹⁶⁹、および施設を別途設立することが可能ではないことの立証も不要になること¹⁷⁰が示された。

第5に、川下市場における全ての競争の排除に関して、排除効果は仮説的なものでは足りないとし¹⁷¹、また、それに関連して、第6に、アクセスの拒絶に関して、アクセスの要請は当該施設を利用したプロジェクトについて十分にかつ詳細に反映していなければならない¹⁷²、とした。これらの要件は、取引拒絶が濫用とされるためには、競争排除効果の現実性および当該アクセス要請の具体性について、厳格な立証が必要であることを明確にしたものである。

以上の点のほとんどは、すでに他の事例において司法裁判所あるいは一般裁判所が判示した内容であるが、それらの事例には全面的取引拒絶以外の行為類型を問題とするものがあり、全面的取引拒絶が実際に審査された本件において確認がなされたといえる。

¹⁶⁵ para. 257.

¹⁶⁶ para. 258.

¹⁶⁷ Case T-321/05 AstraZeneca AB and AstraZeneca plc v European Commission, EU:T:2010:266, paras. 679-684; Case T-612/17 Google LLC, formerly Google Inc. and Alphabet, Inc. v European Commission, EU:T:2021:763, paras. 215 & 233.

¹⁶⁸ para. 263.

¹⁶⁹ para. 962.

¹⁷⁰ para. 970.

¹⁷¹ para. 979.

¹⁷² para. 282.

2. Android Auto 先決裁定 (2025 年) ¹⁷³

(1) 事実の概要

Alphabet の子会社である Google は、Google Italy を支配している。2015 年以降 Google が開発している Android Auto は、Android OS (オペレーティングシステム) を搭載したモバイルデバイス向けに開発され、ユーザーが自動車のインフォテインメントシステムのスクリーン上から当該デバイス上のアプリに直接アクセスできるようにするものであった。Google は Android Auto との互換性を確保するために「テンプレート」を提供していた。2018 年遅くには、メディアアプリおよびメッセージアプリ向けのテンプレートが用意された。また Google は自ら Google Maps および Waze というナビアプリを開発および取得した。これらはいずれも Android Auto と互換性がある。さらに、Google は、一部の場において、あらかじめ定められたテンプレートが存在しない場合に、サードパーティの開発者がパーソナライズされたアプリを開発することを許可してきた。

Enel X Italia は Enel グループに属しており、このグループはイタリア国内の電気自動車用充電ステーションの 60%以上を管理し、充電サービスを提供している。2018 年 5 月、Enel X Italia は JuicePass アプリをリリースした。このアプリは、Android OS を搭載したモバイルデバイスのユーザーが利用でき、Google Play からダウンロード可能である。JuicePass は電気自動車の充電に関するさまざまな機能を提供しており、ユーザーは地図上で充電ステーションを検索・予約し、選択したステーションまでナビゲーションするために検索結果を Google Maps アプリに転送して、充電セッションおよび関連する支払いを開始・停止・監視することができる。

2018 年 9 月に Enel X Italia が Google に対して JuicePass に Android Auto との互換性を持たせるために必要な措置をとることを依頼したところ、Google は、Android Auto と互換性を有するサードパーティーアプリはメディアアプリとメッセージアプリのみであることを理由として、依頼を拒絶した。また 2019 年にも、Enel X Italia の同様の依頼に対して、安全性および新規テンプレートの制作に必要なリソースを割かねばならないことを理由として再度拒絶した。

2019 年 2 月 12 日に Enel X Italia はこの件について、JuicePass アプリを Android Auto を経由して用いることができるようにすることを不当に拒絶するという Google の行為は、EU 機能条約 102 上に違反するとして、イタリア競争当局である AGCM に申告をした。

¹⁷³ C-233/23 Alphabet Inc. and Others v Autorità Garante della Concorrenza e del Mercato (AGCM), EU:C:2025:110. 同事件についての評釈として、例えば、Giorgio Monti, The Android Auto Judgment: Every Road Leads Back to Magill, *European Law Review* Vol. 50, No. 5 (2025), at 591; Giuseppe Colangelo, The EU Essential Facilities Doctrine after Android Auto: A Wild Card without Limiting Principles?, *Common Market Law Review* Vol. 62 (2025), at 1. また、邦語文献に、林秀弥「デジタルプラットフォームへのアクセス制限と EU 競争法」情報通信政策研究 9 巻 1 号 (2025 年) 183 頁。

2020年10月、GoogleはAndroid Autoと互換性のある電気自動車充電アプリの試行版のデザインのためのテンプレートを公表した。

2021年4月27日に、イタリア競争当局であるAGCMは、Googleの行為はEU機能条約102上に違反するとの結論を示し、Googleに対して、電気自動車の充電アプリを開発するためのテンプレートの決定版を公開すること、およびEnel X Italiaが不可欠であると指摘した当該バージョンに欠けていたあらゆる機能を開発することを命じた。

GoogleらはAGCMの決定を不服として、Lazio地方行政裁判所に提訴したが、訴えは棄却された。Googleは当該判決について国務院に控訴した。国務院がEU競争法の解釈について司法裁判所に先決裁定を求めたのが本件である。

(2) 判旨

(i) エッセンシャル・ファシリティ法理の適用の是非

司法裁判所は、まず、Bronner判決(C-7/97, para.41)が確立した「施設が不可欠であること」の要件がAndroid Autoのようなデジタルプラットフォームにもそのまま適用されるべきかどうかについて検討した¹⁷⁴。

司法裁判所は、Bronner判決に言及しつつ、一定の場合には取引拒絶が支配的地位の濫用に該当しうることを確認した(para. 39)。その上で、Bronner事件においては、特定の状況において、当該条件が課されたものであるとの理解を示した(para. 40)。当該状況とは、支配的地位にある事業者が、自らの事業の必要性のために構築したインフラストラクチャーに対するアクセスを競争者に与えることを拒絶し、他の行為が関与しない、というものである(para. 40)。司法裁判所は、一般的には、自らの事業の必要のために構築されたインフラストラクチャーは、当該事業者が自らの使用のために留保することが望ましいと考えられるとの立場を示した(para. 42)。

これに対して、「自らの事業の必要性のためだけにインフラストラクチャーを構築したのではなく、第三者の事業者をして当該インフラストラクチャーを用いることを可能ならしめることを意図して構築した場合には、当該インフラストラクチャーの実際のあるいは潜在的な代替がないことを理由として、アクセスを申し込んでいる主体が事業を実施するために当該インフラストラクチャーが必須であるか否かに関する(Bronner事件)の条件は、適用されない¹⁷⁵」(括弧は筆者)、と判断した。

司法裁判所は、そのような状況(第三者の事業者をして当該インフラストラクチャーを用いることを可能ならしめることを意図して構築した場合)においては、「支配的地位にあ

¹⁷⁴ para. 39.

¹⁷⁵ para. 44.

る事業者の契約の自由や財産権の保護も、高品質の製品またはサービスの開発への投資インセンティブを事業者持ち続けることの必要性も、TFEU102条が規定する濫用と分類されるような、インフラストラクチャーの第三者の事業者のアクセスへの拒絶を、隣接市場に実行可能なオファーを生み出すことによって第三者の事業者が事業を行うことを不可能にする場合にのみ限ることを正当化しない¹⁷⁶」とした。そして、第三者の事業者にアクセスを提供する「インフラストラクチャーを構築する費用は…支配的地位にある事業者によって推定されている場合」には、「第三者の事業者に対してインフラストラクチャーへのアクセスを提供することを支配的事業者に要請することが、当該インフラストラクチャーの構築に用いられた経済モデルを根本的に変えないと述べれば十分である¹⁷⁷」とした。

そして、この点の一般論として、「Bronner 事件が示した条件がインフラストラクチャーへのアクセスに対する拒絶に関する事例に適用されるかどうかを判断するためには、当該インフラストラクチャーが(i)自らの事業の必要のためだけに支配的地位にある事業者によって構築され、かつ(ii)当該支配的地位にある事業者によって所有されているかどうか、あるいは、当該インフラストラクチャーが第三者の事業者をして利用可能ならしめるために構築されたかどうか（なお、この点は当該支配的地位にある事業者がすでにそのような第三者の事業者に対してアクセスを許諾したという事実によって証拠づけられる）が立証される必要がある¹⁷⁸」と述べた。

本件では、Google が第三者の事業者に対して Android Auto へのアクセスを許諾し、また、Google が当該デジタルプラットフォームをあるカテゴリーのアプリ、およびそれらの第三者の事業者が開発した特定のアプリと互換性があるようにしたことが明らかであることを指摘した上で、「自動車のインフォテインメントシステム上で第三者の事業者により開発されユーザーのモバイル端末にダウンロードされたアプリの利用を可能なさしめることが意図されたデジタルプラットフォームは、当該支配的地位にある事業者の必要のみのために作られたと見ることはできない¹⁷⁹」、との判断を示し、Bronner 事件の条件は適用されないと判断した¹⁸⁰。

そして、結論として「当該プラットフォームを介した利用に代わる実際の、または潜在的な代替手段は存在しないという意味において、当該デジタルプラットフォームは下流市場における問題のアプリの商業的運用において不可欠ではないとしても、当該拒絶は支配的地位の濫用に該当する¹⁸¹」とした。

(ii) 102条に関する解釈

¹⁷⁶ para. 44.

¹⁷⁷ para. 46.

¹⁷⁸ para. 47.

¹⁷⁹ para. 48.

¹⁸⁰ para. 49.

¹⁸¹ para. 50.

上記判断を示したのちに、本件のような事実関係においてはエッセンシャル・ファシリティ法理が適用されないことを前提に、司法裁判所は、国内裁判所から付託された取引拒絶に関連する 102 条についてのいくつかの質問に対して解釈を示している。エッセンシャル・ファシリティ理論は 102 条の取引拒絶に対する適用に関する判例法理であるので、これらの解釈もまた本稿の射程にあるといえる。以下では簡潔に判示事項を確認する。

① 川下市場における競争事業者が存続し成長している場合について

支配的地位にある事業者により施設等へのアクセスを拒絶された事業者が、アクセスは拒絶されたものの、川下市場（本件ではアプリ市場）において存続しており、成長もしている場合には、取引拒絶は反競争効果を有すことはない¹⁸²と解すべきかが問われた¹⁸²。これに対して、司法裁判所は、「102 条の目的は、行為が成功するか否かにかかわらず、…支配的地位を有する事業者による濫用行為を罰すること¹⁸³」であり、「競争当局は、競争制限効果がないとしても、…当該行為が能率競争を制限することを立証することにより EU 機能条約 102 条違反があったと認定できる¹⁸⁴」と判断した。

② 正当化について

司法裁判所は、一般論として、102 条に違反するとされた事業者が正当化を主張することができるとする判例法理を確認し¹⁸⁵、特に、当該行為が客観的に必要であること、あるいは行為によって生じた排除効果が効率性の観点において拮抗または上回っており、消費者の利となることを示すことができることを確認した¹⁸⁶。

本件について、「テンプレートを用いた互換性の付与が、問題とされるプラットフォームの一体性または安全性を害する場合や、テンプレートを開発することによって互換性を確保することが不可能である他の技術的な理由がある場合には」、問題とされるカテゴリーのアプリ向けの互換性を実現するためのテンプレートがないことは、客観的に正当化される、とした¹⁸⁷。しかし、司法裁判所は、それ以外の状況において、テンプレートがないという事実や、支配的地位にある事業者が直面するテンプレート開発の困難は、アクセス付与の拒絶に対する正当化にはあたらない、とした¹⁸⁸。

¹⁸² para. 53.

¹⁸³ para. 55.

¹⁸⁴ para. 56.

¹⁸⁵ para. 70.

¹⁸⁶ para. 71.

¹⁸⁷ para. 73.

¹⁸⁸ para. 74.

③ アクセス実現の義務について

司法裁判所は、上述の客観的正当化がなされない場合においては、支配的地位にある事業者は、目的に照らして合理的かつ必要な期間内にテンプレートの開発をせねばならない¹⁸⁹、とした。

④ アクセスを可能にするために発生する費用の負担について

司法裁判所は、求められた互換性を確保するためにテンプレートを開発することは、支配的地位にある事業者にとって、費用の発生を伴うものとなる可能性が高いが、102条は、当該支配的地位にある事業者が、相互運用性を要請した事業者に対して、適切な費用負担を求めることを妨げるものではない、とした¹⁹⁰。ただし、「そのような費用負担は公正で比例性があり、当該開発に要した実際のコストを考慮した上で、支配的地位にある事業者がそこから適切な利益を得ることを可能にするものでなければならない¹⁹¹」とした。

⑤ 川下市場の画定について

司法裁判所は、支配的地位にある事業者による取引拒絶の評価において、「川下市場を特定するためには、関連する商品市場および地理的市場を詳細に画定することは必ずしも要求されない。一定の状況においては、潜在的、あるいは仮想的な市場が識別されれば足りる、とした¹⁹²。そして、問題となる川下市場が、なお発展途上にあったり、あるいは急速に変化している場合であって、それゆえ、支配的地位にある事業者が当該濫用的だとされる行為を実施した時点において、その範囲が完全には画定されていない場合には、競争当局が当該市場を、たとえそれが潜在的市場にとどまるとしても、特定すれば足りる、とした¹⁹³。

(3) 検討

本件は、司法裁判所の大法廷で判断された事例である。

本件が示した重要な判示は、特に以下の3つである。第一に、支配的地位にある事業者が当初から第三者利用を予定して設計したプラットフォームに関する取引拒絶は、エッセ

¹⁸⁹ para. 81.

¹⁹⁰ para. 76.

¹⁹¹ para. 76.

¹⁹² para. 85.

¹⁹³ para. 85.

ンシャル・ファシリティ法理の適用を受けないとした点である¹⁹⁴。司法裁判所は、エッセンシャル・ファシリティ法理は、事業者が自らのために構築したインフラ等を前提としており、取引の自由や財産権を第三者に対して解放することを要請するから厳格な要件が用意されているとの理解を示している。これに対して、当初より第三者による利用を想定して構築したインフラ等であれば、そのような厳格な要件は不要であるということであろう。この新たな解釈は、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用を狭めるものであるといえる¹⁹⁵。

また、第二に、司法裁判所は、上述の客観的正当化がなされない場合においては、支配的地位にある事業者は、目的に照らして合理的かつ必要な期間内にテンプレートの開発をせねばならない¹⁹⁶、とした。これは、一般化すれば、客観的正当化ができない場合には、適時にアクセスを提供する義務があるとの理解を示したものと見える。

これに関連して、第三に、プラットフォームの一体性または安全性を害する場合や、互換性の確保が技術的に不可能な場合に客観的な正当化が認められることも示した。

3. Lukoil 事件先決裁定 (2025 年)¹⁹⁷

(1) 事実の概要

本件は、ブルガリア競争当局が、Lukoil グループに属する Lukoil Bulgaria と Lukoil Burgas の行為が、燃料の貯蔵市場における支配的地位を濫用したとして、EU 機能条約 102 条およびブルガリア国内競争法（競争保護法）のうち 102 条に対応する規定に反するとした決定について、Lukoil Bulgaria・Lukoil Burgas とブルガリア当局が争った国内訴訟に関連してなされた先決裁定の付託がなされたものである。

1963 年に Neftohimicheski Kombinat Burgas が設立された。これは、国有企業であり、Burgas の精製所を運営し、石油および石油化学分野で事業を行っており、その後、パイプライン 3 件、石油貯蔵施設とターミナル 7 件の輸送・貯蔵インフラを有するようになった。

1999 年 10 月 12 日に締結された民営化契約に基づき、ブルガリア国家は、ブルガス石油化学コンビナートを承継した会社の資本の 58% を Lukoil グループに譲渡した。その結果、同グループは、当該会社が運営していた輸送および貯蔵インフラの所有者となった。さらに、2009 年 7 月 20 日付政令第 181 号により、ブルガリア国家は、ブルガス港（同港に接続するロゼネツ港湾ターミナルを含む）およびこれらに至るパイプラインが、国家安全保障上重要な施設および活動、すなわち戦略的インフラを構成するものと宣言した。

¹⁹⁴ para. 44.

¹⁹⁵ Colangelo (2025), supra note 173, at 17.

¹⁹⁶ para. 81.

¹⁹⁷ Case C-245/24 ‘Lukoil Bulgaria’ EOOD, ‘Lukoil Neftohim Burgas’ AD v Komisija za zashtita na konkurentsiata, EU:C:2025:987.

Lukoil Burgas は、ブルガリアにおける石油製品の主要な生産者である。同社は、ブルガス製油所およびロゼネツ港湾ターミナルを運営しており、同ターミナルについては、2011年3月22日付でブルガリア国家から付与されたサービス・コンセッションを有している。ブルガリア国家は、Lukoil Burgas の資本においてゴールデン・シェアを保持しており、これにより同国家には特別の権限が付与されている。これらの権限の結果として、Lukoil Burgas の株主総会は、燃料生産を大幅に削減する決定、あるいは公正な対価の下での港湾施設およびパイプラインへのアクセスを拒否する決定を採択しようとする場合には、あらかじめブルガリアより書面による同意を取得し、かつ一定の条件を満たさなければならない。

Lukoil Bulgaria の事業は、石油製品の流通から成る。同社は、燃料の卸売という主要な事業活動のために、ブルガリア全土に分散して配置された複数の貯蔵施設を有している。2016年1月1日から2020年11月30日までの期間において、Lukoil Bulgaria は、物品税の対象となる製品を保管するための3か所の課税倉庫 (tax warehouse) を有していた。燃料の小売流通については、Lukoil Bulgaria は、国内に展開するガソリンスタンドの全国ネットワークを利用している。

2020年3月において、ブルガリアでは燃料の小売価格の下落幅が、世界市場における原油価格の下落幅 (47%) と比べて小さく (11%) とどまっていたことを受け、ブルガリア最高行政裁判所付検察庁 (Varhovna administrativna prokuratura) は、ブルガリア競争当局に対して、燃料小売価格の設定に関して競争法違反が存在するか否かについて調査することを要請した。

ソフィア州行政裁判所 (Administrativen sad Sofia-oblast) によれば、ブルガリア競争当局の決定からは、Lukoil グループが最大の認可を受けた燃料用倉庫業者であり、かつ燃料の卸売および小売取引における市場で首位にあることが明らかである。Lukoil グループは、ブルガリアにおいて他に例を見ない輸送および貯蔵インフラを有しており、これにより Lukoil Burgas の製品の販売が容易になっている。

ブルガリア競争当局の決定によれば、2016年1月1日から2021年3月31日までの期間 (以下、違反期間) において、Lukoil Bulgaria および Lukoil Burgas は、共通の反競争的目的を有するいくつかの支配的地位の濫用該当行為に関与していた。すなわち、両社は、他の燃料生産者または輸入業者に対して、自らが運営する輸送および貯蔵インフラへのアクセスを拒絶していた。とりわけ、Lukoil Bulgaria および Lukoil Burgas は、自らが管理する課税倉庫 (以下、内陸貯蔵施設 (land depots) という)、ロゼネツ港およびヴァルナ港に所在する港湾ターミナル内の貯蔵施設 (以下、海上貯蔵基地 (sea depots))、ならびにパイプラインについて、第三者事業者に対してアクセスを付与することを拒絶していた。決定によれば、2件の例外を除いて、Lukoil Burgas to Lukoil Bulgaria がアクセスを拒絶した内陸貯蔵施設と海上貯蔵施設およびパイプラインは、公的資金によって建設されていた。また、

2020年9月18日の法改正によって、Lukoil Bulgariaは、認可を受けた施設運営者として、2020年12月23日以降、その施設の全体の貯蔵容量の少なくとも15%について、独立の第三者に対してアクセスを保証することが義務付けられていた。

この決定に関するブルガリア国内裁判所に係属した訴訟に関連して、102条の解釈に関して先決裁定が求められたのが本件である。

(2) 判旨

本件において、Bronner事件が示した要件は、問題となる施設を支配的地位にある事業者が自らの事業上の必要のために構築したのではなく、公的当局が構築したものである場合であって、国家によって付与されたサービス・コンセッションに服していたり、あるいは民営化の過程において当該事業者が取得したりした場合にも適用されるかが問われた。

司法裁判所は、Bronner事件が示した要件を確認した上で¹⁹⁸、この要件は当該事件に特有の事情の下で許されるものだとして、その事情について、支配的事業者が自らの事業の必要性のために所有し構築したインフラストラクチャーへのアクセスを、競争者に対して付与することを拒絶した、というものであること確認した¹⁹⁹。

そして、インフラストラクチャーを所有している、という点について、取引の自由および財産権の保護と歪曲されていない競争²⁰⁰という「問題となる利益の間で公正なバランスをとるため」に、Bronner事件が示した要件（エッセンシャル・ファシリティ法理）の適用を制限しようとするものであり、「第三者がインフラストラクチャーにアクセスを得ることを拒絶することを可能とする、支配的事業者が行使する財産権あるいは同程度の支配に対して特に注意がはらわれるべきである²⁰¹」とした。そして、「当該インフラストラクチャーについて、支配的事業者が、そのインフラストラクチャーに関して、第三者による当該インフラへのアクセスを拒絶することを禁じる立法、規制、または契約によって課された権限又は義務によって意思決定の自律性を制限されている場合には、当該事業者はそのインフラストラクチャーの所有者であるとは評価され得ず、したがって、Bronner事件の判断を導いた事件における事業者と同視し得る状況にはない」と判断し²⁰²、「競争と、不可欠なインフラに関して支配的事業者が有する権利との間における公正な均衡は、とりわけ公的当局の関与に起因して当該権利に課される制約を反映しなければならない」として、「自らが運営するインフラストラクチャーへアクセスに関して完全な意思決定の自立性を有さない場合」には、Bronner事件が示した要件の適用が排除されるとした²⁰³。

¹⁹⁸ para. 44.

¹⁹⁹ para. 45.

²⁰⁰ para. 46.

²⁰¹ para. 50.

²⁰² para. 50.

²⁰³ paras. 51-52.

これに関して、Lukoil Bulgaria と Lukoil Burgas が、問題とされるインフラストラクチャーが、公的当局によって公的資金を持って構築され、その後競争的に設定された価格によって事業者によって取得され、当該事業者がその後大規模な投資を行なっている場合には、異なる帰結となるべきだと主張した。

これについて、司法裁判所は、支払われた金額や投資額に関わらず、当該インフラストラクチャーへのアクセスについて完全な意思決定の権限を享受していない場合には、Bronner 事件は適用されないとした²⁰⁴。他方で、完全な意思決定の自立性がある場合には、Bronner 事件が示した要件が適用されないとは考えられない、とも述べた²⁰⁵。くわえて、「当該インフラストラクチャーが、競争的手続の結果として形成された価格および条件の下で支配的事業者によって取得されたものである場合には、そのインフラストラクチャーは、当該事業者が設立または構築したインフラストラクチャーと類似である。これに対し、民営化手続が、取得する際の価格および条件の競争性を担保するに足りるものではなかったと判断される場合には、そのように類似させた取扱いは排除されなければならない」とした²⁰⁶。

さらに、「当該支配的事業者が、当該インフラの所有者ではないものの、当該インフラストラクチャーへのアクセスを完全に支配し得る意思決定の自律性をもたらす排他的権利を享受している場合には、当該インフラストラクチャーは、当該事業者が所有するインフラストラクチャーと同様に取り扱われなければならない。さらに、…当該施設に対するそれらの排他的権利が、競争的手続の結果として形成された価格および条件で支配的事業者によって取得されたものである場合、当該施設は、当該事業者自らが設立または構築した施設と類似である」とした²⁰⁷。

(3) 検討

Lukoil 事件先決裁定において、司法裁判所はふたつの判断をした。まず第一に、支配的事業者が、「そのインフラストラクチャーに関して、第三者による当該インフラへのアクセスを拒絶することを禁じる立法、規制、または契約によって課された権限又は義務によって意思決定の自律性を制限されている場合」には、当該事業者はそのインフラストラクチャーの所有者であるとは評価され得ず、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用を受けない、という判断である。これは、Bulgarian Energy Holding 事件で一般裁判所が示した判断と同様であるが、上級審である司法裁判所がこれを確認したといえる。

²⁰⁴ para. 54.

²⁰⁵ para. 55.

²⁰⁶ para. 55.

²⁰⁷ para. 56.

第二に、司法裁判所は、「当該インフラストラクチャーが、競争的手続の結果として形成された価格および条件の下で支配的事業者によって取得されたものである場合には、そのインフラストラクチャーは、当該事業者が設立または構築したインフラストラクチャーと類似である。これに対し、民営化手続が、取得する際の価格および条件の競争性を担保するに足りるものではなかったと判断される場合には、そのように類似させた取扱いは排除されなければならない」とした。すなわち、民営化の過程で、施設が競争的な価格・条件の下で取得された場合には、当該施設を事業者が自らが構築したものと同様に扱い、エッセンシャル・ファシリティ法理が適用され、他方で、競争的な価格・条件ではなく取得された場合には、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用がない、とした。これは、前者のごとく、当該施設に関する排他的権利を競争法を適用することで制限する場合には、エッセンシャル・ファシリティ法理の下で慎重に判断されるべきである一方、非競争的価格・条件で獲得された場合には、財産権への配慮は緩和され、例外的な状況である必要はなく、通常の競争法上の評価で足りるという趣旨であろう。

VIII. エッセンシャル・ファシリティ法理の現在

1. エッセンシャル・ファシリティ法理の整理

(1) エッセンシャル・ファシリティ法理の適用の是非

Microsoft 事件判決までの判例ではみられなかったが、それ以降の時期の判例の集積によって、エッセンシャル・ファシリティ法理が適用される場合と適用されない場合に関する条件が精緻化されてきた。

(i) 行為の態様

支配的地位にある事業者の行為の類型では、全面的な取引拒絶のみがエッセンシャル・ファシリティ法理の適用を受ける。他方で、施設等へのアクセスは付与しつつも、取引の条件をつうじてアクセスを事実上困難にするという擬制的取引拒絶や、差別的な取引条件を課す場合など、全面的な取引拒絶以外の行為の態様をとる場合には、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用を受けない。

擬制的取引拒絶においては、エッセンシャル・ファシリティ法理が適用されないという判断は妥当であろう。というのは、支配的事業者が第三者に対して施設・知的財産へのアクセスを与えるか否かを選択する自由は取引の自由ないし財産権として保護されると考えられるのに対し、取引条件を課すという行為自体は取引の自由による保護の対象ではある

ものの、その条件が不公正または搾取的なもの場合には、当然に競争法による規律の対象となるからである。これは、取引の自由が制約を受けることを意味するが、これは市場メカニズムを確保するために必要な介入として許容されているといえる。すると、濫用の認定の判断において、取引の自由・財産権と市場競争の確保という価値の間でバランスをとるという作業は不要になる。そのためエッセンシャル・ファシリティ法理の適用をする必要がなくなると理解される。

他方で、全面的取引拒絶と擬制的取引拒絶で、適用する違法性基準を異にせず、同じ基準を用いるべきであるとする立場も見られる²⁰⁸。この立場の論者は、全面的取引拒絶と擬制的取引拒絶では潜在的な競争に対する悪影響は同等または後者の方が程度が低いとその理由を述べる。したがって、判例法理と異なるが、擬制的取引拒絶を全面的取引拒絶より緩やかに判断すべきとする。

また、取引を求める側からの施設等に関するアクセスの要請は、支配的事業者に対して事業の計画について十分にかつ詳細に反映しているものであり、アクセスの要請が、それに応答せねばならないか否かを判断できるものでなければならないとされている。

(ii) 所有権・支配の有無

当初は、支配的事業者が問題とされる施設・知的財産を所有している場合にエッセンシャル・ファシリティ法理が適用されるとされていた。しかしこの点は修正され、所有権の有無にかかわらず、当該施設の利用についての支配ないし利用に関して意思決定の自律性がある場合には、エッセンシャル・ファシリティ法理が適用される、と射程が拡大されている。すなわち、所有権を有しておらず、他者から許諾を得て利用している場合であっても、支配がある限りにおいてエッセンシャル・ファシリティ法理の適用を受ける。

学説には、実質的な投資と起業家的なリスクテイクの結果として当該施設などがある場合に、エッセンシャル・ファシリティ法理の不可欠性の基準を適用して、ケース・バイ・ケースの判断をするべきだとする立場もある²⁰⁹。

(iii) 規制等によるアクセスの義務付け

規制等によって、第三者に対するアクセスを付与することが義務付けられている場合には、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用を受けない。これは、ひとつには、前述し

²⁰⁸ Chiara Fumagalli & Massimo Motta, *Economic Principles for the Enforcement of Abuse of Dominance Provisions*, *Journal of Competition Law & Economics*, Volume 20, Issue 1-2 (2024), at 88.

²⁰⁹ Colangelo (2025), *supra* note 173, at 22.

た「支配」に関連して、当該施設の利用に関して意思決定の自律性がない場合にあたるとみられるためであろうと考えられる。

また別の説明としては、以下のようなものも考えうる。すなわち、エッセンシャル・ファシリティ法理に組み込まれている、取引の自由・財産権と市場競争の実現の間の利益衡量が、そのような制度的枠組みの立法過程の中にすでに取り込まれていると推定され、その結果として当該施設へのアクセスが義務付けられているとも考えられる²¹⁰。そのような状況においては、競争法の文脈において改めてバランスをとりなおす必要はないため、エッセンシャル・ファシリティ法的の適用は不要だということになる。

(iv) 所有・支配するに至った経緯

支配的事業者が問題とされる施設・知的財産を所有ないし支配するに至った経緯が、競争的な条件によるものであれば、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用を受ける。たとえば、国等によって公的財源をもちいて設立された施設が民営化の過程において事業者に譲渡される場合、あるいは他者から譲渡された場合などである。

他方で、非競争的な条件で譲渡を受けるなどした場合には、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用を受けないことが明らかにされている。この点は、エッセンシャル・ファシリティ法理が、事業者による投資インセンティブと競争的市場秩序の実現のための介入というバランスをとることをその趣旨としているという司法裁判所の判示を前提にすれば、十分な投資を行っていないことから、その財産権の保護の程度が弱められてもやむを得ないと判断される、ということだろう。

くわえて、この点から敷衍すると、公的な補助金を受けた場合などもエッセンシャル・ファシリティ法理の適用を妨げる事情となりそうであるが、今後の司法判断が待たれる。

(v) 第三者による利用を前提とした施設

支配的地位を有する事業者が構築した施設等であっても、当初から自らのみが利用することを意図してではなく、第三者による利用を想定して構築された場合には、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用を受けない。これは、多様な説明の仕方がありうると思われる。たとえば、支配的事業者が運営するデジタルプラットフォームを想定すると、当該プラットフォームを利用する第三者の事業活動を利用して当該プラットフォームの利用を拡大するなどして市場における地位を高めた後に、客観的な正当化なしに、他の事業者

²¹⁰ 新規規制の導入を提言する中で、そのような規制があることの意義について同様の趣旨を述べるものとして、Graef (2023), *supra* note 15, at 180.

対してこれを利用させなくすることは不公正であり、また当該支配的事業者によるレバレッジによる競争制限行為が容易になってしまう。

(2) エssenシャル・ファシリティ法理の下で濫用となるための要件

Microsoft 事件以降、エssenシャル・ファシリティ法理を構成する主たる要件そのものには変更はみられない。すなわち、EU 競争法において市場支配的地位を有する事業者による単独の全面的取引拒絶の濫用性を評価する際には、Magill 事件先決裁定から Microsoft 事件判決にかけて形成されたエssenシャル・ファシリティ法理が求める厳格な要件を適用するという枠組みが維持されている。

整理すると、以下の3つの要件が基本構造をなしている。

1. アクセスが求められる施設・知的財産が不可欠であること
2. 取引拒絶により、川下市場における全ての競争が排除されること
3. 取引拒絶が客観的に正当化されないこと

さらに、知的財産権が関与する事例については、IMS Health 事件により追加的な要件が示されている。

4. 拒絶により潜在的な消費者需要が存在する新規製品の出現が妨げられること

以下、それぞれの要件について確認する。

(i) 不可欠性について

問題となる施設・知的財産は、川下市場における商品・サービスの提供のために不可欠でなければならない。単に利便性が高い、効率的である、あるいは競争上有利であるということでは足りない。

不可欠性の判断においては、代替手段の存在が検討される。川下市場で活動する事業者が、自ら新たに第二の施設等を構築することが技術的・法的に可能であっても経済的に採算が取れない場合に不可欠性が認定される。この採算可能性の検討においては、当該施設を有している支配的事業者の利用の状況程度を想定して検討されることが求められているようである。したがって、不可欠性の判断は極めて厳格に解されており、市場参入が困難だという程度ではたりず、実質的に代替手段が存在しない場合に限定される。

エッセンシャル・ファシリティ法理において、その他の要件は、IMS Health 事件先決裁定および Microsoft 事件判決において緩やかになったが、この不可欠性の要件は Magill 事件先決裁定で示されたまま、非常に厳格な要件となっており、その立証は困難だと考えられている²¹¹。

(ii) 川下市場におけるすべての競争の排除

問題とされる取引拒絶が川下市場においてすべての競争が排除されるかどうかの検討において、アクセス拒絶が具体的な排除効果を生み出しうることが求められる。そこでは、潜在的な競争者が、少なくとも、既存の事業者に対して競争圧力を与えるような段階に達しており、問題の市場に参入するという十分に進展した計画を有している必要がある。そのような競争の可能性が取引拒絶により排除されることが求められる。

(iii) 客観的に正当化されないこと

取引拒絶が客観的に正当化されないことも要件となっている。取引拒絶が客観的に正当化されることは、当該取引拒絶をおこなう支配的地位にある事業者が主張立証することができる。たとえば、安全性の確保、品質維持、技術的整合性の確保、といった事情が正当化事由となることが明らかにされている。

もっとも正当化が認められるためには、EU 競争法の 102 条における客観的正当化に関する一般的な法理として、拒絶行為が正当化事由に対して比例的であること、すなわち、競争制限効果をうわまわる目的が必要であるとされていることに注意を要する。

(iv) 新製品の出現が妨げられること

知的財産権が関与する事案では、さらに、拒絶によって潜在的消費者需要が存在する新製品の出現が妨げられることが必要とされる²¹²。ここでいう新製品は、既に提供されている商品・サービスの単なる複製にとどまらない製品であることを要求している。

もっとも、Microsoft 事件判決で第一審裁判所は、新製品の出現にかえて、拒絶が技術的発展を制限する場合にもエッセンシャル・ファシリティ法理が充足されるとしている²¹³。したがって、新製品要件の適用にあたっては、単なる既存製品の再生産にとどまらないことが求められるとともに、技術的発展への影響も考慮され得る。

²¹¹ Antonio Manganelli, Navigating Essentiality: A Compass for Digital Platforms Regulation, in Valeria Falce et al., Digital Ecosystems: Market Challengers and pro-competitive Solutions (2024), at 120.

²¹² Magill, para. 54.

²¹³ Microsoft, para. 647.

エッセンシャル・ファシリティ法理は、この要件を通じて、知的財産権の本質的機能、すなわち創作・投資へのインセンティブの保護と、川下市場における新たなイノベーションとの均衡を図っていると思われる。しかしながら、この要件が知的財産権についてのみ加重される理由は説明されていないのは前述のとおりである。

2. エッセンシャル・ファシリティ法理の再評価

(1) エッセンシャル・ファシリティ法理の存続

エッセンシャル・ファシリティ法理は、Microsoft 事件判決以降は長期間にわたって支配的地位にある事業者が自らの行為が濫用にあたらぬことを主張する際の抗弁として用いられてきたことは先に指摘した通りである。それらの事例において問題とされたのは全面的取引拒絶ではなかった。

他方で、Bulgarian Energy Holding 事件判決、Android Auto 事件先決裁定、および Lukoil 事件先決裁定の3件の事例は、いずれも全面的取引拒絶に当たる事例であり、エッセンシャル・ファシリティ法理がいまだ有効な法理であることが確認された事例であると学説では捉えられたようである。

(2) エッセンシャル・ファシリティ法理の射程の変化

ただし、Bulgarian Energy Holding 事件判決、Android Auto 事件先決裁定、および Lukoil 事件先決裁定の3件の事例においてみられるエッセンシャル・ファシリティ法理の用いられ方は、それぞれの事件においてみられる支配的地位にある事業者の取引拒絶を濫用として認定するものではなかった。いずれの事件においても、それぞれの事実関係において、当該単独の全面的取引拒絶について、エッセンシャル・ファシリティ法理を適用しない事情を明示している。すなわち、これらの判決は、エッセンシャル・ファシリティ法理を積極的に適用して濫用を認定したものではなく、むしろその適用範囲を画定し、その射程を限定することによって、当該事案が同法理の適用場面に該当しないことを明らかにしたものと理解すべきである。

Bulgarian Energy Holding 事件判決と Lukoil 事件先決裁定においては、支配的地位にある事業者が、国内法による規制により問題となったインフラについて第三者にアクセスを付与すべき義務が課されており、完全な意思決定を有していないことが重視された。これにより、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用が妥当しないことが示唆された。他方、Android Auto 事件先決裁定においては、プラットフォームが第三者による利用を予定して設計されていたという特徴が強調され、従来のエッセンシャル・ファシリティ法理の前提

とされた「競争者による自立的市場参入の完全な遮断」という構図とは異なる事案類型であることが示され、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用が否定された。

このようにみると、これら3件は、エッセンシャル・ファシリティ法理の「復活」や「拡張」を意味するものではなく、同法理が適用されるべき場面を限定する機能を果たしていると評価することができる。すなわち、エッセンシャル・ファシリティ法理は依然として存続しているものの、全面的取引拒絶という極めて例外的状況においてのみ作動する法理として位置付けられる。

また、このような位置付けが明確になったことにより、エッセンシャル・ファシリティ法理を抗弁として用いることは、訴訟における主張として一応なされる可能性は排除されないが、判例法理としては意味がないことが明らかになったといえよう。

(3) エッセンシャル・ファシリティ法理の射程の理解

このように全面的取引拒絶であっても、事実関係によってはエッセンシャル・ファシリティ法理が適用されない場合を示すという近時の司法裁判所の態度はどのように理解されるだろうか。

まず、上記3件の事件によってより狭く修正されたエッセンシャル・ファシリティ法理の射程は、川下市場において競争が予定されていない状況に同法理の適用を絞ったものと理解される。**Bulgarian Energy Holding** 事件判決および **Lukoil** 事件先決裁定にみられるように、問題とされる施設について、国内規制等により、自らの完全なコントロールがおよばなかったり第三者にアクセスを許可することを義務付けられていたりする場合には、当該施設を利用して提供される川下市場への他社による参入の可能性が外在的に予定されているといえる。これに対して、**Android Auto** 事件先決裁定にみられるように、第三者により利用されることを予定したプラットフォームは、もとよりこれを利用する市場において複数の第三者がサービス等を提供しそこで競争がなされることが内在的な条件として構築されている。

したがって、施設や知的財産権などの取引拒絶を通じて、川下市場における競争が真に遮断される場合には、エッセンシャル・ファシリティ法理が適用され、それ以外の場合には、別個の濫用類型として102条の下で評価されるといえそうである。

IX. エッセンシャル・ファシリティ法理の現代的意義の検討

近年になり、エッセンシャル・ファシリティ法理が学説においてあらためて注目されるようになった。これは、デジタル経済における競争法介入の可能性を構想するための理論

的装置として、エッセンシャル・ファシリティ法理の活用が検討されたためである²¹⁴。以下では、その問題意識および実務・学説の状況、デジタル市場法（Digital Market Act）との役割分担等について検討する。

1. 経済のデジタル化における問題状況の出現

デジタル経済では、プラットフォーム等へのアクセスが市場参加を実現するためきわめて重要である²¹⁵。デジタル市場ではゲートキーピングが市場参加の条件を左右する。これはとりもなおさず、これらを有している事業者が、アクセスを制限したりアクセスの条件を自らに有利にしたりすることによって、川下市場における競争を排除あるいは制限することができることを意味する。したがって、デジタル経済においては、そのような行為をどのように規律するかが競争法運用における課題のひとつとなる。

本稿が検討する取引拒絶との関係では、たとえば、API、OS 機能、データ、インターフェイス等へのアクセスが、川下市場に新規参入したり継続してサービス等を提供したりする上で必須である場合がある。そのような場合、川下市場における他の事業者によるサービス等の提供を排除する手段として、他の事業者からのプラットフォーム等へのアクセスに関する取引拒絶がなされ、競争が制限される可能性がある。すなわち、競争的な市場構造を実現するための競争法適用の判断枠組みとしてエッセンシャル・ファシリティ法理が再び意識されるようになった²¹⁶。

2. エッセンシャル・ファシリティ法理の援用の可能性の模索

前述のような問題意識をもって、デジタル経済の文脈において、エッセンシャル・ファシリティ法理を活用して規制をする可能性等について議論が見られるようになった²¹⁷。その議論は多岐に渡るため、すべてを取り上げることはかなわないが、以下では特に重要だと思われる論点・議論を検討する。

（1）事業者の市場支配的地位

²¹⁴ 米国において同様の文脈においてエッセンシャル・ファシリティ法理を検討する論稿に、たとえば、Nikolas Guggenberger, *The Essential Facilities Doctrine in the Digital Economy: Dispelling Persistent Myths*, *Yale Journal of Law and Technology* Vol. 23 (2023), 301.

²¹⁵ たとえば、Google Shopping 事件では、総合裁判所は、Google の検索サービスの結果ページを「不可欠施設と似ている性質を有する」(has characteristics akin to those of an essential facility) とした。

²¹⁶ OFCOM, *Data, Digital Markets and Refusal to Supply*, Economic discussion paper series, issue number 6 (2022).

²¹⁷ Oscar Borgogno & Giuseppe Colangelo, *Platform and Device Neutrality Regime: The New Competition Rulebook for App Stores?*, *The Antitrust Bulletin* Vol.67, No. 3 (2022), 451.

エッセンシャル・ファシリティ法理に基づいて102条の下で濫用として禁止されるのは、市場支配的地位にある事業者の行為である。したがって、たとえプラットフォーム等に対するアクセスが拒絶されることが、アクセスを求める事業者の市場参入を完全に排除する効果をもつとしても、川上市場における当該事業者のシェアが市場支配的地位の認定の基準にいたらない場合には、取引拒絶がなされたとしても、102条の規律が及ばないことになる。

事業者が支配的地位にない場合には規制できないという限界は、エッセンシャル・ファシリティ法理に限らず、デジタル経済一般において妥当する論点であろう。

(2) プラットフォームの不可欠性

検索・アプリストア・OS等のプラットフォームは、単なる事業活動の場ではなく市場参加のゲートであり、市場に参入しようとする場合には、そのアクセスを得ることが必要となる²¹⁸。したがって、アクセス遮断がなされると参入可能性が構造的に奪われることとなる。アクセスがなければ市場参入ができないという点で、エッセンシャル・ファシリティ法理にみられる不可欠施設と類似する点がある。

しかし、さまざまなプラットフォームを検討すると、それぞれの機能や市場構造は多様であり、従来型の物理インフラや知的財産と同等の不可欠性を有する施設として把握できないものも多くありそうである。というのは、新たに経済的に採算可能な施設を構築することができない、として代替可能性を否定することが困難なためである²¹⁹。あるいは、ユーザーが複数のプラットフォームを使うという「マルチホーミング」がみられるため、川下市場で活動をする事業者にとっては併存する類似のサービス機能を有する複数のプラットフォームへのアクセスも必要になる。しかし、複数のプラットフォームが存在し、新規構築の可能性を否定することも困難であるため、不可欠性は認定されないであろう²²⁰。

不可欠性がない場合には、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用はできないということになる。

(3) 不可欠性と実質的競争可能性

デジタル市場では、強い直接ネットワーク効果（利用者数が価値を増幅）、間接ネットワーク効果（多面市場性）、ロックイン効果、スイッチングコスト、エコシステム統合、さら

²¹⁸ 同旨を意図して、たとえば「避けることができない取引相手 (unavoidable trading partner)」という表現も見られる。Jacques Crémer, Yves-Alexandre de Montjoye & Heike Schweitzer, *Competition Policy for the Digital Era* (2019), at 49.

²¹⁹ Frédéric Marty & Jeanne Mouton, *Ecosystems as Quasi-Essential Facilities: Should We Impose Platform Neutrality?*, *Journal of Law, Market & Innovation* Vol. 1 No. 3 (2022), at 117; Manganelli (2024), supra note 211, at 127.

²²⁰ Manganelli (2024), supra note 211, at 127; Pinar Akman, *The European Commission's draft guidelines on exclusionary abuses: a law and economics critique and recommendations*, *Journal of European Competition Law & Practice*, Vol. 16, No. 4 (2025), 241.

にはデータ・フィードバックループ等で特徴付けられる²²¹。これらの特徴により、形式的には代替手段が存在したり新規構築したりすることが可能であるとしても、特定のプラットフォームへのアクセスなしには実質的には競争が成立しない場合がある。

つまり、施設・知的財産へのアクセスの意味が、エッセンシャル・ファシリティ法理がその初期の段階で想定したものと、デジタルエコノミーでは異なっているといえる。

しかし、エッセンシャル・ファシリティ法理は、不可欠性の要件において代替手段が存在しないことを要求してきた²²²。すると、上述のような場合であっても、当該プラットフォームがエッセンシャル・ファシリティ法理にいう不可欠性を充足せず、アクセス拒絶は市場支配的地位の濫用にあたらぬとされる場合もありうる。前述のような状況を踏まえれば、不可欠性は物理的代替可能性ではなく、競争参加の実質的可能性によって、施設・知的財産等へのアクセス拒絶の競争制限性が判断されるべきだと論ずることもできるかもしれない。この立場をとれば、エッセンシャル・ファシリティ法理の不可欠性の認定は一定程度緩和されるべきだということになる²²³。

しかしながら、仮にエッセンシャル・ファシリティ法理の不可欠性の認定をそのように緩和すると、エッセンシャル・ファシリティ法理の射程が拡大し、また取引の自由・財産権（とりわけ投資インセンティブ）との緊張関係が高まることとなるだろう。

競争法は技術中立的であり、また十分にテクノロジーに対応できるとして、新たな違法性判断基準を導入する必要はないとする立場もある²²⁴。

（４）相互接続情報

デジタル市場においては、多様なサービスが多様なデバイスで接続されることが広くみられ、プラットフォームとの相互接続性が、市場参入および継続的事業活動の参入条件となりまた事業の継続可能性の鍵となる場合がある。すなわち、単一施設への物理的アクセスの有無によってではなく、異なる技術システム間の接続可能性およびデータ交換の可否によって実質的で有効な競争に参加することができるか否かが左右される構造がみられる。

このような市場特性を踏まえ、デジタル経済の文脈では、エッセンシャル・ファシリティ法理は相互接続性確保のための手段として検討されているが、これには慎重な立場が目立つ²²⁵。

²²¹ デジタルプラットフォームの特徴について、小田切宏之『競争政策論』（日本評論社、第3版、2025年）第11章および第12章参照。

²²² Case C-7/97 Bronner EU:C:1998:569, para 41.

²²³ Jacques Crémer, Yves-Alexandre de Montjoye & Heike Schweitzer, *Competition Policy for the Digital Era* (2019), at 98.

²²⁴ Monti (2025), *supra* note 173, at 602.

²²⁵ Wolfgang Kerber & Heike Schweitzer, *Interoperability in the Digital Economy*, *Journal of Intellectual Property, Information Technology and E-Commerce Law*, Vol. 8, No. 1 (2017), 39.

相互接続情報は、エッセンシャル・ファシリティ法理の形成の初期段階において、Microsoft 事件判決（2007 年）が、エッセンシャル・ファシリティ法理の対象となることを確認している。しかしながら、Microsoft 事件判決に対してはどのような場合に不可欠性が認定されるかも必ずしも判断基準が示されていないとの指摘がなされていた。またその後事例が見られなかったこともあり、相互接続情報の不可欠施設性についてはいまだ判断基準が不明なままである。

もともと、相互接続情報に関しては、Android Auto 事件先決裁定（2025 年）が、自らの事業のみための利用を意図して構築したのではなく、第三者による利用を意図して構築した施設は、そもそもエッセンシャル・ファシリティ法理の適用を受けないとの解釈を示したことにより、エッセンシャル・ファシリティ法理の射程が狭くなっている。つまり、OS などの他のサービスを接続させて利用することが意図されたプラットフォームの接続情報については、エッセンシャル・ファシリティ法理の射程の外に置かれることになったので、不可欠性等の同法理の要件を立証することは不要になり、よって支配的地位の濫用の認定はより容易になったといえる²²⁶。

さりながら、事実関係によっては、第三者による利用を意図して構築した施設として Android Auto 事件先決裁定による射程の制限の対象とならず、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用を受けることとなるかもしれない。とすると、事実関係の認定によって法的な取り扱いが大きく変わることとなり、事業者にとって予見可能性が低くなり、競争法違反のリスク負担が大きくなるといえる。

（5）データの不可欠施設性

データが競争上不可欠となる局面があり得る。データの競争上の価値は個々のデータ単位に存するのではなく、集積規模及び結合可能性に依存するため、一定規模を超えるデータ集積は参入障壁として機能し得る。

さらに、データ優位は利用者基盤の拡大及び機械学習の性能向上を通じて自己強化的に拡大するため、競争者による同等のデータ収集が現実的に困難となる場合があると指摘される。この点からもエッセンシャル・ファシリティ法理による利用の可能性を確保する必要があるかもしれない。欧州委員会は、データ駆動型のビジネスモデルに関して、エッセンシャル・ファシリティ法理を適用可能だと主張している²²⁷。

²²⁶ このような判例法理を前提とすると、事業者が、第三者への解放を予定しないクローズドなエコシステムを形成するという戦略を取ることも想定される。同旨に、林（2025）・前掲注 173、49 頁。

²²⁷ Commission Staff Working Document, on the free flow of data and emerging issues of the European data economy, SWD (2017) 2 final, at 21.

むろん、データといっても、その性質や生成過程は多様であり、不可欠性の認定可能性はデータの種類により大きく異なる点は注意が必要である²²⁸。また、データは重複して収集することが可能でありことから、不可欠性が認定されにくいだろうし、川下市場における競争の排除も含め、データについてエッセンシャル・ファシリティ法理の要件の充足を立証することが困難であることが指摘されている²²⁹。また、リアルタイムデータや最新のデータへのアップデートの必要性からは、エッセンシャル・ファシリティ法理で十分な対応を図ることが難しそうである²³⁰。他方で、エッセンシャル・ファシリティ法理に依拠せずに、データへのアクセスを可能にすべき場面があることを強調する論者もいる²³¹。

また、データについてエッセンシャル・ファシリティ法理を通じてアクセスを可能とする場合に問題となるのは、データは、問題が認定された市場を超えて利用することが可能だということである²³²。データを受け取った事業者は、当該データを利用することで他の事業分野において競争しやすくなる。

3. 立法による解決：デジタル市場法（DMA）

デジタル分野に対する競争法による規律については、その限界が意識されるようになった²³³ ²³⁴。問題とされる事業者が、競争法にいう支配的地位にあるとは限らないこと、これまでにない行為類型が見られること、競争制限効果の判断において困難があること、および法運用に時間がかかることなどがその理由である。これらを克服するために複数の法域において、デジタルプラットフォーム等を対象とする特別なルールが導入された。EU ではその嚆矢として早期に取組みを始め、たとえば、2019年オンラインプラットフォームサー

²²⁸ データベースが伝統的な知的財産とは異なる性質を有することに注意が必要であるとする論稿に、Inge Graef, *EU Competition Law, Data Protection and Online Platforms: Data as Essential Facility* (2016), at 280.

²²⁹ Manganelli (2024), *supra* note 211, at 132. Manganelli はデータの特性に照らした、別の規制ルールを導入することが適切であるとする。

²³⁰ Manganelli (2024), *supra* note 211, at 132.

²³¹ Jacques Crémer, Yves-Alexandre de Montjoye & Heike Schweitzer, *Competition Policy for the Digital Era* (Report to European Commission, 2019), at 98.

²³² Vikas Kathuria & Jure Globocnik, *Exclusionary conduct in data-driven markets: limitations of data sharing remedy*, *Journal of Antitrust Enforcement*, Volume 8, Issue 3 (2020), at 523.

²³³ デジタル市場法の背景について、例えば、土田和博「デジタルプラットフォームが競争法に投げかけた問題とそれへの法的対応：総論的検討」同編『デジタルエコシステムをめぐる法的視座』（日本評論社、2024年）97頁。Marco Cappai & Giuseppe Colangelo, *Taming digital gatekeepers: the 'more regulatory approach' to antitrust law*, *Computer Law and Security Review* (2021), at 1.

²³⁴ 競争法の適用の困難の原因は事業分野等によって異なる。デジタル分野に限らず、他の分野においても川下市場における事業活動に不可欠な施設・知的財産権などへのアクセスを可能にする必要がある場合があることに着目して、イノベーション分野により適したエッセンシャル・ファシリティ法理のあり方を提唱する論稿に、Velizar K. Kirilov, *Sector-specific Essential Facilities Doctrine: A Tool for Remedying Distortions of Innovation Competition for Future Markets*, *European Competition Law Review* Vol. 45, No. 1 (2024), 16.

ビスの透明性・公正性促進規則（いわゆる P2B 規則）²³⁵や 2022 年デジタル市場法（Digital Markets Act, DMA）²³⁶が二次立法としてみられる。

EU のデジタル市場法は、欧州委員会がコアプラットフォームサービス²³⁷を提供する事業者のうち一定の基準以上のものをゲートキーパーとして指定する²³⁸。そして欧州委員会は、ゲートキーパーの指定においてコアプラットフォームとして指定する。コアプラットフォームを運営するデジタル市場法は、ゲートキーパーがコアプラットフォームに関して遵守すべき事項を、義務付け、禁止行為として定めている²³⁹ ²⁴⁰。そこでは、ゲートキーパーに対してプラットフォームへのアクセス等を可能にするような義務付けをする規定が盛り込まれている。以下では、それらを外観し、その意義を検討する。

（1）デジタル市場法による互換性情報提供義務等

本稿が検討の対象とする取引拒絶との関係では、デジタル市場法がゲートキーパーに対して、プラットフォームへのアクセスを可能とするような義務付けをしていることが注目される。例えば以下があげられる。

（i）ソフトウェアおよびアプリストアの OS 機能への相互接続義務

6 条 4 項は以下のように規定する。「ゲートキーパーは、そのオペレーティングシステムを利用しまたはこれと相互運用する第三者のソフトウェア・アプリケーションまたはソフトウェア・アプリケーション・ストアのインストールおよび有効な利用を許容し、かつ技術的に可能としなければならない…」。

²³⁵ Regulation (EU) 2019/1150 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on promoting fairness and transparency for business users of online intermediation services, OJ L 186/57.

ビジネスユーザーを、プラットフォーム側の不当な取引慣行から保護するために策定された立法である。

²³⁶ Regulation 2022/1925 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2022 on contestable and fair markets in the digital sector and amending Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828 (Digital Markets Act), OJ L 265/1.

²³⁷ デジタル市場法の規制対象となるコアプラットフォームは、2 条 2 項によれば、オンライン仲介サービス（アプリストア、オンラインモール等）、検索エンジン、SNS、動画共有サービス、番号非依存型対人通信サービス、OS、ブラウザ、仮想アシスタント、クラウドサービス、オンライン広告の 10 分野である。

²³⁸ ゲートキーパーの射程は、EU 競争法にいうところの市場支配的地位にある事業者とは必ずしも同じ範囲ではない。

²³⁹ デジタル市場法について、たとえば、伊永大輔「EU におけるデジタル市場法（DMA）」土田和博編『デジタルエコシステムをめぐる法的視座』（日本評論社、2024 年）266 頁、林秀弥「欧州の巨大プラットフォーム事業者規制について—デジタル市場法(DMA)を中心に—」千葉恵美子編著『デジタル化社会の進展と法のデザイン』（商事法務、2023 年）147 頁、Giorgio Monti（青柳由香訳）「EU デジタル市場法：目的・運用・機会」日本経済法学会年報 45 号（2024 年）92 頁、平山賢太郎「EU デジタル市場法(the Digital Markets Act)：規制の概要とわが国への示唆」現代消費者法 58 号（2023 年）109 頁、王威駟「EU デジタル市場法の論点と示唆」情報法制研究 13 号（2023 年）134 頁。また、同法の翻訳に、岡田直己「EU デジタル市場法〔上・下〕」青山法学論集 65 巻 1 号（2023 年）257 頁、同巻 2 号（同年）125 頁。

²⁴⁰ このように義務および禁止行為を具体的に類型として定めて規制をする形をとることは、「事前規制」（ex ante regulation）と呼称されている。

この規定により、ゲートキーパーは自らの OS 上にインストールされる第三者のソフトウェアや、これを配布するアプリストアを有効に利用することを許容し、また技術的にこれを可能にしなければならないという義務を負う。技術的に可能にするという点からは、相互接続情報を提供することが示唆されているように思われる。この規定により、例えば Google Android Auto 事件のような事実関係において、コアプラットフォーム上で機能するアプリを開発するために必要な互換性情報を提供することは禁止される。

(ii) サービス・ハードウェア機能の OS 等への相互接続義務

6条7項は以下のように規定する。「ゲートキーパーは、サービス提供者およびハードウェア提供者に対し、無償で、第3条9項に基づく指定決定に列挙されるオペレーティングシステムまたは仮想アシスタントを介してアクセスまたは制御されるハードウェアおよびソフトウェア機能について、当該ゲートキーパーが提供するサービスまたはハードウェアに対して利用可能であるものと同じの、有効な相互運用性および相互運用性のためのアクセスを、許容しなければならない。さらに、ゲートキーパーは、ビジネスユーザーおよび、コアプラットフォームサービスとともに提供されまたはそれを補助するサービスの代替的提供者に対し、無償で、当該ゲートキーパーが当該サービスを提供する際に利用可能でありまたは使用しているのと同じのオペレーティングシステム、ハードウェアまたはソフトウェアの機能について、当該機能がオペレーティングシステムの一部であるか否かにかかわらず、有効な相互運用性ならびに相互運用性のためのアクセスを許容しなければならない。」

この規定は、ゲートキーパーに対して、広く互換性情報を提供することを義務付ける規定である。また、互換性情報の提供においては、自らが利用可能なものと同じの水準での提供が義務付けられている。

(iii) メッセージサービス間の相互運用性提供義務

7条は以下のように規定する。「ゲートキーパーが、3条9項に基づく指定決定に列挙される番号非依存型対人通信サービスを提供している場合には、当該ゲートキーパーは、その番号非依存型対人通信サービスの基本的機能を、欧州連合において当該サービスを提供している又は提供しようとする他の提供者の番号非依存型対人通信サービスと相互運用可能としなければならない。そのために、相互運用性を促進するために必要な技術的インターフェイス又はこれに類する解決策を、要請に応じて、かつ無償で提供しなければならない。」

この規定は、番号非依存型対人通信サービス（number-independent interpersonal communications services）に関する互換性情報を提供する義務について規定している。

（２）デジタル市場法による取引の義務づけの意義

（i）デジタル市場法の一般的な意義

デジタル市場法は、一定規模以上の事業者をゲートキーパーとして指定し、これに該当する事業者らは、同法に規定された義務および禁止規定に従うことが求められる。このような規制のあり方により、競争法を通じたこれらの事業者の規制にみられる困難のいくつかが克服されている。

まず、指定が別途なされた後に法執行がなされるので、個別の事例においてゲートキーパーが支配的地位にある必要がなくなる。つまり、まず市場の画定が必要ではなくなる。また、画定された市場におけるシェア等が支配的地位の判断基準に至らなくとも、事業者の規模自体が大きく利用者数も多い場合には、デジタル市場法による規制の対象となる。この点で、競争法より規制の射程が拡大する可能性がある。

また、ゲートキーパーの行為が外形的に規定された義務および禁止行為に該当する場合、競争への影響を検討せずに違反行為とすることができる。これにより、行為後になされる規制の局面において市場支配的地位の認定をすることが不要になったことあわせて、競争法による規律において問題だとされていた時間がかかるという課題を克服することが可能になると考えられる。

くわえて、典型的に想定される競争制限効果がある行為について、事前に規定しておくことにより、行為についての違法性の評価が事実関係によるところが大きい競争法と異なり、事業者にとっても法令遵守がより容易になり、また法運用の面でのコストも下がることが期待される。

（ii）デジタル市場法とエッセンシャル・ファシリティ法理の関係

デジタル市場法は競争法の執行の補完をするものとして位置付けられている²⁴¹。この点からは、デジタル市場法における相互接続情報等の提供義務はエッセンシャル・ファシリティを修正して内部化したものとみることにもできる。しかし、デジタル市場法による相互接続情報等の提供義務は、法適用の対象を支配的地位にある事業者よりも広く指定ゲートキーパーに拡張し、また川下市場におけるすべての競争の排除及び新製品出現阻害といっ

²⁴¹ Digital Market Act, preamble para 10.

たエッセンシャル・ファシリティ法理の成立要件を要求しない点で、同法理の構造を大きく変容させている。また、エッセンシャル・ファシリティ法理が事後規制として例外的なアクセス義務として機能してきたのに対し、デジタル市場法はゲートキーパーの構造的市場力を前提として事前規制として一般的アクセス義務を課す点において、アクセス規制を例外規範から一般規範へと転換したものと評価できる。

他方で、デジタル市場法に規定される相互接続情報等の提供義務を、競争法の濫用規制とは独立した規制体系としても把握できる。まず、デジタル市場法は市場の公正性および競争可能性の確保を目的とする市場構造規制として位置付けられるものであり、個別の競争制限行為の評価を前提とする競争法とは規制手法及び目的を異にする。この観点からは、同法における相互接続情報等の提供義務は、エッセンシャル・ファシリティ法理の単なる制度化というよりも、指定されたプラットフォーム市場におけるアクセス条件を一般的に規律する独自の規制と理解することができる。

特に、デジタル市場法に基づく相互接続情報等の提供義務は、支配的地位の濫用の認定や競争排除効果の立証を要するものではなく、指定ゲートキーパーの構造的市場力およびプラットフォームのゲート機能に着目して一般的に課されるものである。このような規制枠組みをとる点において、デジタル市場法に基づく義務は、競争法上のエッセンシャル・ファシリティ法理に由来する例外的な濫用性の認定とそれにとまなうアクセス強制とは法的性質を異にする。

(3) デジタル市場法後のエッセンシャル・ファシリティ法理の意義

デジタル市場法の制定にかかわらず、102条におけるエッセンシャル・ファシリティ法理は、依然として、物理的インフラ等の限定的分野において、アクセスを実現する最終的なセーフティネットとして存続する。

デジタルの文脈では、コアプラットフォームサービスのうちデジタル市場法により相互接続情報等の提供が義務付けられているものは、**Bulgarian Energy Holding** 事件一般裁判所判決（2023年）および **Lukoil** 事件先決裁定（2025年）が示すように、立法によりアクセス義務が課されている施設についてはエッセンシャル・ファシリティ法理の適用はなされないこととなるのだろう。この部分については、デジタル市場法によってエッセンシャル・ファシリティ法理の射程が縮減したと理解できる。

しかし、デジタル経済において重要なサービスでもデジタル市場法がアクセスを義務付けている分野以外で問題が生じた場合には、個別にエッセンシャル・ファシリティ法理の適用を受けることになる。例えば、これらはデジタル市場法が規制対象とするコアプラットフォームと性質を異にする、AI 関連の技術や、AI の訓練用のデータセットを含むいわゆるビッグデータ、大規模演算資源等も想定される。これらはデジタル市場法の規制対象

とはされていないものの、デジタル経済における競争参加の基盤となり得るものである。そのような領域においては、なお 102 条の下におけるエッセンシャル・ファシリティ法理はいまだ取引拒絶の違法性判断の基準として意義を有しているといえよう²⁴²。とはいえ、将来的にはデジタル市場法を含む立法による規制の対応が進すすみ、エッセンシャル・ファシリティ法理の適用範囲がさらに絞られる可能性がある²⁴³。

また、学説では、EU 競争法とデジタル市場法が並行して適用されることも理論的にはありうるものが指摘されている²⁴⁴。そのような状況が生じると、法制度間で規制が断片化してしまうことや、不一致が生じてしまうおそれが、および一事不再理の原則 (the principle of ne bis in idem) に違反する可能性が潜在的にある。

X. 日本法への示唆

以下では、EU におけるエッセンシャル・ファシリティ法理の検討から、日本法への示唆を得る。

1. 独占禁止法による単独の取引拒絶の規制

(1) 規制の根拠規定

独禁法は、単独の取引拒絶を、私的独占および不公正な取引方法として規制することを可能とする。

私的独占について、2 条 5 項は「この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。」と定義し、3 条前段が「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」としてこれを禁止する。

また、不公正な取引法では、その他の取引方法として、一般指定 2 項が「不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。」と定義し、19 条が「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。」としてこれを禁止する。

²⁴² 同様の趣旨を述べ電気通信事業分野において事業法による規制はあるものの競争法の役割も残っていることを指摘する論稿に、Graef (2023), *supra* note 15, at 180.

²⁴³ 例えば、クラウドコンピューティングサービスは、デジタル市場法のコアプラットフォームサービスに含まれていないが、2025 年よりその必要性に関する市場調査が開始されている。European Commission, Press Release: Commission launches market investigations on cloud computing services under the Digital Markets Act, 18 November 2025, IP/25/2717.

²⁴⁴ Marco Cappai & Giuseppe Colangelo, Applying ne bis in idem in the aftermath of bpost and Nordzucker: The case of EU competition policy in digital markets, *Common Market Law Review*, Vol. 60, Issue 2 (2023), at 432; Colangelo (2025), *supra* note 173, at 26.

この規定に基づいて、単独の直接取引拒絶が規制されうる。ただし、一般指定2項は「不当に」取引拒絶をする場合を規制の対象としている。ここで、この「不当に」は公正競争阻害性を意味すると考えられている。

(2) 公正取引委員会のガイドラインによる解釈

(i) 私的独占としての規制

これまでに独占禁止法により、単独の取引拒絶（EU法でいう全面的取引拒絶）が私的独占に該当するとされた判例はなさそうである。また、公正取引委員会により規制がなされた事例もなさそうである。

私的独占には、排除型私的独占と支配型私的独占があるが、単独の取引拒絶を私的独占として構成する場合には、おそらく排除型私的独占として評価することとなろう。すると実務における考え方を知るためには、公正取引委員会が公表している2009年「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（以下、排除型私的独占ガイドライン）が参考になりそうである。

排除型私的独占ガイドラインは、排除行為として典型的な行為を類型化して、行為類型ごとに排除行為の該当性についての判断要素を示している。その類型のひとつとして「供給拒絶・差別的取扱い」が挙げられているので、ここで本稿が検討の対象としている全面的取引拒絶にあたる行為の評価がどのように考えられているか以下に確認する。

同ガイドラインは「供給拒絶・差別的取扱い」という項目において、当該行為類型に関する公正取引委員会の考え方を以下のように示している。まず、「事業者が、誰に商品を提供するか、どのような条件で商品を提供するかは、基本的には事業者の自由である。したがって、事業者が独立した事業主体として、商品の供給先を選択し、供給先事業者（新たに供給を受けようとする事業者を含む。以下同じ。）との間で供給に係る取引の内容、実績等を考慮して供給の条件を定めることは、原則として排除行為となるものではない。²⁴⁵」として、原則として独禁法上の問題を生じないことを確認した上で、「しかし、ある事業者が、供給先事業者が市場（川下市場）で事業活動を行うために必要な商品を提供する市場（川上市場）において、合理的な範囲を超えて、供給の拒絶、供給に係る商品の数量若しくは内容の制限又は供給の条件若しくは実施についての差別的な取扱い（以下「供給拒絶等」という。）をすることは、川上市場においてその事業者に代わり得る他の供給者を容易に見い出すことができない供給先事業者（以下「拒絶等を受けた供給先事業者」という。）の川下市場における事業活動を困難にさせ、川下市場における競争に悪影響を及ぼす場合

²⁴⁵ 第2-5(1)。

がある。このように、供給先事業者が市場（川下市場）で事業活動を行うために必要な商品について、合理的な範囲を超えて供給拒絶等をする行為（以下「供給拒絶・差別的取扱い」という。）は、排除行為に該当し得る²⁴⁶」としている。

ガイドラインは、①川下市場で事業を行うために必要な商品について、②合理的な範囲を超えて供給拒絶等をし、それが③拒絶等を受けた供給先事業者の川下市場における事業活動を困難にさせる場合には、当該拒絶等は排除行為に該当するとしている。まず、①川下市場で事業を行うために必要な商品にあたるかどうかについては、「供給先事業者が川下市場で事業活動を行うに当たって他の商品では代替できない必須の商品であって、自ら投資、技術開発等を行うことにより同種の商品を新たに製造することが現実的に困難と認められるものであるか否かの観点から判断される。²⁴⁷」としている。これに関連して、「規模の経済又はネットワーク効果が強く認められる事業分野においては、国その他の公的主体が排他的に利用権等を割り当てていた施設等を有する機関が民営化されて事業を営んでいる場合がある。このような場合、当該施設等を利用することができなければ、事業者が川下市場において事業活動を行うことは困難であることが多い。したがって、当該施設等の利用許諾は、「供給先事業者が市場（川下市場）で事業活動を行うために必要な商品」に該当するものが多いと考えられる²⁴⁸」としている。

②供給拒絶等が合理的な範囲を超えているかどうかの判断については、「判断するに当たっては、供給に係る取引の内容及び実績、地域による需給関係等の相違が具体的に考慮される。例えば、行為者が一部の供給先事業者に対して供給する川上市場における商品の価格が、他の供給先事業者との取引数量の相違等に基づく正当なコスト差を著しく超えて廉価となっている場合には、このような価格の差は合理的な範囲を超えているといえる。他方、例えば、川上市場における商品について行為者が長期間にわたって継続的に供給を行ってきた事業者に対する決済条件、配送条件その他の供給に係る条件が、新規に供給を受けようとする事業者に対する条件と異なっている場合であっても、それが過去の実績の相違に基づく正当なものであるときは、このような取扱いの差は合理的な範囲を超えているとはいえない。²⁴⁹」

そして、③拒絶等を受けた供給先事業者の川下市場における事業活動を困難にさせるかどうかの判断については、川上・川下市場全体の状況、川上市場における行為者およびその競争者の地位、川下市場における供給先事業者の地位、行為の期間、行為の態様等の要素を総合的に考慮するという²⁵⁰。

²⁴⁶ 第 2-5(1)。

²⁴⁷ 第 2-5(1)。

²⁴⁸ 第 2-5(1)。

²⁴⁹ 第 1-5(1)。

²⁵⁰ 第 1-5(2)。

排除型私的独占ガイドラインは、「供給拒絶・差別的取扱い」の独禁法上の評価についてこのように整理している。以下、簡単に EU 競争法におけるエッセンシャル・ファシリティ法理との比較等を含めて検討する。

ガイドラインが、①川下市場で事業を行うために必要な商品について、②合理的な範囲を超えて供給拒絶等をし、それが③拒絶等を受けた供給先事業者の川下市場における事業活動を困難にさせる場合には、当該拒絶等は排除行為に該当するとしている点は、EU 競争法のエッセンシャル・ファシリティ法理の要件からなる判断枠組みに似ている。しかし、これらのうち①と③はエッセンシャル・ファシリティ法理が要求する要件より緩やかであるように思われる。

まず、①必要性については、「他の商品では代替できない必須の商品であって、自ら投資、技術開発等を行うことにより同種の商品を新たに製造することが現実的に困難」であることを判断基準としている点は、EU のエッセンシャル・ファシリティ法理における不可欠性に関する要件の解釈ととてもよく似ている。ただし、ガイドラインが「自ら投資」することで「同種の商品を新たに製造することが現実的に困難」とするのは、当該商品の供給を受けることを望む事業者にとって現実的に困難であると読める。これに対し、エッセンシャル・ファシリティ法理では問題とされる施設等ですでに流通している商品等の流通量と匹敵する流通量を想定して経済的不採算である場合に、第二の施設を設立することできず代替できないとして不可性が認められる。すると、ガイドラインは、エッセンシャル・ファシリティ法理ほどの厳格性を求めているように読める。

また、③拒絶等を受けた供給先事業者の川下市場における事業活動を困難にさせるという点でも、エッセンシャル・ファシリティ法理では川下市場におけるすべての競争が排除されることが求められていることとくらべると、ゆるやかな基準であるようにみえる。

なるほど、以上のようなガイドラインは「供給拒絶・差別的取扱い」の独禁法上の評価についてのものであり、供給拒絶だけを対象とするものではない。それゆえ、基準が緩やかなのであろう。

すると、日本の独占禁止法において、EU 競争法における基準よりもゆるやかに（低いハードルをもって）、単独の取引拒絶の違法性を認定するということであろうか。これは、これまでに事例がないという実務の状況に鑑みて、考えにくいことではないだろうか。

しかしむしろ、ガイドラインの叙述からは、本稿が検討している全面的取引拒絶（日本法的に言えば事前取引関係のない新規の単独の取引拒絶）は、十分にガイドラインの射程に入っているのだろうかという疑問がわく。「事業者が、誰に商品を提供するか、どのような条件で商品を提供するかは、基本的には事業者の自由である。」という叙述の中には、供給するかしないかという判断が含まれていないようである。その後の段落の叙述には「供給の拒絶」という文言がみられるので、そのような判断も事業者の自由にあると考えているとみることも可能であるが、この部分は文字通り読めば取引をすることを前提とした書

き振りになっている。くわえて、②の供給拒絶等が合理性の範囲を超えているという点も、説明や挙げられている例は、供給拒絶に関するものではなさそうに思われる。新規の単独の取引拒絶（全面的取引拒絶）をガイドラインの射程から排除するものではなさそうであるが、これに焦点を絞った検討をするものではなさそうである。

くわえて、ガイドラインとエッセンシャル・ファシリティ法理について、大きな枠組みにおいて違いがある点を指摘したい。それは、考慮すべき価値の範囲の違いである。ガイドラインでは、事業者の取引の自由を根拠として、供給拒絶・差別的取扱いの排除該当性については慎重な判断が求められるとしている²⁵¹。これに対して、エッセンシャル・ファシリティ法理では、取引の自由だけではなく財産権とあわせて市場競争との緊張関係においてバランスを取ろうとしていた。そこでは、支配的事業者による施設等への投資インセンティブが重視されており、これを上回って市場における競争が排除される場合、すなわち川下市場における競争がすべて排除される場合に、例外的に取引拒絶が濫用にあたりと判断されるという慎重な判断がなされている。

以上を要するに、2009年排除型私的独占ガイドラインは、一応供給拒絶に触れており、エッセンシャル・ファシリティ法理に類似した判断枠組みを示しているように見えるものの、ガイドラインが示す考え方は、必ずしも新規の単独の取引拒絶について直接の判断基準を明確に示すものではなさそうである。また、判断基準の背景にある説明（取引の自由、財産権、施設構築やイノベーション等への投資インセンティブ）においてもエッセンシャル・ファシリティよりも狭い範囲でのバランスングを行なっているようである。

付言するとすれば、公正取引委員会がこの2009年排除型私的独占ガイドラインを策定するにあたっては、EUにおける経験としてエッセンシャル・ファシリティ法理が参照されたことと推測される。しかし、日本には新規の取引に対する単独の取引拒絶（全面的取引拒絶）に関する裁判例はないため、踏み込んだ記述が難しかったのではないかと推測される。

（ii）不公正な取引方法としての規制

これまでに独占禁止法により、単独の取引拒絶（EU法でいう全面的取引拒絶）が不公正な取引方法に該当するとされた判例はなさそうである。また、公正取引委員会により規制がなされた事例もなさそうである。

そこで、実務における考え方を知るためには、公正取引委員会が公表している2017年「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（以下、流通・取引慣行ガイドライン）が参考になる。

²⁵¹ 第2-5(1)。

流通・取引慣行ガイドラインは、「事業者がどの事業者と取引するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題である。事業者が、価格、品質、サービス等の要因を考慮して、独自の判断によって、ある事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上問題となるものではない²⁵²」としつつ、「しかし、事業者が単独で行う取引拒絶であっても、例外的に、独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引を拒絶する場合には違法となり、また、競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合には独占禁止法上問題となる²⁵³」としている。

ここで、①独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引拒絶をする場合、および②競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引拒絶をする場合として挙げられている事例は、いずれも新規の取引申し込みに対する単独の取引拒絶（全面的取引拒絶）ではない。

したがって、公正取引委員会は、流通・取引慣行ガイドラインにおいては、新規の取引申し込みに対する単独の取引拒絶については、原則として不公正な取引方法には当たらないと考えているのだろう。

これは、エッセンシャル・ファシリティ法理においても、市場支配的な事業者の取引拒絶によって川下市場の競争がすべて排除されるといほどに強い競争制限効果があってはじめて濫用の認定がなされるのであり、競争制限の程度が「公正な競争を阻害するおそれ」で足りるとする不公正な取引方法では、新規の取引申し込みに対する単独の取引拒絶を規制するのは難しいように思われる。

（3）小括

日本の独占禁止法は、新規の取引申し込みに対する単独の取引拒絶を、私的独占あるいは不公正な取引方法のうちその他の取引拒絶として規制することを可能とする文言で規定されている。しかしながら、裁判例も公取委による行政事件の例もこれまでみられていない。そして、公取委のガイドラインを参照しても、明確な判断基準は示されていない²⁵⁴。

²⁵² 第2部第3-1。

²⁵³ 第2部第3-1。

²⁵⁴ 日本においてエッセンシャル・ファシリティ法理を導入することの困難として、単独の取引拒絶と独占禁止法違反とした上で、公正取引委員会が、その排除措置命令で取引を強制することができるか等の問題意識がある。これに対しては確約手続きにおいて、被疑違反事業者側から提出される確約計画において施設等へのアクセスを開放することを問題解消措置として盛り込むことで、公取委が取引強制を排除措置命令に含めることを回避できるのではないかという提言がなされている。とはいえ、正式手続きではこの問題は残る。河谷（2017年）、前掲注2、258頁。

2. 独占禁止法 21 条とエッセンシャル・ファシリティ理論

エッセンシャル・ファシリティ法理が適用された事例には、取引拒絶の対象が知的財産権であるものが含まれている。日本ではどのように考えられるだろうか。

独占禁止法には、知的財産権と市場における競争の調整に関する規定が用意されている²⁵⁵。独禁法 21 条である。同条は「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定する。

21 条の意義は 2 段階で理解される。まず 21 条の「権利の行使」は、知的財産権の所有者がその知的財産権に基づいて無権限者による知的財産権の利用を排除することと解される²⁵⁶。そして、この権利の行使が知的財産法制度の趣旨・目的に反すると認める例外的な事情がない限り独禁法を適用しないと解される²⁵⁷。このような 21 条の理解は趣旨逸脱説と呼ばれ、裁判例・公取委の実務および学説における現在の通説だと考えられている。

日本の独占禁止法の事例において、新規のライセンス申し込みに対する単独の取引拒絶それ自体が独禁法に違反するとされた裁判例はこれまでにない。また、公正取引委員会の実務においても見られない。これまでに見られる単独の直接のライセンス拒絶に関する事例は、事実関係において特殊な事情を有するものであって²⁵⁸、新規のライセンス申し込みに対して知的財産権の所有者がライセンス拒絶したこと自体で競争制限が生じたことを問題とする事例はない。

公正取引委員会は 2016 年「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(以下、知財ガイドライン)を公表しており参考になる。知財ガイドラインは、「技術を利用させないようにする行為」について、「ある技術に権利を有する者が、他の事業者に対し当該技術の利用についてライセンスを行わない(ライセンスの拒絶と同視できる程度に高額のライセンス料を要求する場合も含む。以下同じ。)行為や、ライセンスを受けずに当該技術を利用する事業者に対して差止請求訴訟を提起する行為は、当該権利の行使とみられる行為であり、通常はそれ自体では問題とならない。…しかしながら、これらの行為が、以下のように、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合には、権利の行使とは認められず、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当することになる。²⁵⁹」としている。しかしながら、ライセンス拒絶に関する記述は多数見られるものの、新規のライセンス申し込みに対する単独のライセンス拒絶に関する説明は見られない。

²⁵⁵ 知的財産基本法 10 条が、「知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする」と規定しているように、知的財産権制度にも公正かつ自由な競争に対する配慮が内在しているものと解される。

²⁵⁶ 金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄『独占禁止法』(弘文堂、第 6 版、2018 年) 398 頁 [和久井理子執筆]。

²⁵⁷ 金井=川濱=泉水(2018 年)・398 頁 [和久井理子執筆]。

²⁵⁸ 第一興商事件(審判審決平成 21 年 2 月 16 日)、コナミに対する警告事件(平成 15 年 4 月 22 日)。

²⁵⁹ 第 3-1(1)。

一般的に条文に照らして考えれば、新規のライセンス申し込みに対する単独のライセンス拒絶は、知的財産法により付与された排他権の行使であるから、21条にいう「権利の行使」に該当しそうである。そうであれば、当該ライセンス拒絶に知的財産権制度の趣旨・目的に反すると認める事情がない限り、21条に基づく適用除外が認められ、独占禁止法は適用されないということになる。

以上に鑑みるに、現時点において、新規のライセンス申し込みに対する単独のライセンス拒絶に知的財産権制度の趣旨・目的に反すると認める事情がない限り、21条に基づく適用除外が認められ、独占禁止法は適用されず、そのような事情がある場合には、例外的に独禁法の適用を受ける。しかし、どのような場合に新規のライセンス申し込みに対する単独のライセンス拒絶がそれ自体として知的財産権制度の趣旨・目的に反するとされるかは明らかではないといえる。

3. 2024年スマホソフトウェア競争促進法

デジタル経済の進展とそれを競争法で規律することに限界があることを受けて、EUでデジタル市場法が導入されたように、日本でも、デジタル経済分野における競争を促進するための特別な法制度が導入された。2024年スマホソフトウェア競争促進法である²⁶⁰。

(1) 規制の趣旨と枠組み

同法は「特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること」および「特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めること」により、「特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」(1条)ものである。

スマホソフトウェア競争促進法は、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェアである、①基本動作ソフトウェア、②アプリストア、③ブラウザおよび④検索エンジンを特定ソフトウェアと呼び、規制の対象とする。特定ソフトウェアを提供している事業者のうち、政令で定める「他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る」規模のものが、公正取引委員会により指定を受ける(指定事業者と呼ばれる)。そして、指定事業者は、禁止行為と講ずべき措置に関する規定の適用を受ける。

²⁶⁰ 滝澤紗矢子「スマホソフトウェア競争促進法の全体像」ジュリスト1603号(2024年)33頁、王威駟「スマホソフトウェア競争促進法の概要と課題：EUデジタル市場法との比較を中心に」Law & technology 106号(2025年)37頁、滝川敏明「スマホソフトウェア競争促進法とガイドラインの問題点」国際商事法務53巻10号(2025年)1199頁、田部井靖典=鈴木雄大=山本恭平「スマホソフトウェア競争促進法の施行令・施行規則・指針の策定について」公正取引901号(2025年)24頁。

このような規定ぶりは、EU のデジタル市場法から示唆を受けたことをうかがわせる。

(2) 禁止行為と義務を通じたアクセスの実現

本稿との関係では、スマホソフトウェア競争促進法における以下の規定などが注目される。①OS が制御するスマートフォンの動作に係る機能で指定事業者が自ら提供するソフトウェアで利用するものについて、他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げることの禁止 (7条2号)、②OS、アプリストア、ブラウザの仕様の設定若しくは変更等について、これらを利用する事業者が当該措置に円滑に対応するための期間の確保、情報の開示、必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない (13条)。

これらは、指定事業者に対して、各規定の内容を実現するために必要な互換性情報などを提供することを義務付けるものであると位置付けることができる。

(3) アクセスの実現の意義と知的財産法制への示唆

独占禁止法においては、施設や知的財産権等への利用の申込に対する単独の取引拒絶は、原則として独禁法違反にはならないと考えられていることについては前述した。

これに対して、スマホソフトウェア競争促進法は、スマートフォン上の4つのソフトウェアという限られた範囲においてであるが、指定事業者に対して川下市場における参入・競争を可能とするために必要な相互接続情報等を提供することを義務付けていると捉えることができる。互換性情報・API・仕様は、場合により、①特許、②プログラム著作物・インターフェイスをめぐる著作権、③営業秘密として保護され得る。すなわち、スマホソフトウェア競争促進法は、指定事業者に対して、その有する知的財産についてライセンス強制をはかるものであると把握できる。

この点は、日本法における知的財産権と競争法の関係において、重要な制度的転換を示唆するものといえる。すなわち、従来の独占禁止法の枠組みでは、21条の下で、知的財産権の排他性は原則として尊重され、その行使が知的財産制度の趣旨・目的に反する場合に限り例外的に競争法による介入が正当化されると理解されてきた。これに対しスマホソフトウェア競争促進法は、特定のプラットフォーム領域においては、知的財産権の排他性を出発点とするのではなく、川下市場の競争可能性を確保するために必要な範囲で相互運用性を確保すべきことを原則として要請している点で、規範構造が逆転している。

すなわち、独占禁止法においては「排他権の行使が例外的に制限される」のに対し、スマホソフトウェア競争促進法においては「相互運用性確保のための利用が原則として要請される」のであり、両者はアクセス規律の出発点を異にしている。この差異は、競争法に

よる事後的濫用規制と、デジタルプラットフォームに対する事前的市場構造規制との制度的性質の差異に由来するものといえる。

もともと、スマホソフトウェア競争促進法が知的財産権の排他性を否定するものではない点には留意する必要がある。同法は、指定事業者に対し相互運用性確保のための義務を課すものであるが、それは競争参加に必要な範囲に限定されるべきものである。したがって、同法におけるアクセス義務は、知的財産権の排他性を全面的に制限するものではなく、デジタルプラットフォームに固有のゲートキーピング機能に着目して、排他性の行使範囲を制度的に調整するものと理解すべきである。

以上に鑑みると、スマホソフトウェア競争促進法は、日本法において、知的財産権に対する競争法的アクセス規律を、例外的事後規制から、限定領域における一般的事前規制へと転換する嚆矢として位置付けることができる。この点で、同法は、EU デジタル市場法と同様に、エッセンシャル・ファシリティ法理の機能を立法により内部化した制度と評価することが可能である。

XI. おわりに

本研究は、EU 競争法におけるエッセンシャル・ファシリティ法理の形成と展開を通じて、単独の取引拒絶がいかなる場合に競争法上違法となり得るかを検討し、その現代的意義および日本法への示唆を明らかにすることを目的とした。

EU 法理は、取引の自由・財産権および投資インセンティブとの緊張関係の下で、不可欠性、競争排除効果、新製品出現阻害等の厳格な要件体系を構築することにより、例外的な場合にのみアクセス義務を課す枠組みを形成してきた。この法理は、私的に形成された競争基盤に対する排他的支配と市場における競争構造の維持との調整原理として理解することができる。

他方、デジタル経済の進展は、プラットフォーム、データ、相互接続情報といった新たな競争基盤を生み出し、競争参加の前提条件が私的主体により構造的に支配される状況を一層強めた。デジタル経済にみられる市場構造およびその特徴の下では、マーケットメカニズムが機能しにくく、また従来 of 競争法における事後的濫用規制のみでは、競争確保の要請に十分に対応し難い場面が生じる。これに対応するため、EU においてはデジタル市場法が導入された。デジタル市場法には、特定のプラットフォーム領域においてアクセス義務を課すルールが盛り込まれている。ここで対象となる相互接続情報やインターフェイス仕様等は、特許・著作権・営業秘密として知的財産法上保護され得るものであり、同法はこれらの排他的利用を競争確保の観点から制度的に調整する機能を有している。

このような法制度は、競争確保のためのアクセスを、自由・権利に対する例外的な制約としてではなく、市場構造を設計する制度原理として位置付け直す方向を示している。す

なわち、競争参加の基盤となる施設・情報・技術等が私的主体により支配される場合には、その排他的支配の範囲が競争秩序の維持との関係において調整される必要があるとの認識のもと、エッセンシャル・ファシリティ法理で見られた例外的な状況から、同法理の要件を充足しない場合を含むより広い範囲へと立法によりその思想の適用が拡張されたといえる。このような排他性の制度的調整は、施設や知的財産権等の本来的機能を否定するものではなく、排他権が市場競争に与える構造的影響を踏まえてその行使範囲を再構成するものと理解することができる。

他方、日本法においては、独占禁止法の下では、取引の自由が一般に尊重され、また 21 条の下での知的財産権の排他性が強く尊重されるため、新規の単独取引拒絶に対する競争法介入は極めて限定的であると理解され、実際にこれまで事例は見られない。しかし、スマホソフトウェア競争促進法が相互接続情報等の提供義務を明示的に課したことは、特定の市場領域においては知的財産権の排他性が市場競争を確保する観点から制度的に制約されることを示している。この点は、日本法においても、知的財産権の排他性が常に無制約に優先するものではなく、競争基盤としての性質を有する情報・技術については、制度的調整の対象となり得ることを明確にしたものといえる。

新たな立法による規制の射程外の領域においては、EU においては競争法の下でのエッセンシャル・ファシリティ法理の適用を通じて施設・知的財産権等に対するアクセスが実現する可能性がある。他方、日本ではこれまでの実務に照らせば、原則として、本稿が検討の対象とする新たな取引の申し出に対する取引拒絶が独禁法に違反するとされることはなさそうである。

以上の通り、本研究では、EU 競争法におけるエッセンシャル・ファシリティ法理の検討を通じて、デジタル経済の進展を踏まえつつ、施設・知的財産権の排他性と競争秩序との関係を、市場秩序の設計原理として把握した。EU 競争法と日本の独占禁止法では、単独の取引拒絶に関する評価に大きく違いがあるが、デジタル経済においては射程の違いがあれども事業者にアクセス義務を課すという機能的に類似の制度を設計している。このことは、競争法と知的財産法制との関係が、権利対抗関係としてではなく、競争基盤へのアクセス条件をいかに制度設計するかという観点から相互補完的に再構成されつつあることを示唆する。くわえて、エッセンシャル・ファシリティ法理を有さない日本にとっては、今後、競争法と知的財産法制との調整原理を構築する規制範囲を拡大するなどの対応が必要になるかもしれない。

禁無断転載

特許庁委託
産業財産権国際課題対策推進事業（令和6～7年度）
調査研究報告書

エッセンシャル・ファシリティ法理の再検討と近時
の展開の分析

青柳 由香

令和8年3月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671
FAX 03-5281-5676
<https://www.iip.or.jp>

All rights reserved.

Report of the Measures Promotion Project on International
Industrial-Property Right Issues (FY2024–2025)
Entrusted by the Japan Patent Office

Reassessing the Essential Facilities Doctrine: A
Critical Analysis of Recent Developments

Yuka AOYAGI

March 2026

Foundation for Intellectual Property
Institute of Intellectual Property

Seiko Takebashi Kyodo BLDG 5F, 3-11 Kanda-
Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0054, Japan

TEL +81-3-5281-5671
FAX +81-3-5281-5676
<https://www.iip.or.jp>